

令和7年第1回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（3月11日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 令和7年度施政方針説明	7
1. 日程第 6 一般質問	17
福 岡 兵八郎 議員	18
町史刊行と町民への周知	
農業振興	
集落環境整備	
令和7年度新規事業	
（安田社会教育課長、中島企画課長、高岡町長、 太学校教育課長、福教育長、高城農林水産課長、 水野耕地課長、村上総務課長、尚花徳支所長、 吉田おもてなし観光課長）	
富 田 良 一 議員	41
亀津南区（徳寿園）周辺の水道水利用について	
タキンシャについて	
（保久水道課長、高岡町長、吉田おもてなし観光課長）	
大 沢 章 宏 議員	46
農業振興について	
空き家対策について	
（高城農林水産課長、高岡町長、中島企画課長）	
木 原 良 治 議員	52
学校給食費、給食センターについて	
医療的ケア児学校支援について	
（太学校教育課長、高岡町長、福教育長）	

宮之原 剛 議員	62
平和教育について	
防災行政について	
交通弱者対策について	
道の駅「とくのしま」について	
水道事業について	
(太学校教育課長、安田社会教育課長、福教育長、	
村上総務課長、中島企画課長、廣介護福祉課長、	
尚花徳支所長、保久水道課長)	

1. 散 会	81
--------------	----

第2号（3月13日）（木曜日）

1. 開 議	85
--------------	----

1. 日程第 1 一般質問	85
---------------------	----

是 枝 孝太郎 議員	85
------------------	----

地域振興について

奄振交付金について

教育振興について

（中島企画課長、高岡町長、太学校教育課長、福教育長）

政 田 正 武 議員	95
------------------	----

町の事業・行事等の情報発信について

庁舎周辺の花壇の環境整備について

災害時等における給水車の導入について

（村上総務課長、中島企画課長）

内 博 行 議員	103
----------------	-----

さとうきび産業について

畜産振興について

（高城農林水産課長、高岡町長）

勇 元 勝 雄 議員	111
------------------	-----

子供医療費について

副町長の選任について

道の駅「とくのしま」

町政について

入札について

町道の整備について

(廣介護福祉課長、高岡町長、太学校教育課長、
尚花徳支所長、村上総務課長、高城農林水産課長、
水野耕地課長、保久水道課長、作城建設課長)

竹 山 成 浩 議員 124

交流人口・関係人口の拡大へ

環境保全について

子育て支援について

(吉田おもてなし観光課長、中島企画課長、高岡町長、
大山住民生活課長、廣介護福祉課長)

1. 散 会 135

第3号(3月14日)(金曜日)

1. 開 議 139

1. 日程第 1 一般質問 139

植 木 厚 吉 議員 139

郷土文化の継承について

景勝地について

循環型農業推進について

収納業務の効率化について

(安田社会教育課長、新田税務課長、太学校教育課長、
吉田おもてなし観光課長、中島企画課長、
高城農林水産課長、高岡町長)

広 田 勉 議員 149

施政方針について

ふるさと留学生について

徳之島学について

避難所のトイレの件

特別養護老人ホームの増床を

(高岡町長、高城農林水産課長、中島企画課長、
廣介護福祉課長、白坂農業委員会事務局長、
太学校教育課長、安田社会教育課長、村上総務課長)

松 田 太 志 議員	172
------------------	-----

歴史を後世へ

小学校空き教室の有効活用を

北部地区認定こども園の今後は

われんきゃポイント事業について伺う

(村上総務課長、吉田おもてなし観光課長、

太学校教育課長、高岡町長、廣介護福祉課長)

1. 散 会	185
--------------	-----

第4号（3月17日）（月曜日）

1. 開 議	190
--------------	-----

1. 日程第 1 発議第 1 号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に 関する条例の一部を改正する条例について ...	190
--	-----

1. 日程第 2 発議第 2 号 徳之島町議会の個人情報の保護に関する条例の一 部を改正する条例について	191
---	-----

1. 日程第 3 議案第 4 号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例について	192
--	-----

1. 日程第 4 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例について	193
--	-----

1. 日程第 5 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について	194
---	-----

1. 日程第 6 議案第 7 号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	195
--	-----

1. 日程第 7 議案第 8 号 令和6年度一般会計補正予算（第8号）について	195
--	-----

1. 日程第 8 議案第 9 号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第5号）について	198
---	-----

1. 日程第 9 議案第 10 号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4 号）について	199
--	-----

1. 日程第 10 議案第 11 号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4号）について	200
--	-----

1. 日程第 11 議案第 12 号 令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）につ いて	201
---	-----

1. 日程第 1 2	議案第 1 3 号	令和 6 年度下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	202
1. 日程第 1 3	議案第 1 4 号	令和 7 年度一般会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 4	議案第 1 5 号	令和 7 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 5	議案第 1 6 号	令和 7 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 6	議案第 1 7 号	令和 7 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 7	議案第 1 8 号	令和 7 年度水道事業会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 8	議案第 1 9 号	令和 7 年度下水道事業会計歳入歳出予算について	203
1. 日程第 1 9	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	206
1. 日程第 2 0	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	206
1. 散 会			207

第 5 号（3 月 2 1 日）（金曜日）

1. 開 議			211
1. 日程第 1	議案第 1 4 号	令和 7 年度一般会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 2	議案第 1 5 号	令和 7 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 3	議案第 1 6 号	令和 7 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 4	議案第 1 7 号	令和 7 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 5	議案第 1 8 号	令和 7 年度水道事業会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 6	議案第 1 9 号	令和 7 年度下水道事業会計歳入歳出予算について	211
1. 日程第 7	議案第 2 0 号	徳之島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	214
1. 日程第 8	議案第 2 1 号	徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例	

	について	215
1. 日程第 9	議案第 22 号 徳之島町堆肥センターの指定管理者の指定について	216
1. 日程第 10	議員派遣の件	216
1. 日程第 11	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	217
1. 閉 会		217

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和7年第1回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和7年3月11日開会～令和7年3月21日閉会 会期11日間

月	日	曜日	会議別	日程
3	11	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○令和7年度施政方針の説明 ○一般質問（福岡・富田・大沢・木原・宮之原）5名
	12	水	休 会	
	13	木	本会議	○一般質問（是枝・政田・内・勇元・竹山）5名
	14	金	本会議	○一般質問（植木・広田・松田）3名
	15	土	休 会	
	16	日	休 会	
	17	月	委員会	○発議 ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○令和7年度当初予算上程（特別委員会設置、付託） ○予算審査特別委員会
	18	火	委員会	○予算審査特別委員会
	19	水	委員会	○予算審査特別委員会
	20	木	休 会	
	21	金	本会議	○委員長報告 ○議案 ○閉会

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 3 月 11 日

令和7年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和7年3月11日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和7年度施政方針説明

○日程第 6 一般質問

福岡兵八郎 議員

富田 良一 議員

大沢 章宏 議員

木原 良治 議員

宮之原 剛 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和7年第1回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番竹山成浩議員、9番徳田進議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月21日までの11日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和7年1月分、2月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、要点だけを申し上げます。

まず、2月3日から2月6日、鹿児島市に出張をしております。鹿児島県農業・農村振興協会令和6年度第2回通常理事会に出席。港湾空港課へ要望活動をいたしました。これは、亀徳港の耐震化への要望でございます。令和6年度の第2回の赤十字社は、雪等で中止になりました。そして、令和6年度鹿児島県スポーツ推進審議会に出席。

2月7日、8日、鹿児島県国民健康保険団体連合会理事会に出席。郵便局の感謝の集いに出席。

2月13日から2月14日、鹿児島県市町村振興協会令和6年度第2回通常理事会に出席。令和6年度第3回鹿児島県青少年問題協議会に出席。令和6年度鹿児島県感染症対策連携協議会及び第2回行動計画策定部会に出席。鹿児島県観光地所在地町村協議会定例監査を行いました。鹿児島県市町村行政推進協議会令和6年度市町村長研修会に出席。第145回鹿児島県町村会定期総会に出席。鹿児島県町村ICT・IoT利活用推進協議会令和6年度定期総会に出席。令和6年度奄美群島農業・農村整備事業推進協議会県農政部との意見交換会に出席しております。

2月15、16日、DISCOVER TOKUNOSHIMA 春一番商談会に出席。代々木の第10回徳之島観光・物産フェアに出席。

2月20日から21日まで、鹿児島県町村監査委員会協議会令和6年度定期総会に出席。鹿児島県町村議会議長会第76回定期総会に出席しております。

2月27日と28日、鹿児島県森林組合連合会「森林組合長研修会」に出席。さらに、奄美群島広域事務各種会議に出席しております。森林組合につきましては、興味深かったのが、外国人労働者についての提案等がございました。

すみません。1月からというのを忘れていました。2ページから開始したので、ちょっと1ページに。すみません。ごめんなさい。

1ページ目、12月14日、道の駅とくのしま、お披露目式典。

12月15日には、道の駅とくのしまプレオープン。

12月18、19日、鹿児島県町村会理事会、令和6年度鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会に出席。奄美群島の航空・航路運賃軽減協議会に出席。

12月21日は、御存じのように、道の駅とくのしまオープン記念式典及び交流会、徳之島世界自然遺産センター開所記念式典に出席。

12月23日、自民党の奄美振興特別委員会、離島振興予算対策本部の設置並びに離島振興懇談会に出席。この奄美の振興特別委員会につきましては、令和6年度の補正予算、クリーンセンターの廃棄物処理施設で6億6,100万円が補正予算とついており、要望がかなったところがあります。そして、令和7年度の交付金につきましては、概算要求で28億3,800万に対して予算が23億6,800万となったことで、残りは補正対応ということもありますが、当初で24億円台を強く要望していく必要があろうかというふうに考えております。

1月9日、令和6年度地域医療構想調整会議に出席。令和6年度鹿児島県農業再生協議会臨時総会に出席。令和7年度の東京奄美会賀詞交歓会に出席。

1月15日から18日、令和6年度の町村長海外研修、台湾のほうに町村会として行ってまいりました。台北市でビッグデータセンターを視察いたしまして、都市のガバナンスを実現するためにビッグデータを政策決定に活用してまいりました。交通や公衆衛生、空気の質等、3,000種類にわたるデータを専門家が分析をして、更新をしてまいりました。我々も、ビッグデータの扱いについてはまだまだ遅れているのかなというふうに考えてまいりまして、今後は必要な研修等を重ね、ビッグデータについてはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

1月20日から23日、令和6年度地方自治振興促進懇談会及び町村長研修会に出席。徳之島三町で九州防衛局へ要望活動をしてまいりました。これは、自衛隊等の要望でございます。「国と町村の道路政策に関する意見交換会」に出席。全国町村会正副会長会に出席。一般財団法人全国自治協会理事会に出席。全国町村会理事会に出席。都道府県町村会正副会長交流会に出席。

1月29日から30日、令和6年度奄美・やんばる広域圏交流推進協議会に出席しております。これは、やんばるの広域の交流の協議会において、沖縄との交流について郷土会の方々に徳之島町の子供たちとの懇親をお願いしたところ、今回、2月に子供たちが沖縄に行って参ったところ、郷土会の方たちが懇親を深めて歓迎会をしております。子供たちにとっても非常に大きな思い出になったようでございます。

以上で行政の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 令和7年度施政方針説明

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、令和7年度施政方針説明を行います。

○町長（高岡秀規君）

令和7年第1回徳之島町議会定例会の開催に当たり、町政に臨む所信を申し上げるとともに、令和7年度徳之島町一般会計予算案、特別会計予算案、関連議案を提出し、町民の皆様方並び

に町議会議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに。

令和7年度の一般会計予算案の総額は、歳入及び歳出それぞれ87億3,440万円となっており、前年度と比較しますと0.6%の減となっております。歳入歳出の主な事柄といたしましては、GIGAスクール構想における小中学校児童生徒の1人1台のタブレット端末の入替事業、学校給食費の還元事業、子ども第三の居場所の運営事業、東天城中学校プール建設事業、健康の森総合運動公園ウォータースライダー等の改修事業等になります。

それでは、第6次徳之島町総合計画に掲げる将来像、「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」の実現と地域のさらなる発展に向け、総合計画内の6つの基本目標に沿って、令和7年度事業施策を申し上げます。

令和7年度の事業施策について。

未来を担う子どもを育み、活力を生み出すまちづくり。

幼児・学校教育の充実について。

令和6年度、将来を担う子供たちが、「新たな夢や目標に挑戦できる」「島内外で様々な経験ができる」「豊かな個性や能力を最大まで伸ばすことができる」「豊かな自然や希少動植物と共生できる」まちづくりを目指して、島われんきゃ教育ビジョンを策定いたしました。

幼児期及び幼小かけ橋期の教育の質的向上や小中学校を中心にしたGIGAスクール構想の下で、1人1台タブレット端末の入替え、Wi-Fi環境の日常的活用や本町独自の遠隔教育などICT教育における学びを充実させ、児童生徒にとどまらず、教職員間におけるICT教育における運用方法をはじめとした知識の共有を含め、町史を活用した新たな学び「徳之島学」を導入するなど、最先端の学びの町の実現を目指します。

プログラミング教育の充実に向けては、「みらい創りラボ・いのかわ」において、小学生及び中学生を対象にプログラミングスクールを継続いたします。また、全国最大規模のプログラミングキャンプに参加をし、好きなことを形にする力や未来の選択肢を増やすきっかけづくりに努めます。

小規模校の課題解決と校区の活性化に向けて、ふるさと留学生及び親子留学制度の受入れを行うとともに、学校魅力化としての英語教育の充実など、小規模校区の活性化を推進してまいります。学士村塾や進学塾についても継続的に実施し、われんきゃポイント事業については、ポイント対象事業や対象店舗を拡大することで、児童生徒や家族ぐるみの前向きな努力や挑戦を応援し、やる気を育て学ぶ意欲を高めるとともに、子育て世帯を支える地域づくりに取り組みます。

子ども第三の居場所が完成したことにより、新たに不登校等を含め誰一人取り残さない支援体制づくりの推進など、多様な支援が必要な子供たちに対応した受入環境を整備いたします。

子供や教員を含め、専門的な指導や最先端の学びを実現するために、島われんきや教育ビジョンに基づいた新しい時代にふさわしい教育推進事業を実施いたします。沖縄科学技術大学院大学、通称OIST等の大学及び教育機関や関連企業との連携、海外語学留学事業により、未来の夢の実現に向けてグローバルな視点を持ち、島から世界で活躍できる人材の育成を目指します。

東天城中学校については、新校舎建設に引き続き、プールの完成に向け事業を実施します。また、学校給食センターの老朽化に伴い、徳之島町学校給食センター建設推進協議会の中で、新施設建設に向けて計画的に検討を進めます。

学校給食費還元事業といたしまして、学校給食費納入額分の地域振興券を配布することにより子育て家庭の経済負担の軽減や家庭教育環境の充実を支援をし、地域経済の消費喚起に取り組めます。

農業振興について。

農業の振興については、エネルギー価格の上昇やロシアによるウクライナ侵略等の影響により化学肥料価格が急騰しており、この対策に取り組むことが急務となっております。

今年度は、母間加工センターと機能性植物加工センターを統合し徳之島町農産物加工センターとして、また花徳地区地域農業管理施設と農業研修施設を統合し徳之島町営農支援センターとして、運営の合理化に努めます。さらに、堆肥センターを含めたこれら3つの施設の公社化を図り、昨年同様、堆肥ペレットを販売し、化学肥料の使用量低減に取り組めます。

農業基盤整備については、県営畑地帯総合整備事業を第一母志ほか7地区で行い、水利用効果を最大限に生かした品質の安定化による生産性と収益性の向上を目指します。水資源の安定供給については、基幹水利施設のストックマネジメント事業を第二神嶺地区で実施いたします。また、地区外導水路の機能保全実施計画を策定し、農業用水及び飲料水の安定供給を図ります。

さとうきびについては、ここ数年、気候条件に恵まれながらも、地力の低下等により単収が減少しております。さとうきび振興対策支援、土づくり対策支援や環境保全型農業推進事業等を有効利用することで地力改善を図り、令和7年、8年期においては、振興計画の目標である5,550キログラムへの単収向上でさとうきびの生産拡大に努めます。

園芸については、生産者組織の育成強化を図るため、関係機関・団体と連携しながら栽培技術研修会等を実施いたします。ICTを活用したスマート農業の推進に向けて、農業用ドローンによるばれいしょの農薬散布やAIを活用した土壌診断等を行い、超省力・高品質な作物の生産に向けた新たな農業を推進いたします。

畜産の振興については、優良雌牛自家導入事業や畜産クラスター事業、畜産振興事業、畜産基盤再編総合整備事業等の活用により畜産生産基盤を強化し、受精卵センターやTMRセンター事業を継続することで、畜産農家における労力負担の軽減と所得向上を図ってまいります。

さらに、4年連続A5ランクを獲得している肥育事業を継続することにより徳之島町産黒毛和牛の能力・品質の高さをPRし、子牛セリに係る購買者誘致を図るとともに、徳之島牛のブランド化へ向けた取組について推進いたします。

担い手及び就農者の育成・支援については、地域計画策定後も地域農業の実情に応じて協議を重ね、見直しを図り、新規就農者育成総合対策事業により、就農促進のための取組を支援いたします。

また、徳之島町食育推進計画に基づき、各ライフステージに応じた料理教室や講演会、農業体験などを実施することによって住民の意識を高め、食生活の改善や地産地消等に関心を持ち、食育を通して心と体が健やかになれるように食育関係組織と連携してまいります。

鳥獣被害防止対策では、耕作放棄地の解消などを関係機関と連携をし、農場へ寄せつけない取組の呼びかけや、既設侵入防止柵の維持管理を徹底し侵入を防止する取組などを一体的に行い、農産物の安定的な生産量の確保に努めます。また、捕獲活動強化のために、ICT機器等を活用した効率的な捕獲活動を推進いたします。

水産業の振興について。

水産業については、離島漁業再生支援事業を活用することにより担い手の育成や支援を行い、離島漁業の再生に向けた種苗放流や藻場造成等、漁場の生産力向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組を支援いたします。地域の漁業活動を支える第1種漁港においては、機能低下した各施設の保全対策工事を引き続き実施いたします。さらに、老朽化した漁協施設を、競り市場、食堂、物産展示場などを備えた複合施設として移転新築の検討も進め、安全、安心で効率的な漁業活動の支援及び水産業の振興を図ります。

商工業の振興について。

商工業の振興については、地元中小企業の経営支援を目的とする商工会育成事業や、プレミアム商品券の発行に対する助成を継続することで地域活性化につなげます。また、農林水産物等輸送コスト支援事業においては沖縄への出荷も対象となり、生産・出荷に係る輸送コスト補助をすることで流通条件の不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進いたします。

観光の振興について。

観光施設等の整備については、既存の施設の維持管理に努めるとともに、奄美トレイルコースを拠点とした観光地整備を推進いたします。また、観光振興については、世界自然遺産に登録された自然資源の保全と活用が可能なガイドの育成・支援を継続します。また、ふるさと納税を活用して高性能カメラやドローンを整備し、観光地にとどまらない徳之島の歴史、文化、自然、動植物、人、食等の魅力を深掘りし、SNSやホームページ等で積極的に発信し、徳之島の認知度向上、徳之島ファンの獲得に努めます。

新たな産業創出と雇用の確保について。

島外企業や島内企業、事業者との共創を生み出すために整備した「みらい創りラボ」井之川を活用し、テレワークやワーケーションを推進することにより、しごとの創出・ICT人財の育成・シマづくりの基地化を推進いたします。

わっきゃぬシマさばくり事業として、新たな産業創出や雇用の確保、人材育成等、民間事業者からの独創的なアイデアや、既に有する資源等に基づく提案事業への資金助成等を実施いたします。また、シマおこしへのチャレンジを支援することを目的とした事業を実施し、令和7年度は補助金による支援だけではなく、伴走支援型として新たに徳之島チャレンジ人材育成事業を実施いたします。

ふるさと納税制度の推進による地域活性化について。

本町においては、黒糖焼酎や南国フルーツなど徳之島ならではの返礼品を取り入れることにより、寄附件数も増加しております。これまで島外発送をしていなかった町内事業者も、返礼品として全国にPRできていることから、パッケージデザインの変更や内容量の変更など、消費者のニーズに合わせた返礼品の開発が進められています。今後も美農里館、道の駅とくものしまとふるさと思いやり応援推進室との連携を図り、さらなる寄附件数の増加に努めます。また、全国の皆様からふるさと納税の使い道で選ばれる自治体を目指すために、寄附者の皆様へふるさと思いやり基金の活用事例をしっかりと報告をし、ふるさと納税によって地域が元気になっていることを実感していただけるよう取り組みます。

支え合いで、だれもが幸せ感じるまちづくり。

子育て支援・児童福祉の充実について。

就労形態の多様化等による保育所利用ニーズの増加に応じ、延長保育・病児保育・一時保育事業・放課後児童健全育成の促進等、保育サービスの充実に努めます。また、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業等、地域における子育て支援事業の充実や出産祝金事業を継続し、母子保健事業では、産後うつ等、ハイリスク産婦への産後ケア事業を含めた専門的支援や、妊産婦や母親同士の交流を促進するなど、地域における支援体制づくりに努めます。さらに、子供たちの健やかな成長・発達を支援し、保護者が育児が楽しい、島で子育てしてよかったと感じられるように、引き続き健診や親子教室等の事業において寄り添った支援に努めるとともに、医療・保育・福祉分野の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て世代への切れ目のない支援に取り組み、合計特殊出生率日本一の町として、子育て家庭が安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進いたします。

障がい者福祉の充実について。

障がい者福祉の施策については「障がいのある人もない人も、共に生きる島づくり」を基本理念に、基本計画の推進や目標の達成に向けて、徳之島地区地域自立支援協議会と連携を図りながら、安心して生活できる支援体制づくり、自立と社会参加の推進、人にやさしい地域社会

づくり等、障害者のニーズに応えられる相談支援事業体制の構築に努めます。

健康・医療の充実について。

各事業計画に基づき、生涯を通して心身ともに健康な生活を送ることができるよう、幅広いライフステージの方々を対象に健康づくりの普及啓発に努めます。また、各種健康診査の受診率・保健指導の実施率向上に努めるとともに、健康課題の解決に向けた保健事業を実施することにより、町民の健康の保持・増進並びにQOLの維持・向上を目指します。

高齢者福祉・地域福祉の充実について。

高齢者が、運転免許を自主返納後も社会参加など交流の機会を促進するとともに自立した生活を支援するために、令和7年度からシニアカーの助成制度を創設いたします。また、引き続き、高齢者や障害者ができる限り健康を維持し、住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう介護予防の充実を図るとともに、必要に応じて宅配給食や介護支援など様々な面から生活を支えるよう支援いたします。

包括的支援事業では、近年、権利擁護・成年後見制度利用に関わる相談が増加していることから、介護福祉課を成年後見制度に関わる中核機関として位置づけ、後見制度に関する周知や相談対応、受任者調整などの機能を担ってまいります。また、元気な高齢者が自らの経験を生かし地域社会の担い手として活動できるようシルバー人材センターの活動支援を行い、雇用の場の確保や生きがいづくりの推進、人員の増加を図ります。

豊かな自然を守り、快適で魅力あるまちづくりについて。

自然環境・生態系の保護・保全について。

固有種や希少種の生息環境の保全のための外来種駆除や盗掘盗採パトロールの継続、生物多様性の象徴であるアマミノクロウサギのロードキル対策の推進を図ります。また、自然保護に対する地域全体での意識醸成として、次世代を担う子供たちへの自然と触れ合えるイベント等を実施し、環境教育を推進します。さらに、徳之島世界遺産センターにおいては、島民のみならず、観光客の利用により交流人口の増加も予想されることから、国立公園の目的である保護と利用の両立を目指し、徳之島全体の振興を図ります。

また、野良猫のTNR事業、飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術費の助成を行うことにより犬や猫の繁殖を抑制し、希少動物の捕食防止や衛生環境の向上を図ります。

海岸漂着物の取組としては、町内の海岸線全域において大量の漂着物が流れ着いており、海岸線の良好な景観を阻害する原因の一つとなっていることから、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した海岸線の良好な景観及び海洋環境の保全に努めます。

循環型社会の推進について。

再生可能エネルギーの利用促進として、徳之島町地域脱炭素戦略ビジョンの策定を進め、地球温暖化防止に向けて、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの活用

について検討を重ねます。

徳之島町浄化センター内で処理している下水道・浄化槽汚泥及びし尿については、堆肥化施設を有効活用した新たな堆肥の開発・製造に取り組み、緑農地還元を行うことにより循環型社会の構築を推進いたします。

林業の振興について。

本町の森林には、世界自然遺産登録を受けた国立公園に属する地域もあるため、自然環境に配慮した森林の計画的な育成・間伐などを推進していく必要があります。その中で、引き続き、国県事業を活用した適切な森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくほか、各種事業及び森林環境譲与税を活用した若年層などへの木育活動を推進し、林業の振興につなげていきます。また、町の公共施設や観光地などの保全すべき松は、定期的に薬剤の樹幹注入を行うことにより、将来にわたり維持保全に努めます。

地域情報化の推進について。

町公式、地域おこし協力隊やふるさと納税推進室によるSNSを活用して、日々、徳之島の情報を発信しています。そこで、本町では“さらに伝える！発信するまち”を目指し、365日情報発信をする「1日1徳宣言」と称し、町の話や地域行事の様子を伝えていきます。また、地域おこし協力隊によるSNSでは、島外の視点から見た徳之島の素敵な魅力を全国に発信し続けます。

公園緑地の整備について。

都市公園長寿命化事業により、今年度も引き続き健康の森総合運動公園（ウォータースライダー等）改修事業を実施し、利用者が安全に安心して利用できる公園施設の整備を推進いたします。そのほか各公園についても遊具の点検や安全管理に努めることにより、町民の健康づくりを支援いたします。

住環境の充実について。

公営住宅について。

社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅等ストック総合改善事業で港ヶ丘団地1棟4戸、集会所、電気室、プロパン庫、受水槽、ブロワ庫、ごみ置場の外壁改修工事、また九年母団地1棟2戸の外壁改修、台所・浴室・洗面所給湯設備工事及びプロパン庫の外壁改修工事、花徳団地4棟4戸の外壁改修工事、台所・浴室・洗面所給湯設備工事を実施し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに質の向上を図ります。

住宅リフォーム助成事業では、民間住宅リフォーム資金助成を行い、住宅の長寿命化、質の向上、地域経済の活性化を図ります。また、空き家活用セーフティネット住宅改修事業で2件の民間住宅改修資金助成を行い、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居の円滑化に努めます。

ごみの減量化について。

三町において共通の課題はごみの減量化であり、引き続き、燃やせるごみに含まれている再利用可能な資源ごみの細分化による再資源化可能なごみの排出量調査や生ごみの堆肥化等、減量化に向けて取り組みたいと思います。

北部地区について。

昨年12月にオープンした道の駅とくのはのしまの施設を管理する団体と連携を図りながら、多くの方々に徳之島の魅力を伝え、徳之島ファンの獲得につなげてまいります。また、東天城まつりについては、地域が主体となって実施する体制を基に、北部地域全体での協力体制の構築にも努めてまいります。

学び合い、育て合い、笑顔きらめく社会づくりについて。

生涯学習・生涯スポーツ活動の振興について。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わりを通じた心身及び健康の保持増進をはじめ、スポーツに関わることで競技の楽しさや感動を味わい、生涯にわたり健康で活力ある生活の実現を目標に、鹿児島県が策定しています第2期マイライフ・マイスポーツ運動の展開を図ってまいります。また、合宿の受入れ活動や各種大会の企画・運営を行い、交流人口の拡大や競技力の向上、人材育成に取り組みます。

青少年健全育成の推進について。

青少年育成については、町民会議全体として読書活動の推進に取り組み、3部会においては「早寝・早起き・朝ごはん」「地域行事への参加」「スマホ等の適切な使用」の3項目を継続し、青少年が健全に成長していくための地域づくりに努めます。また、本町の子宝を大切にす風土を生かし、地域の子どもは地域で育てる環境づくりを推進し、青少年の地域行事への参加促進を図ります。

インターンシップ教育事業では、中高生の望ましい勤労観や豊かな職業観の育成を目的とし、大手企業などへの訪問や職場体験を実施いたします。令和7年度は新たに環境とSDGsを重点的に学ぶため、沖縄県内の企業を訪問し、町の未来を担う人材として、将来に夢と希望を持ち、活力に満ちた若者の育成を目指します。また、外国人宅でのホームステイを行うなど、語学留学も兼ねた事業を実施いたします。

とくのはのしま劇団事業では、徳之島の歴史・自然・文化を学びながら、ミュージカルを通した子供たちの創造性や表現力の向上、異世代間交流によるコミュニケーション能力の向上を図ります。また、小学4年生以上を対象にした劇団四季「こころの劇場」や中学生を対象にした普段見ることのできない生の舞台芸術に直接触れる機会を文化庁の舞台芸術等総合支援事業により実施し、創造性と心の豊かさの育みに寄与してまいります。

郷土文化の継承・活用について。

これまでの町誌編さん事業で収集・保存した多様な歴史資料のデジタルアーカイブズへの登

録を進めるとともに、その資料を活用した普及事業を実施いたします。文化財保護審議委員や行政、各種事業所、町民等と連携し、さらなる資料の収集・保管ができるよう努めます。

また、収蔵資料などのデジタルアーカイブ化も進めてまいります。併せて、指定文化財については、適切に保存・活用するために、必要に応じて修復を行っていきます。未指定の文化財については調査や審議を進め、文化財指定などができるよう努めてまいります。

男女共同参画社会の推進について。

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を十分に発揮する事ができる男女共同参画社会の実現を目指します。一人でも多くの町民に理解してもらうために、町広報紙やパンフレット、ポスター等で啓発を行うなど着実な施策の実施に努めます。

安全・安心で持続可能なまちづくりについて。

計画的な土地利用の推進について。

計画的な土地利用の推進については、公共事業・災害復旧事業などを円滑に進めることができるように地籍調査を実施し、土地境界の明確化に努めます。

農地においては、遊休農地の解消を図ることにより優良農地の確保に努めます。また、将来にわたって適切な農地利用を図るため、農地中間管理機構を活用して担い手や新規就農者等に集積を図ります。

乱開発や無秩序な土地利用防止においては、国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度により、土地取引という早期の段階から適正な土地利用がなされるようチェックをすることで、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進いたします。

道路・交通網の整備・充実について。

社会資本整備道路事業として、主要町道亀津19号線、亀津中央線の道路拡幅工事及び避難道路整備として、亀津新里横3号線の用地買収や建物補償、工事を進めていきます。また、ゾーン30整備事業を活用した通学路や生活道路等の整備も実施いたします。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁点検を行い、補修が必要な橋梁の補修工事を行います。今後も各種事業を実施することにより、広域圏交通のネットワーク形成と市街地交通網の円滑化を促進いたします。

交通安全の推進について。

交通事故多発箇所及び危険箇所については十分な検証を行い、カーブミラーやガードレール、道路の区画線・路面標示、警戒標識などを整備し、安全で安心な交通環境の充実を図ります。

上下水道の整備について。

亀津浄水場更新事業として、令和6年度に大原地区の新浄水場が完成をし、また水道管路緊急改善事業として、新浄水場からの水道管を既設の水道管につなげる事業も実施しており、令和7年度中の給水開始を予定しております。今後は徳之島町第1浄水場の電気・機械設備の老

朽化に伴う更新事業を実施するなど、引き続き安全な生活用水の安定供給に努めます。

下水道事業については、下水道整備による快適な生活環境づくりや河川・海域の水質汚濁防止を目的とした管路工事を亀津南区、北区周辺で実施いたします。下水道区域外では、くみ取便所から合併処理浄化槽への改修や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等の普及啓発に努めることにより、汚水処理人口普及率の向上を図ります。また、ストックマネジメント計画に基づいて管路・処理場の機器更新を順次進めていきます。

地域防災、消防・救急の充実について。

多種多様な災害が発生する中、地域は自らで守るという隣保協同の精神と、連帯感に基づく地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要なため、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成、強化を図ります。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、災害情報配信システムの登録を促進するとともに、テレビのデータ放送やX、WEB防災マップ、SNS等を活用した迅速かつ確実な情報提供を図るなど、様々な情報伝達手段の充実・強化、啓発に努めます。

さらに、避難場所への公衆トイレの設置や避難所の設備についても整備を進めるとともに、災害時に必要な水を貯水する給水車を導入いたします。

消防については、老朽化した消防車両の更新を実施し、高度で専門的な知識・技術を備えた救助隊員の育成に努めます。

絆を育み、ともに考え行動するまちづくりについて。

行財政運営の効率化について。

徳之島町行政改革大綱を基に、中期的な視点と目標を持って、財政の健全化をはじめとする効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、次世代につながる町民サービスの向上に努めます。また、各種事業を実施する中でPDCAサイクルによる見直しを行い、町民のニーズに対応した費用対効果の高い事業を推進いたします。

自主財源確保に向けた取組としては、各種税のコンビニ収納や電子決済サービスによる時代に即した納付環境を整備し、納税者の利便性向上、収納業務の効率化及び収納率の向上につなげます。

また、学校給食センター建設事業、漁業複合施設整備事業等、今後も大型事業を予定しているため、補助金や交付税措置がある有利な地方債の活用を検討し、財政負担の軽減を図ります。

広域連携の推進について。

奄美群島成長戦略ビジョン2033では、前ビジョンの基本理念である重点3分野、「農業」「観光」「交流・情報」を継承しつつ、新たに3つの柱、「つなぐ宝」「稼ぐ力」「支える基盤」を基軸としました。自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指すために、奄美群島広域事務組合を中心とした12市町村の広域連携を図ってまいり

ます。

むすびに。

昨年に、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正により、農林水産業の振興に関する事業及び教育及び文化の振興に関する事業の追加、そして、沖縄県との連携強化を含めた各種制度が拡充されました。それに伴い、奄美群島振興開発交付金を活用し、継続事業のブラッシュアップと農業と教育に関する新規事業に取り組んでまいります。

今回5年間の延長となった奄美群島振興開発特別措置法は、10年後の豊かで住みよい活気にあふれたまちづくりの貴重な財源であります。奄美群島成長戦略ビジョン2033の実現に向けて、昨年実施した地域座談会の中での地域住民の皆様の忌憚のない御意見、御提案を受け止め、全課において共有・対応してまいります。

地域の課題を行政の課題と捉え、常に「計画」「実行」「評価」「改善」のプロセスであるPDCAサイクルを意識しながら行動し、課題解決及び地域活性化に向けた取組を進めてまいります。

「離島振興こそが地域振興の要である。」と捉え、町民一丸となって地方創生の機運醸成、地方創生の成功事例を構築することが重要だと思います。出生率が高い地域がなぜ人口減少に歯止めがかけられないかなど、しっかり分析・検証し、新たなチャレンジをしていく事が求められております。

さらには、人口減少を想定した施策が求められ、人材不足・人口流出は対岸の火事ではありません。女性、若者、シニア、外国人、副業人材の確保等が今後の課題であり、新規産業を含め雇用の確保に努め、ウェルビーイングの向上に取り組むことが必須だと考えております。

「We're OPEN～みらい輝く、とくのしま町～」の実現に向けて、失敗を恐れずあらゆる課題にスピード感を持って「挑戦」し、「検証」を行い、「努力」し続ける姿勢が大切であり、その思いが後輩へと引き継がれることが実現への大きな原動力になると信じております。

以上で、令和7年度の行財政運営における基本的な考え方を申し上げます。町民の皆様並びに議員各位の皆様の御理解と御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第6 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、一般質問を行います。福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

カムバックしました。先ほど町長から徳之島町総合計画、奄美群島成長戦略ビジョン、改定食料・農業・農村基本法で新しく盛り込まれた内容も挿入されて、町民福祉の向上、幸せの向上と、町政発展のためのとても中身の濃い施政方針の発表がございました。執行部、議会はもちろん町民の皆様総合力で、これが達成できるようにみんなで頑張ってまいりましょう。

年々収まることのない天変地異、2011年3月11日、本日、東日本大震災が昼間に発生しました。

ちょうど議会中でございましたが、まさに映画を見ているような大変な出来事でございます。また、最近、国内外問わず大きな山林火災、これも初めてのことでございます。

私たちは、この庁舎建設に当たって、岩手県、宮城県の震災地を訪問して、地域の皆様との意見交換をしてまいりました。本当に災害に強い、予測できない災害にどうして立ち向かっていくか、いろいろと中身濃く、けんけんごうごうしながら、協議の上、こうして防災に対応できるようなすばらしい施設ができたわけであります。

さて、今や世界の情勢はTリーダーの傍若無人的、型破りの政治的、Tリスクもあって、風声鶴唳的な暗雲が漂い始めています。

UKR戦争の終結の仕方が、口勝利で終わらせるようなことがもしあったならば、世界が混乱しかねない様相を呈しています。力任せでやった者勝ちの論理が浸透すれば、第2、第3の侵略が起こりかねない。歴史は繰り返されると言いますが、これは決して対岸の火事ではないと思います。

台湾問題、尖閣諸島、沖縄、そして奄美群島もちろん日本そのものがUKRの二の舞になりかねない。隣国が長期戦略の中で、第一列島戦、第二列島戦で明確にシフトを引いており、国家存亡の危機に直面しているような気がいたします。今、国内で起きている日本の水資源に着手しているのも、その計画に沿ってのことかもしれません。

Tリーダーが次に取り上げたのが関税であります。私たち南西諸島のさとうきびも、オーストラリアやカナダからの輸入粗糖の関税によって、農家の手取り価格が堅持されているのは御承知のとおりであります。しかし、国民の健康思考による砂糖関係の食品の需要低下と人口減少も相まって輸入量が減少しかねない。そのとき穴埋めとして、日本安全保障の視点から、防衛予算からでも補填してもらえるのか。南西諸島一丸となって要請が必要かと考えるところがあります。国民の生命維持に三大栄養素のタンパク質と脂質と炭水化物は国の国策で守らなければならない。法律で記されております。炭水化物の原料としてのさとうきびは、甘味資源特

別保護法の下、守られているわけですが、さらなる充実強化を願うところであります。

その次の話題は、米不足が問題になっておりますが、テレビでは得れない情報として、カリフォルニア米の輸入増大の戦略とのこと。カリフォルニア米のカルローズ米は既に20年も前から国内のレストラン等でも使われているようでありますが、これまで農産物とは無縁の大手商社が買い占めに走っている。それは工業製品を輸出拡大するために、米の輸入、農産物の輸入拡大をもくろんでの施策と思われます。

これまでも政府は、電気製品や自動車などの工業製品の輸出増大のために農産物の輸入拡大を条件に取り組んできました。学校給食にしても御飯からパン食へと切り替えてきました。スマート農業の進んだ外国での栽培は、航空防除による散布ですから、農薬漬けの輸入小麦で作ったパンから殺虫剤の成分であるネオニコチノイド、これは1つの成分ではなくて殺虫剤7品目ぐらいを総称しての名前ではありますが、そのパンからそういう検出がされた報告もございました。今度は国産の米をカリフォルニア米に切り替える準備を進めていることは、表情報では得られません。米作農家の、日本の米農家の消滅に向かって走っているとしか思えないわけであります。

私は身近な問題として考えてみましたときに、今、本町の学校給食センターで米が年間約12トン使用されていますが、今後に向けて、県内の安全、安心できる米産地との契約取引のできる制度づくりが必要ではないか。2月27日に給食センター運営委員会がありましたので提言をいたしました。学校給食はもちろん保育園から高齢者施設に至るまで、徳之島全島で消費する安全な米を確保する対策が、その対策を仕掛ける時が来ていると思います。

日本農業を考えたときに、幸いにして自民党の要に森山先生がいらっしゃいます。日本の食料基地である鹿児島県出身ですから、農家・農村の熱い思いは十分御承知でございますので、大船に乗った安心した気持ちでいますが御期待を大にしているところであります。

ちょっと前置きが長くなりましたが、早速ですが、14番福岡が通告の4項目について質問いたします。町長並びに所管課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず1点目に、町史刊行と町民への周知についてであります。

まさに本町に未来永劫、大きな宝が誕生したと思います。

昭和45年徳之島町誌編さん以来の半世紀ぶりの町史編さんに当たって、まずその経緯について伺います。

○社会教育課長（安田 誠君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、昭和45年に旧徳之島町誌を刊行いたしました。それから半世紀の間には、琉球列島における考古学、歴史学上の新発見があり、本町においても、手々集落のノロ関連資料の研究など、これまで不明であった事実や新しい視点、歴史資料の蓄積を進めてまいり

ました。

このような状況を踏まえ、本町では、現在の最新の情報に基づいた新しい歴史像を描く必要があるとの認識から、平成29年度に準備室を設置し、平成30年度から本格的に町誌編さん事業を開始いたしました。

○14番（福岡兵八郎君）

今、課長から説明がありました。町誌編さんだより第15号にも、前幸野副町長が御挨拶の中にもありますけれども、本当にこれ読んでみて、非常にすばらしい、大きな宝を得たと思っております。

この本が、もう放っておくと自然と忘れられてはいけないということで、私は取り上げたわけですが、何冊ぐらい印刷されて、何冊ぐらい町民の皆様が所持されていると思われるのか伺います。

○社会教育課長（安田 誠君）

印刷部数については、それぞれ違いますが、全てお答えいたしますか。

一番最初に刊行いたしました自然編については、3,000冊を印刷しております。第2編目の民俗編については2,000冊、最後の通史編1、2については、それぞれ1,000冊印刷して出版しております。

町民の方の所持についてですが、それぞれでお答えいたします。

今現在、1月末現在になりますが、自然編が1,443冊、民俗編が994冊、通史編1が346冊、通史編2が298冊の売上げとなっております。

総販売部数は3,081冊であります。

○14番（福岡兵八郎君）

これはもう町民の皆様の数字ですか。島外も含めて。

○社会教育課長（安田 誠君）

はい。もう島外も含めての数字となります。

○14番（福岡兵八郎君）

多いのか少ないのかいろいろ判断があらうかと思いますが、これどうしてもふるさと納税に返礼品として入れるべきだと私は思って、確認したら、もう既にふるさと納税でやっていますよということで、大変うれしかったんですが、このふるさと納税での返礼品としての反応と伺いますか、島外の皆様の、それはどういう状況にありますか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

ふるさと納税の返礼品として、今、町誌の返礼品としての掲載で、3年間で今5件、5冊の申込みをいただいたところでございます。

そして、今、通史編と徳之島学へのいざないについては、国へ返礼品の許可の申請中であり
ます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

3年間で5件。これは各京浜や京阪神、ふるさとの組織ございますよね。そこへの皆さんへの紹介とか、特別何かされていますか。

○企画課長（中島友記君）

今、福岡議員がおっしゃられた郷土会へのそういった宣伝というところまで、まだできてないので、今後ちょっと取り組みたいと思います。ありがとうございます。

○14番（福岡兵八郎君）

今、みんな、ふるさとをPRするときにも、じゃがいもおいしいですよ、たんかんおいしいですよと食べ物ばかりなんですけど、私は、これが徳之島のゆかりのない方でも、徳之島こんなに素晴らしいんだと、全国離島の中で、有人離島の中で、徳之島という、私はこの町誌を読んで初めて、徳之島なんだと本当実感しましたね。

例えば今課長の考えている中で、今後していきますということでしたけども、課長が今考えている案として、どういうことを考えておられるのか。

○企画課長（中島友記君）

自然編、民俗編、通史編とありますが、今、徳之島学へのいざないという概要版ですか、あれが非常に今後子供の教育、学校の教育の場でも使われるということになっていますので、やはりそこをまず郷土会のほうとかにお配りできるような取組とか、そういったものが一番いいんではないかと考えます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

町長の施政方針にもありましたね。町誌を活用した新たな学び、徳之島学。これまた一般質問にもほかの議員から出ているわけですけども、「最先端の学びの町」ということで、これは、ほんとすごいと思います。

何と言いますか、全て今携帯電話、私たちはずっと持っているわけですけども、とにかく誰もそばにこの本を置いておくと、話をいろいろするとき、昔はこうだったとか言われはしましですけども、全ての答えがこの町誌の中にある。あるんですね。ですので、まず、最後に改定版と出した徳之島学へのいざない。これは本当にふるさと納税の使っても、これは郷土会の皆様に送ってあげるといふ、そういうのが大事じゃないかと思うんですが、町長、いかがでしょう。

○町長（高岡秀規君）

同感であります。そしてまた、自然編、民俗編、通史編は別途として、今、子供たちに、今、

中島課長からお話がありましたけども、いざない、これは非常に分かりやすい1冊でございます。郷土会等々の方、2世、3世の方にも、徳之島というのはどういったところなのかと教えることによって、郷土会への参加であったり、交流人口につながるものだというふうに思っておりますので、この徳之島学へのいざないの本は、今後様々なところで活用していきたいなというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

最初、この徳之島学へのいざない、これなら読みやすいなと思って、薄いし、すぐ入るんですけども、これを読むと、また最初から全部読みたくなるんですね。気持ちが。

私に取り上げた思いを最後に結びにちょっとまとめてありますが、今、説明がございました徳之島町誌編さん事業が平成30年4月から6年計画でスタートしているということが分かりました。編さん審議会の皆さんはもちろん、先史、古代、中世部会、近世部会、近現代部会に、それぞれ多くの専門家を擁して、あれだけの内容をまとめ上げたことに心から敬意を表し感謝申し上げます。

都会には島ゆかりの人たちが20万人以上と言われているんですが、1人でも多くの方にふるさとの宝として、また、地元の方々の子々孫々に至るまで我が家の家宝として所持していただきたいものです。

各巻の冒頭の町長の御挨拶でも、1人でも多くの方に読んでいただきたいという願いが込められております。

先史時代、文字がない時代に、遺跡からそれを見て判断して、そのときの行われていることを文字にして作り上げているという、これは本当によく専門家、多くの方々、専門家が協力しておられる。

これ、私は読んでみて、NHKですばらしい番組がありますね、「プロジェクトX」。この番組にちょっと挑戦してみたらどうかと。これ作り上げるための御苦労ですよね。1回やってみたらどうかと思ったところであります。

ふるさとを語るときには、先ほど申し上げましたが、どのような内容でも、この町誌に盛り込まれております。文字の規格もよく、見やすい、読みやすい、分かりやすく作り上げたことは、審議会の皆様の御苦労が手に取るように分かります。

また、拝読して思うことは、豊かな海や陸の多くの貴重な動植物等のバランスの取れた、人工で開発されたのではなくて、豊かな自然の中でバランスの取れた生態系のすばらしい環境が背景にあったからこそ、それが力となって世界的偉人が多く誕生したのかなと考えました。すばらしい人材、偉人が輩出した徳之島町の力はこれかなと、背景にはこれがあるのかなと感じたところであります。

そして、これからの多様化、高度化する厳しい国際潮流の中でも、これからの時代を担う後

輩たちが、郷土への誇りを背負って、自信に満ちて、夢に向かって邁進するための原動力となる町誌であります。

こんな言葉があります。「地域の将来を思うならば、その青年を見よ。その青年と話すと、この地域はこうなるなともう予測はつく」ということですが、そしてもう一つは、「夢を描くときにはまず長い過去の歴史」ですね、「歴史と文化を勉強せよ」とあります。

今回刊行された町誌は、そんな思いをかなえる人生の手引書として大きな意義があります。町誌刊行に携わられた関係者の皆様に重ねて心から深くお礼申し上げたいと思います。

もちろん文言一つ一つに対しては、この表現がいいとかいろいろあろうかと思いますが、それはまた修正をしていきながら、歴史はずっと続くわけですから、これを基盤にして、また、議会、職員の皆さんはもちろんですが、徳之島町民の皆さんが家宝として、子々孫々への宝として、贈り物として、この4冊設置しておいていただきたいなど。これがあれば全て答えが出るというふうに自信を持ったところであります。

刊行された編さん室はもちろん御協力いただいた多くの皆様方に心から、この場を借りてお礼を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ふるさと納税も積極的なPRをしていただきたい。また、郷土会の皆様にも積極的にこの本を、改定版を取りあえず無償提供するとかして、じゃがいも、たんかんの前に、これを先にやるべきじゃないかなと感じたところでもありますので、このまま風化させてはいけないと思ひまして取り上げたわけでありまして。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次の、施政方針で町長がありました、町誌を活用した新たな学びですね、これはぜひこの町誌をとにかく徹底的にしていいただきたい。

それから、私は、教育課長、学校の先生方、この町誌を読まれた先生方、皆読まれたかなと確認したんですけど、どういう状況でしたか。教育課長、確認されました。学校の先生方も全然読んだことない先生がいらっしゃると思いますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。福岡議員の御質問にお答えいたします。

確認につきましては、しておりません。その中で町誌といいますか、徳之島学へのいざないに関しましては、各学校のほうへ既に社会教育課のほうから配布しております。全ての学校の児童生徒に配布して、また各担任のほうにも配布しております。

冊数で1,029冊学校に配布してありますので、子供たち、児童生徒、そして学校の先生も読んでいるものと思われます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

読んでいるものと本当思うんですけども、本当に読んでいるかどうかですね、ましてや子

供たちが感想文をもらうぐらいして確認すべきだと思います。教育長、どうですか、考えは。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

まず、この4冊について、私も戦後教育のところをちょっと分担させて書かせていただきましたが、非常に新たにそういう今回の町誌を作成するためには、やはり先ほど福岡議員が言っている先史から近代までということで、資料が残っているところ、ないところ、僕が担当したところは新聞があって、その新聞は戦後から全て、これくらいありましたけど、読んで、本町の教育の関わりのところをちょっとまとめさせていただきました。

今後、この町誌の使い方、ぜひ、今、議員がおっしゃったとおり、非常にこの徳之島の先史からの成り立ちから書いてあります。これははっきり言えば専門的な知見がないと読めない部分もあるし、非常に広範になっています。

今、学校のほう、今回これを概要版として、まず導入部分、入門書的な形で、これをまず学習させるということで、これはまた子供たちが家庭でも、親子の会話を通して、そういったことで話をしながら、さらに広めていただきたいというふうに考えております。

我々の時代はなかなか歴史文化について学校で学ばせるという、そういったことがなかったんですよね。今回こういってことで、町誌ができ、概要版ができ、しかも一部デジタル化するというような形で、新たな次の未来に向けての子供たちのいわゆる学びについて、郷土の誇り伝統含めて非常にいい起爆剤になるのかなというふうに思っております。

今、議員がおっしゃったとおり、これを基軸にしながら、新しい時代の教育も含めて推進できるかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○14番（福岡兵八郎君）

この本の中にいろいろ島のことわざもあります。この概要版に、教育長もよく使われますけれども、「親は子どもはつくれるけど知恵を持っては産めない」という島のテーキを紹介、横浜先生がまず使われたということで、お名前入れて紹介されていますけども、本当、教育の町、徳之島町にすばらしい、そういうことわざ、これ井之川のことわざから始まったようですが、このことわざ一つ一つも、カレンダーに入れてやるとか、いろんな取組が必要かと思いたいで、ぜひよろしくお願ひしたいと思いたいます。

次に行きたいと思いたいます。

スマート農業、園芸、畜産、さとうきびの現状と今後の計画ですが、まず現在スマート農業がどこまで今執り行われているのかお願ひいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

本町の園芸振興といたしましては、町単独事業で、令和4年度より、ばれいしょの病害虫防除対策として、農業用ドローンによる補助事業を行っております。

令和6年度は、計画面積30ヘクタール、10アール当たり散布費3,000円を基準額として、その2分の1以内、1,500円の補助を行っており、今年度は事業計画面積に達したため、受付を既に終了しております。

令和7年度につきましては、令和6年度同様、事業計画面積を30ヘクタール、散布費の補助を10アール当たり3分の1以内1,000円で実施する予定であります。

また、さとうきびにおいては、ドローンでの除草剤散布の許可が下りていないため、現在はチンチバック駆除用でスミチオン乳剤の散布のみが可能のため、来年度の株出し対策で計画を現在練っているところであります。

そのほかに、さとうきび生産対策本部から農作業受委託センター業務を委託されている南西サービスのほうでも、営農支援システムK S A Sの導入を行い、台帳圃場の整備、作業記録、進捗状況などを見える化する営農の管理業務の負担軽減を行っております。

また、トラクターに搭載する自動操舵システムをさとうきび農家が今年度より導入しており、農家においては事業を活用して積極的にスマート農業へ取組を進めていってもらいたいと思っております。

さらに、畜産においては、これまで分娩監視カメラ、自動哺乳ロボット、牛群管理システム、発情発見装置など、畜産クラスターの事業等の補助事業で導入されてきております。

事業採択につきましては一定の条件がありますが、今後も希望する農家へ導入を進めていきたいと考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

先ほど、許可が下りてない理由をお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

飛散の関係だと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

今、ポジティブリスト制度というのを出しました。普通例えばじゃがいもにしても200リッター、300リッター、かけるわけです、もう生育中期から後期。ドローンでは本当5リッターとか10リッターでかけるわけです。すごい濃縮しているわけです。だけど、便利で効率がいいんだけど、恐らくその辺のところじゃないかなと。今もちろんドリフトですよ、課長がおっしゃった。ほかにも飛んでいくからという、それもあると思います。

このポジティブリスト制度、これは法律ですが、平成18年5月29日に施行されました。

食品、農作物の残留農薬を検査して、規定以上の残留農薬が確認されたら農作物が出荷停止

になる制度ですよと申し上げました。

登録農薬は、登録のとおり散布すれば規定以上の残留農薬は検出されないと。

例えば100トンに1グラムですが、例えば学校のプールに10円玉を投げた。それが溶けたときに、それが登録されている、指定されている農薬かどうかで分かるわけですよ。日本ののは、非常に精密です。

だから、今、課長おっしゃった飛散。例えば、ミカンの散布をしました。隣にほかの野菜があります。それが飛んでいきました。例えば農水省の食の110番か何か。抜き取りで分析したときに、登録外の農薬がありましたと。これはもう出荷停止ですと。出荷したら全部回収してくださいと来るわけです。中国の農産物が非常に多いわけですがけれども、これ法律ですので、簡単なことじゃないわけなんです。

それで、今言う、もう一つ、今、私が進めているショウガの登録農薬ということで、ショウガには、殺菌剤はこれですよ、殺虫剤はこれですよ、除草剤はこれですよ、あるわけです。そこに使用方法と病害虫、対象病害虫です。それに倍率があるわけですよ。倍率が。

これは500から1,000倍ですよとか、2,000倍ですよとあるんだけど、このドローンの場合には本当に濃縮しておりますので、これが何倍かというのがよく分かりません。使っている方々皆勉強されて本当に知っておりますが、これが許可十分取れるように、今の飛散と別に取りれるように、今日現在でも進んでいるか分かりませんが、それから、その使用時期、定植の何日前ですよ、それから収穫のいつまでですよと、この農薬は収穫の2週間前までですよとか、みんな規定があるわけです。

それから、この白い部分、枠が使える回数です。白い部分、枠ですね。黒い部分では使いません。だから、この農薬は1回ですよ。これは3回ですよ。決まっているわけです。

だから、私は道の駅で野菜を出すときに、先ほど最初で申し上げましたが、12月議会で、今後については、給食センターとか道の駅とか出す方々の農家の皆さんにはこういう指導をしないといけませんよということなんです。

でも、学校給食運営委員会で、隣が保健所長でしたので、保健所長、今、そういうことをするなよと私はお願いしました。今、始まったばかりですからね。

だから、今後、公にしていく場合は今後絶対来ますので、今から研修というか、それは農林水産課がしっかりと責任を持って農家の研修会をして、野菜別にこれがありますので、野菜別にですね。だからそれをすべきだということです。これ法律ですからね。だからそれ間違っていました、みんな回収ですから。それテレビに出ますので。だからそれは怖いことですよということで、今、身近に出てないから何とも思っていないけれども、そういう厳しさがあるわけですよということなんです。

また、ひとつ、すぐすぐにはできませんが、ぜひ、どのようにしていくか、まずできること

から計画をしていただきたいと思います。高城課長、どうでしょう。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

福岡議員のおっしゃるとおりだと思います。平成の、御記憶にあるかどうか、平成の頭ぐらいに、ヘリでさとうきびの航空防除やっていた時代があります。そういったときにも、ちょうど無農薬の栽培が入ってきて、航空関係でやって、非常に糖業の関係等に関しては、飛散の関係ですごい神経質になったことがありました。

私もその関係手伝っておりましたので、そういった飛散とか回数とか、そこら辺は非常に、今後、町ではこうやって注意して、注意喚起に関しては、継続して、またさらに強めていけるような方向で、関係機関と一緒に話し合ってみたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

ぜひ、高城課長はこの道非常に長く専門家ですから、しっかりと礎をその方向性を築いていただきたいと思います。

次は、スプリンクラーで、何で、今、雨降っているのに、冬なのにまだスプリンクラーの水の問題かと思うかもしれませんが、これはですね、今年の夏の気温の予想です。もう今年もすごい猛暑が来ると言われております。

この右側に色別に区分けしておりますが、この南西諸島は種子島、屋久島、下は消えていますけれども、また種子島、屋久島と一緒にありまして、この色が60%以上か70%以上が高いほうですよという、その割合の予測ですけれども、今年すごく猛暑が予定されております。

今、雨降っておりますが、徳之島の降雨量は2,200ミリ決まっているんですよ。毎年2,200ミリ。これ不思議だけでも、前半に雨が来るか、毎年違いますよね。毎年干ばつが来て、後半に雨が来たり、それ全く一緒じゃない。毎年違うんですけども、2,200ミリは降るんですけども、この干ばつがすごく激しい。昨年もさとうきびが非常に枯れるようなことありましたが、キビの根が枯れるということはすごいことなんですよ。

今年も猛暑が予定されております。ですので、まず3番目にあります。2番目ですね。スプリンクラーのトラブル発生してないかどうか伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

福岡議員の質問にお答えいたします。

スプリンクラーのトラブルにつきましては、現在、徳之島町管内の水利施設につきましては、徳之島用水が管理する水利施設と神嶺、母間、花徳の各水管理組合が管理する水利施設がございます。

現在、把握する問題点につきましては、徳之島町管内の3地区とも老朽化に伴う漏水、断水等が発生しております。

○14番（福岡兵八郎君）

もう早速出でしたんですね。それと全国ダムを造って、国がダムを造ってあげて、地元の自治体が運営するわけですが、非常にトラブルが大分発生しております。特にスプリンクラーなんかの場合、カイガラムシですね、詰まってもう使えないとか、もう切り替えないかんとか、いろいろあるんですが、今のところは管の配水管の送水管のトラブルということでありましてけれども、これがぜひ、とにかく夏に向けて少しでも農家の皆様に被害を与えないようにお願いしたいなと思います。

3番目、徳之島ダムの水質が今後も安全と思うのかどうか。ダムへの畜産農家のし尿が直接川から流入していることについて、三町対策会議をしたこともあるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

徳之島用水に確認したところ、「川と隣接している牛舎があることは把握していますが、これまで協議を行ったことはなく、また農業用水は稲作以外での明確な基準がなく、飲料水ではないため、水質の成分調査は行っておりません。年に2回は職員でダムと調整池のpHを計測しています」との回答をいただいております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

とんでもない回答ですよ。飲料水じゃないから何もしていませんじゃないわけですよ。これ隣接じゃなくて、ダムを造る前に、天城町の三京の皆さんは多頭畜産農家がおられたわけですよ。ダムの前です。だからダムの農家の皆さんと話したら、いや、自分たちはダムより先に畜産経営しているんだと、ダムは後からなんだという、これは本当理屈が通っているわけです。

大雨が降った翌日、川見てください。本当に。私はよくそこを通るもんですから、コーヒーマイみたいな水ですよ。ずっとそれがダムに流れている。これが近い将来、すぐトラブルが出ないはずがないんですよ。だから、これを今のうちに問題が出ないうちに、何かする方法を考えないと大変なことになりますよと危機感を感じるわけです。

ですので、ぜひ、三町、何か振興会、農業振興会、協議があるはずですから、これはまた三町長の入った組織もあると思うんだけど、高岡町長。

○町長（高岡秀規君）

徳之島のダムの用水の協議会、理事もいますけども、そういった協議会がありますが、水質については、まだ話は話題に出たことはありませんけども、農業用水の水質よりも、恐らく畜産は排水の基準といいますか、畜産がし尿についての処理の基準はあると思いますので、そこはしっかりと元を断つということから、しっかりと牛ふん等の処理がきちんと法的にされている

かどうかは、畜産農家とはお話をしたほうがいいのかなというふうに今感じました。

○14番（福岡兵八郎君）

事業で畜産施設を入れるときにちゃんとそこあるんですよね。あるけども、それを越えた状態、また集中豪雨が来たときに、そのため池自体からもあふれていくというような状況になっておりますので、その現場調査をしまして、その辺のところをひとつお願いしたいなと思っております。

最後に出てきますけども、施政方針にもありましたバイオマス。だから、あの地域の農家の皆さんの堆肥については、その辺のところ、エネルギーに変える方法ないのか、液肥を作る方法ないのか、そういう事業が三町で取り組んで僕はやるべきじゃないかなと思います。

だから、これはまた町長の出番じゃないかと思うんだけど、とにかく、全体そういう問題が今後出ると思いますけれども、地下水の問題が。だけど、これについては、もう喫緊の課題ですので、バイオマス政策を、施政方針にも載せてありますので、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

次、簡易畑かん施設はまだ万全でないと思われるが、どの施設が問題か把握されているかどうかということで、これは前、水野課長がファイルによって出てからずっと、その施設のある場所から地図に載せていただきました。

あれがあるもんだから、非常に分かりやすいから、私はいつも農家を回るときにあのファイルをずっと持って歩いております。車の中に。だから通るとき必ずチェックします。

今のこの施設が、今、全体万全と思うかどうかお尋ねいたします。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

現在、各多面的組織のほうで管理はしております。それで年度初めには点検活動といたしまして、各組織の団体の構成員の方たちで、現場、水タンク等を回って確認して、問題点がないか、修理をどうするかということを話し合っております。

それで、今現在、母間地区の1か所が貯水ができない状態で、業者に修理を依頼中であります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

とにかくこの全施設がしっかりと機能を果たせるように、この夏に向かって、自分の地域で水が出ないと、ほか行く。そこでみんな並ぶわけですよ。農家にとって忙しいのに、その水をくむために並ばないといけないって。そういうのが現状がありますので、これは夏を迎える前にしっかりとチェックをして直していただきたいなと思っております。

さて、県営畑総で2,300町歩、徳之島町の農地面積です。その半分は県営、国営でできてい

るわけですが、あと半分は事業で整備してないもんですから、そのまま置いているわけです。しかし、その畑も水が必要なんです。だから、そこはボーリング事業というのが絶対必要であります。

高知県は明治時代から水奉行というのがおられて、その大きな区画ごとに今、基盤整備したところは道路がずっと引かれているように、その道路の横に大きな側溝、排水溝がずっと流れて水がどんどん流れていて、その上に、今度は畑にまたボーリングもされているわけです。水がいかに大事かというね。だから地下水の水はすごくきれいなわけです。

だから、あとの半分の農地はボーリング事業でしてあげると。そして全農地面積は希望によっては対応できますよという準備が必要だと思いますが、これは前も取り上げてありましたが、その後、その辺のところの情報がありませんので、今後、今回の夏に向けての干ばつに向けて危機感を感じましたので、一応お尋ねするわけですが、いかがでしょう。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

県の農村整備課の職員の方と勉強会等を開いておりまして、その中で、現在、県単独の農用水資源開発調査を要望中であります。

これは1年目に水脈調査を行い、2年目に試掘調査を行う事業で、現在、県の長期計画に申請してあります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

大分大きく進展しているなど、動いているなど感じました。

徳之島において、徳之島町は非常に水資源に恵まれているわけですよ。その中で伊仙町はなかなか水がない。けども、あれ個人でされている方がほとんどかもしれませんが、150メートルぐらい掘らないと水が出ないわけですが、それしているわけですよ。ボーリングで一番多いのが伊仙町です。徳之島町はもう二、三十メートル掘れば水がどんどん出るところばかりだと思うんです。ですので、ぜひ、これを水野課長、あとの半分の農地面積をその水の施策を見て、この町の農業政策はこうだと判断できるわけですので、ぜひお願いしたいなと思っております。

どのような進展していくのか、これからも注視していきたいと思っておりますので、うるさいと思わないでね、ひとつ前向きに捉えていただきますようお願いいたします。

さて、（6）最近発生が多くなってまいりましたし、南から来るかと思ったらそうじゃなくて、風に乗ってくるのか、コンテナで来るのか分かりませんが、ミカンコミバエ特殊病害です。これが非常に発生が回数が多くなっているような気がいたします。

このテックス板の航空防除でございました。これはいいと思います。この効果はどうでしょ

う。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

近況でお答えしますと、2月13日から2月19日にかけて、三町で合計2万500枚のテックス板の投下防除を行っている。

ミカンコミバエの防除については、テックス板での防除が一番効果的のようで、人力で人の手でテックス板設置が困難な山裾などに防除が可能であるため、ミカンコミバエの誘殺には範囲が広がることで優位的だと思っております。

ちなみに現在、航空防除については、航空防除以降、ミカンコミバエの飛来は確認されておられません。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

最大の効果を出しているということなんですよ。併せてウリミバエも、その対策していたいて、早くさつまいももそのまま出荷できるような環境をつくっていただきたい。

今、さつまいもも非常にブームで、消費者からの組織からの問合せはあるんですけども、そのまま出荷できないというのが非常に、蒸熱処理しないといけない。その関門が非常に狭くて、本当に発展のネックになっているわけです。だからウリミバエも併せてやっていただきたい。

ウリミバエ対策について、この特殊病害について、喜界でやっていますが、あれがなぜ進まないかという理由が分かりましたよね。

前も申し上げましたが、奄美群島の議員大会で「特殊病害の対策について」をテーマに講演をしていただきました。

職場を定年された方にしてもらいましたので、その先生も、もう自分は定年したから自由なことを言えるからということでありましたが、あれは外国からの港、水際対策で一応やっていますよと、日本はやっていますよと見せるためのパフォーマンスに過ぎないというような言い方をしていました。

本当の対策であれば、もう奄美ごと全部防除されないといけないわけですよ。いつまでも喜界でずっととどまって、それをやっているわけです。やっていますよと。当初の説明と全然違うなと思って、非常に残念な思いをしたんですけども、このままだといつまでたってもできない。であれば、徳之島は徳之島単独でどうするかと、ですね。

このテックス板なり、いろんな、何かあるはずですので、安心、安全、環境に優しい、その中でできるもの、これをひとつウリミバエも含めてしていただきたいなど。このミカンコミバエへの効果が出ているわけですから、ウリミバエを含めて、それしないとこれ蔓延させますと、もう今出荷している物全部ストップしてしまいますから。ストップしてしまうんですよ。だか

らウリミバエが根絶できなくて、困って、私はJ Aにいたときにそれを活動やったんですけども、やってもやってもなくならない。それは沖縄県の農業試験場の方がウリミバエを養殖して、雄に放射線を照射して種を切るわけです。そして放置して、早い、寿命1週間ですから、そうしたら全然切れると思ったけど、全然切れないもんだから不思議でならない。そこで考えたのが米軍の野戦での訓練基地です。あの山を調査させてほしいということでお願いしたら、それはできないということで非常に障壁が高かったんですけども、その中に米軍の幹部の方が学者がおられて、これは大事なことだということで、上官を説得して、山に入って調査したら、そこにウリミバエの元となる大きな巣があったわけです。それを取って根絶してから、このウリミバエが沖縄から順番になくなってきたといういきさつがあって、これがウリミバエが撲滅されたいきさつがあるわけです。

だけど最近非常に発生が多くなっていますので、発生源はどこから来ているのか。中国から来ているのか。その辺のところ発生源も調査しながら、今言う対策、ぜひ取っていただきますようお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、最近また出てきました。7番目。この先週土曜日に地元新聞に出ましたね。これは喜界町、なぜ喜界町に入ったかというのが分からないとみんなおっしゃるんです。ソテツです。ソテツですね。これは新聞ですので、皆様御覧いただきたいと思いますが、その写真が、まず一つ一つちょっとアップしますと、これはちょっとぼけていますが、これはソテツの葉が立ったまま枯れている。普通は垂れて枯れますよね。これ立ったまま枯れている状態。そして青い葉、この枯れる前の状態がこれですね。

ですので、これまた大変な問題が起きつつありますので、これは今、喜界なり、奄美大島で、龍郷町も一部で発生しているということですが、今町民の皆様に声かけて、こういう症状がないかどうか、町民の皆さんも一緒になって調べていただきたいということで今やっているらしいですので、その辺の対策も、今、徳之島町ではそんなに問題になっていませんけれども、その辺の方策を取らないといけないと思います。課長お願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

まず、発生が懸念されるソテツ、ソテツシロカイガラムシについては、まず特殊病害虫ではないということであります。

ちなみに、発生が群内に広がっておりまして、ちなみに県内発生状況でありますけれども、これはもう約1年ぐらい前の状況になりますけれども、奄美大島本島、奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町で確認され、また提供いただいた新聞のように、喜界のほうでも出ているようであります。

発見した場合は、役場をはじめ、ソテツの関係になりますので林務関係になりますけれども、

発見した場合は、状況確認後、伐採し焼却処分しなきゃいけない、止まらない状況になりますので、広範囲になる場合は、薬剤防除を今後また考えなきゃいけないという。

このお話が出たときに、ちょうど昨年ですか、その前に、一番自分が目の前にしたのは大島支庁の玄関先にあったソテツであります。これが広がりつつあるというふうな話をしたら、もう1年もたたないうちに、ばーって郡内に広がってしまったと。

非常に徳之島でも心配される案件であります。

今後の対策としましては、町内ソテツ所有者の特定とリーフレットなどを活用した周知を行い、発生した場合の協力防除体制を早急に体制づくりしなきゃいけないなどは考えておりますので、持ち返って担当と検討をしたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

そのまず検討を早くされて、町民は防災無線あたりでも、やはり町民の皆さんもよく観察するはずですので、ちょっと変わっているなど、情報を収集するような、その対策をまず急いでいただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

では、3番目にいきたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

福岡議員、しばらく休憩します。13時30分より再開をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福岡議員。

○14番（福岡兵八郎君）

では、3番目に行きたいと思います。今日は全体で5人ですので、早めに終わらないといけないと思っておりますが、もうちょっとお願いします。

3番目は、集落環境整備ですが、これまで旧教職員住宅を一般住宅にして、それを壊して住宅をとということでずっと無理、無理をお願いしてきましたけども、今回はできたらどうしてもという無理は申しません。総務課長が非常に心配顔しておりますので。だから柔らかに聞きますが、とにかく解体する計画は立てていただけるのかどうか、取りあえずということだけですので、すみませんが。

○総務課長（村上和代君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

轟木の旧教職員住宅につきましては、老朽化に伴い解体の必要性は理解しているところですが、昨年アスベスト調査を依頼したところ、アスベストが含まれているとのことから、

通常の解体工事に比べ厳格な基準が適用されるため、費用が増加することとなります。そのため、現時点では予算措置ができておりません。

今後は、解体にかかる費用を精査するとともに、適切な予算措置を検討してまいります。

○14番（福岡兵八郎君）

はい、ありがとうございます。

そのアスベストが含まれているということが理由になりますので、ちょっと伸びますということで、近いうち総会がありますので、これでその伸びる理由が付けられると思いますので、できるだけ前向きにひとつお願いいたします。

では、最後の質問になります。4番目の令和7年度新規事業、本当は、今日は新年度スタートですので、その1回目ですので、全課長にそのメインとなる事業の新規または継続の熱意をお伺いしたいなと思っておりましたが、時間の都合もありますので、町民の皆様それが届けることができたかと思っておりましたが、それはもう割愛させていただきます。

ただ、4点だけこの事業の中で、一つは町長の施政方針にもありました。徳之島町営農支援センター構想、土壌診断から営農ハウスから全部包含していくということですので、その構想についてちょっとすみませんが。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、農業管理施設については、平成16年でしたか、構造改善によって設置されて土壌分析等を行う施設、また会議等をやっていくという農家と接する場として設置されています。

また営農ハウスについては、研修生、新たな園芸農家を育てるという目的でやっております、施設が2つありまして、それぞれで条例が設置されております、年度も違いますので。一体化して営農支援センターという形で土壌分析、研修生を受けられたときに土壌の診断等のやり方とか、そこら辺のノウハウも勉強していただくということと。

また営農支援センターとして新たなスタートを切ることによって、営農相談等も新たな指導員を確保して、そこら辺で営農支援センターとして進めていければなと思っております。

何分にも、まず先般できました道の駅の関係から、以前から私のほうでも恐らく答弁等で行っていると思いますけれども、やはり農産物の確保、道の駅にできる製品等を農家の皆様に作っていただくために、やはり一体化して、ある程度の種苗等の苗物の育成等も必要だと考えておりますし、また園芸農家を育てる意味でも一体化、一つの形として今後センター運営にできればなというふうな形で、今後考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

考え方としては、非常にいいと思います。ただ、このA Iを活用した土壌診断ですが、ちょ

っと局長、これ土壌診断をちょっと出してみて。

これが本町の今、土壌診断の表です、処方箋ですが。パッと見られていれば結構です。そして、次がこれ天城町です。これは天城町の土壌診断です。伊仙町はまだこれ簡易になっておりますけれども。

今、天城農業センターの黒橋所長さんという方、地域協力隊できたら、町長がその歴史を見て、あなたはもう所長だって任命されたって張り切っておりましたけれども、徳之島での土壌診断はうちが一番だって言っていたんですけども、張り切っておられました。これが今細かいところは、今日はもうここではしませんが、土壌診断の処方箋です。

私がお願いしたいのは、A I ですのであればこれです。この真ん中にブルーの帯がありますが、これが基準値なんです。下が欠乏、上が過剰なんです。これをきれいにこの土壌分析によって、これはミネラルが、鉄とか亜鉛とかマンガンとか、鉄は酸素で血液で酸素の運搬しますよと、亜鉛は髪の毛、女性にとっては皮膚で、いろんなこの亜鉛が欠乏しますと、若いお母さんが妊娠して子供がずっと成長していくわけですが、例えば亜鉛が欠乏しますと、ちょっと未熟になっていくとか、いろんな栄養の専門家の報告ではあるわけですが、この土壌での鉄とか亜鉛とかマンガンとか微量元素も全部入れて、この真ん中に帯に全部入ったこれが完璧な土壌診断なわけです。

これもおいしくて健康に体にもいい、だから今後やはりこれはこの土壌診断でいきますとさとうきびも糖度もぐっと上がると思います。だからこの高度な土壌診断をA I で今度やっていくとするのであれば、していただけないものかなというのを取り上げたわけですが、これをちょっと検討していただけないか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

やはり、こういったものが今後必要になってくると思います。先般、議会のほうにもお願いしてで、今まで使っていた土壌分析器が故障して、その後継機ということで現在入っております。

今後は、やはりこういったものに関してある程度の高度なものも、今後必要になってくると思いますので、支援センターという形で新たなスタートを切る段階で、やはりできる限り早い時期にこういった方法ができるように努力していきたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

土壌診断の機能を検討していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、このバイオマスエネルギーの再生可能エネルギー活用の検討内容、検討ということとありますので、検討するということをやっていますので、どういう内容でされていくのか、今何をされているのかをお願いします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

本町では県の事業で畜産バイオマスの検討というものを、過去3年間実施しています。その中で、堆肥の有効活用と、またエネルギー化ということを検討しておりますが。

今年度また事業を活用いたしまして、徳之島町における最適なエネルギーの検討ということの中で、バイオマスエネルギー、そして太陽光等も含めたエネルギーの検討ということで、堆肥の有効活用とエネルギー化という両方の目線で、再生エネルギーについても検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

環境問題も含めていきますと大事なことです。ぜひ、時々お尋ねしたいと思います。どこまでどういう内容でされているのか、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

次は、インターンシップ教育事業内容、どのようなことをされるのかということであります。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

インターンシップ教育事業は、都会の大手企業への訪問や職場体験を通して、町の未来を担う人材として、将来に夢と希望を持ち活力に満ちた若者の育成を目指しております。

具体的に言いますと、昨年度訪問したところによりますと名古屋観光ホテル、それから証券取引所、あと近畿農政局等々を訪問していろいろな研修を行っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

その辺のところまでは承知しておりますが、私はここで申し上げたいことは、こういう事業はどうかあということ、北部振興ということであつたときに、前、北部振興推進メンバーで高岡町長に要望した。このときは光ブロードバンドとか遺産センターとかということでしたが、これ全部この新聞記事で出ているのを全部もうクリアしております。ありがとうございます。

それで、北部振興にうたつたときに講演会がありました。平成29年の5月2日に地域づくり講演会ということで、沖縄県の山城貞男さん、今内閣府の仕事をしておりますが、この方が東村の出身で、ゴルフの宮里藍さんの出身地で本当海前で背中すぐ山で、観光客が一人も来なかったところ、そこにこの方が仕掛けてコロナ前まで年間30万人の観光客が来るようになったわけです。仕掛けたわけです。

それで、この方を来ていただいて講演会もしました、北部振興ということで文化会館でしましたが、この方の仕掛けたのにもう一つのポイントは、小学生・中学生を農家に民泊させて長

期・短期の研修をさせたわけです。研修をするほうにも、研修を受け入れるほうにも補助金が入るようにしてやりますと、もう研修終わって帰ったら子供たちが見違えるように人間が変わったということで、非常に歓迎されて、それがずっと人気を呼んで、もう東村にそういう制度が充実してきたという話を聞いて、時々電話でも意見交換をしているんですけれども。

例えばエコツーリズム事業の補助金なり、いろんなこのインターンシップ教育事業なりでそういう制度というか、都会から民泊でその研修をさせながらという教育事業、これが例えば、道の駅も教育発信基地でもあります、いろんな形でそういうのをちょっと取り入れることは考えられないかということではありますが、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

子供たちの交流については我々が行くだけではなくて、徳之島でこういった研修が可能なかどうかも含めて、以前は大学生を受け入れて農業の体験をしてもらったんですが、なかなか農家のほうも忙しくて、繁忙期でなかなか受け入れが厳しい状況で、今少しやっておりますけれども、今後、尼崎との連携協定を広域で結ぶ予定になっております。

その中に子供たちの交流がございまして、ホームステイ等を奄美のほうでできないかということで、今企画をしているところです。それは進めていきたいと思いますが、奄美全体ですと、こと徳之島においても受入先、そしてまた何をもって交流させるかということも、少しまだそのメニューが弱いのかなというふうに思っておりますので、今後、強力なメニューを企画する必要があるかなというふうに考えています。

○14番（福岡兵八郎君）

ぜひ、具体化をして一つ一歩踏み出していただきたいなと思っております。

最後、北部地区メイン事業お願いします。

○花徳支所長（尚 康典君）

福岡議員の御質問にお答えします。

花徳支所としましては、今年度も東天城祭を予定しております。令和7年度は、花徳校区の担当でございまして、この間、話合いをちょっと持ちまして、道の駅で夏休み入ってすぐの7月下旬にしたらどうかという意見が出ています。また内容等につきましては、今後、話合いを持って進めていきたいと思っております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

厳しい財政の中で東天城祭り100万円、今年も一応組んでいただいておりますが、それを費用対効果が出るような、また中身を充実していきたいと思っておりますけれども、本題は今後北部振興をどう捉えていくかということでもあります。

今、北部振興室を設けていただきまして、北部振興全体担当、それから世界自然遺産、これ

もクリアしました。定住促進、教育支援いろいろ中身濃い活動を部屋のほうでもやってまいりました。

やはりこの黒糖祭りを亀津食と農林漁業の祭典に引き継ぐということでありますが、亀津に持ってくるということでありますが、それのお話をいただけませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、理由は、きっかけはサタグンマが非常に古くて、また移動等もできない状態で、修理をいろいろ事業を検討したんですけれども、いまだになかなか採択ならないというのが、まず最初にあります。修理をする段階で、やるとすると放置したような状態ではなく、一旦格納できるようなものにすべきではないかなということで検討してまいりました。

実行委員会等においても黒糖祭り、さらに農林水産祭のほうの実行委員会両方に問合せて、今後あまりにも、最初は農林水産祭のほうを前倒しで5月のほうでできないかというふうな話で持っていったんですけれども、どうしても時期的に魚の漁業の関係が難しいというのと、林務の関係の駒打ち等のそこら辺が難しいということで、農林水産祭は断念したわけです。

今後は、黒糖祭りという名称ではなくて、やはり中での黒糖祭りに関してのものは今後も引き継いでいくと、イベントの名称は変わるとは思いますけれども、その黒糖づくり等については、この製法等については、今後も農林水産課のほうでは参加しながらやっていくというふうな中身になっております。

黒糖祭りは全体が農林水産祭の中に入るというわけではなくて、何のイベントに名前になるか今分からないんですけども、ゴールデンウィーク前にあるものに関しても出来得る限り限られた予算の中で修理をして、以前のようにはならないかも分からないですけど、黒糖づくりの部分に関してはやっていくと。またそのイベントに関しては観光課のほうで指導でやってくれないかというふうな、おもてなし観光課のほうで指導でやってくれないかというふうな形に今持っていております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

ということは、畦でしている行事は全部なくなるってことですか。

○農林水産課長（高城博也君）

そのイベントについては、なくなるということでは、今のところまだ話はそういうふうになっておりません。イベントとしてはゴールデンウィークに、その場所もまだ検討中なんですけれども、取りあえず北部のほうでイベントをやるというふうな話は、そこで話が止まっております。

畦か道の駅というふうな形で話がそこでまだ中断しております。急いで進めなきゃいけない

んですけれども、何分にも取りあえずやるというふうな方向で、北部でやるということには決定しております。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今、高城課長が話したんですけれども、黒糖のほうが食と農林の祭典のほうに移動するということで、新たに何か5月の行事がなくなりますので、せっかく道の駅ができてステージがありますので、何かイベント等ができないかということで関係機関、支所なり総務課と企画課と話をして、今後どうするかっていうのを今から決めるところなんですけれども。

私の考えでは、せっかくできている道の駅があるので、そちらのほうでイベントをして、お客さん呼んで道の駅の売上げに協力できたらという考えもあります。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

その黒糖祭り皆さんゴールデンウィークを楽しみしているわけです、もう定着しているわけですから。これしっかり路線を決めて、その畦の今、西川さんから借りている、高値で借りてるわけですから、それじゃ町の行事としてはないからもう返すのか、借りたまま何も使わないでいくのか、はっきり路線をしっかりと示してくれないと、私たち北部地区から出ている4名の議員、地域の皆さんから突き上げをくらいますよ、返事できませんから今の状態では。

だから黒糖祭りとしては違いますけれども、畦で今までどおりこれはやっていきます。また道の駅も新しくできましたから、道の駅ではこういうことをやっていきたいんだという、そういう路線をしっかりと明快に誰にも分かるようなそれをしていただきたいと思いますので、今日の返事では、あります、はい、どうぞ。

○農林水産課長（高城博也君）

継続していくについても、サタタクバとサタグルマ（砂糖車）が今の状態で使用不可能の状態になっております。ですから、今継続したくても農林水産課サイドでは小屋を撤去して野ざらしの状態です。新たに持って行ってやるか、やり直さないと全くできないというふうな形になっておりますので、サタタクバとしては、いろんな方法がありますので、それとしてはおもてなし観光課がやろうかどこがやろうか、そういったもので黒糖づくりを参加しようというふうな話では進んでおります。

ですから、やるかやらないかって言ったら実行委員会の中でこういうふうなまだ進めておりますので、はっきりとした返答ができないのがちょっと実情であります。申し訳ありません。

○14番（福岡兵八郎君）

返事がいただけないのは、私たちも残念でありますけれども、やはりいろいろ政策あるでしょうから、昔ながらの製造法というか、作り方というのがすごくいいわけです。みんな機械で

オートメーションして作ったのじゃなくて、それは小さく作るのは今の食の祭典でもできるわけですが、ああいう昔ながらの砂糖はこうして作っていたんだという、そういう町史にも載っていますけれども、やはりそういうのを見せるというのもすごく大事なことで、今の機械がすぐ整備はできない、じゃあ今年は無理、来年も無理かもしれないけれども、次こういう事業で一応復活をしますよとか、そういうとにかくビジョンを示していただきたいなと、だから今のところ全く取り消しではないですよと、みんなそのものを亀津に引っ越すわけじゃありませんよというような返事ができるように、我々4名北部の皆さんに今の段階ではそういう話をしておきたいと思います。

最後にまとめたいと思います。昭和33年合併しました、御存じのとおり。

当時、亀津町の戸数が2,707戸、東天城が2,180戸ですよ、そのうち人口亀津が1万1,483人、東天城が8,648人です。これ昭和30年の国勢調査、70年の歳月を過ぎて、今、人口亀津が7,824人、東天城が2,024人です。合併当時に対して亀津は68.1%の人口、東天城は23.4%で激減です。非常に減り方が危機的状況にあるということなんです。

その中で今もちろん地方統計のいろんな御支援があつて、手々には海浜公園やふるさと留学生、金見はジビエ会を中心した民泊、山はどんどん祭りのハーレー舟、それから新しい文化としてウォータースイミングができました。畦に黒糖祭りがあります。母間にはちゅっきゃい節夏祭りや何でも市や、また桜祭り、また新しい文化ができましたね。今度は花徳で道の駅世界自然遺産センターが拠点ができました。

そして轟木は夢を持っていますが、有機農業の里、「食、観、復」の体験農園の中心としたものができないかなと希望を持っているわけでありましたが、北部振興室を発信基地として各集落の歴史文化のさらなる発展をと、私たちの強い希望を持っております。

今後の北部振興について、高岡町長の御意見、お考えをお伺いして質問を終わりたいと思います。お願いします。

○町長（高岡秀規君）

昭和33年市町村合併で今流れについては、もう福岡議員のおっしゃるとおりでございまして、やはりその弱くなった地域の気持ちをしっかりと受け止めなければいけないというのが原点にあります。

そしてまた祭りの在り方もしっかりと文化というものを伝承する。そしてまたせっかく町史ができたので、昔ながらの衣装であるとか、昔ながらやっていたことを再現する祭りということも考えてもいいかなというふうに思いますので、今後は祭りの在り方についても、ある程度のテーマを持って、そしてまた来客をどうやって集めるか、また交流人口にも寄与するような祭りの在り方等を、再度構築する必要があるかなというふうに思っておりまして、今、農林水産課、そしておもてなし観光課が「見直し」ということをきっかけに、さらなる祭りの在り方

を考える時期に来ているかなというふうに考えております。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。

くれぐれも北部振興室をなくさないように、さらなる強化をしていただいて、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、農林水産課長、知人が送ってきた写真です。さとうきびですが、すごいパキスタンのさとうきびです。これ課長、大使館を通じてでも、このキビの品種とかちょっと情報を集めて、また種を引き寄せることできないか、例えばサンプルとしても見本農園としてでも、こういうキビもあるんだということを見せるためにも、一つその辺をちょっと大使館との連絡を取っていただきたいなとお願いを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

○7番（富田良一君）

きゅうがめら、こんにちは。

皆さん、このスタンプ帳を御存じでしょうか、見たことないですか。町長、このスタンプ、町長見たことないですか。こういうスタンプ。

今年の初めにラジオ体操の指導員から配布されたものです。これは2028年に100周年を迎えるということで、今年から作られたみたいな感じです。このスタンプ帳のおかげで、雨にも負けず風にも負けず参加される方々が増えています。皆さんもこのスタンプ帳を使って、ぜひ健康増進に励んでいただければと思います。

また、最近は堤防沿いに防犯灯が設置されて、とても歩きやすくなりました。ウォーキングやランニングをしている方々、犬の散歩をしている方々も大変喜んでいます。まさしく「健康のまち宣言」をした徳之島町だと言えるでしょう。

これからも、健康増進に向けラジオ体操、ウォーキングやランニングをする方々が増えてくることを期待しております。これも県・町の行政並びに亀津4区の区長さんの御理解と御協力があつてできたものと感謝しています。ありがとうございました。

議席番号7番、富田良一が、通告の2項目について伺います。

亀津南区（徳寿園）周辺の水道水利用について伺います。南区徳寿園周辺の水道水利用についてですが、この一体の水道水利用については、宅地を建てる条件として立地条件が高台に位置することから、水圧が低く個人で対応するのであれば建築は可能と水道課から言われ、現在、各自でポンプ施設を設置し対処しているところです。

この団地は、家が建ち始めてから10年が経過しました。現在は多くの家が建ち、中には特別

老人ホーム、保育園、工場などもあります。この団地の水道水利用において10年以上経過した今、町はこの状態をどのように考えているのか。また10年前に水道課に個人で水道水の今後の対応について確認したところ、計画的に対処すると、当時の責任ある職の担当が書面ではないのですが、回答したと聞いています。

そのような状況を踏まえ、2点質問します。

まず1点目ですが、町はこの団地の水道水の状況を御存じでしょうか。また、ほかにこのような団地があればお聞かせください。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

亀津南区（徳寿園）周辺地区につきましては、水圧不足を承知しているところであります。現在、亀徳の徳之島町第一浄水場からポンプアップにて給水を行っていますが、一因といたしまして、周辺地区の住宅の増加による給水量の増加と考えられます。

近くの尾母配水池から周辺地区を南部浄水場からの給水の計画を予定していましたが、計画どおり尾母配水池への送水管における水量が十分でないことが判明し、これまでも水圧不足に対策を講じましたが、現在も改善されておられません。

御指摘を踏まえて早急に改善できるように対応していきます。ほかの地区については、同じような高台のポンプアップを行っている地形的状況下の亀津北区蔵越地区が上げられます。

○7番（富田良一君）

ポンプ施設を設置していない宅地の状況を聞きますと、時間帯によっては水道の蛇口から出る水の状況は、蛇口をいっぱい開いても、計で言いますと2ミリほどしか出ず、ストローよりちょっと細いということで、茶碗も洗えず洗濯もできず、お茶も沸かせない状況だそうです。しかし、時間帯によってはたくさん水が出るとも聞いています。町の担当の計画的対処するとの話を聞いて10年経過した現在、何も変わらない状況を踏まえて、今回の質問となりました。

次に、2点目ですが、徳之島町新水道ビジョンでは、文書を抜粋しますと、「適切な維持管理により地域住民の生活用水に対する不安の解消及び公平な水道の恩恵を約束するために努めている」と書かれています。

建築の条件に水道水確保については、各自対処することを条件としてはいますが、10年も経過し、団地も大きくなった今、町としては現在の状況がビジョンにも書かれています「生活用水に対する不安の解消及び公平な水道の恩恵を約束するために努めている」とありますが、それについてどのように考えているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

また、約束されていないとお考えの場合は、その対策を今後どのように進めていくか、具体的な計画があればお聞かせいただきたいと思います。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、水道課においては、令和3年4月に策定された徳之島町新水道ビジョンに伴う業務の遂行を進めております。ついては、徳之島町新水道ビジョンについて御存じだと思いますが、概略を説明いたします。

本町の水道の現状と課題から理想像を将来にわたり安全で持続可能な水道を理想に掲げ、持続、安全、強靱の3つの基本方針から成り立っております。

1つ目は、基本方針の持続で、水道サービスの持続性の確保になります。給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道。

内容といたしましては、1つ目、効率的な更新の実施。2つ目、施設の効率性。3つ目、組織の体制、人材育成。4つ目、健全な事業経営。5つ目、広域連携の推進となっております。

2つ目の基本方針の安全では、安全な水の供給になります。いつでも良質な水を供給する内容といたしましては、1つ目が、水質管理の強化。2つ目水源汚染への対策となっております。

最後に、3つ目の基本方針の強靱になりますが、危機管理の徹底となります。自然災害等による被災を最小限に留め、被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道、内容といたしましては、1つ目が管路及び施設の耐震性、2番目、広域的な採用の対策となっております。

以上、新水道ビジョンの考えを述べました。各基本方針の実現に向けて令和3年度から令和12年度までの10年間を目標としております。水道事業を取り巻く環境の変化も考えられるため、おおむね3年から5年基本方針の追跡調査を行うこととなっております。

今、富田議員が指摘いたしました今後の対策といたしましては、現在の徳寿園の近辺の水圧の問題を含め、基本的には徳之島町新水道ビジョンの年次的計画に基づき事業を行い、PDCAサイクルの考え方に基づき実現方策の有効性等を確認しながら、計画の推進や改善を図ってまいります。

○7番（富田良一君）

令和12年ぐらいで間違いないという、目標は。

○水道課長（保久幸仁君）

現在、尾母配水池からの配水池におきまして、南部浄水場からの送水管を調査しております。1週間前だったと思いますが、送水管の空気弁の故障という原因が分かりまして、空気弁を取り替えたところです。

ですので、送水管のほうは満水になっておりますが、その送水管の水が尾母配水池に溜まるわけですが、現在、その尾母水池から徳寿園近辺にどれくらいの量が流れているのか、流量計のほうも設置しておりませんので、6年度事業で共木屋原に入る分の流量計と出る分の流量計も設置する予定になっておりますので、その流量計の水の量の出入りを勘案しながら、できる

だけ早めに徳寿園周辺近くの住宅にも水を供給できるように考えております。

○7番（富田良一君）

ありがとうございます。それまでなんですが、ちょっと確認ですけど、水道料金は場所によって異なるのかちょっとお伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

水道料金につきましては、条例にうたっておりますので13ミリの管、基本的には13ミリなんですけど、水圧の不足がどうかそういうのは問題はなく、皆さん町民公平に負担していただいております。

○7番（富田良一君）

もう一つ、タンク、ポンプ施設を設置する場合、助成などあるんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

町のほから助成のほうはありません。

○7番（富田良一君）

一応水道料金も一律ということで、タンク、ポンプ施設の助成がないということなんですが、個人でタンク、ポンプの施設を設置しますと、電気代やタンクの中の衛生面など維持管理費もかかると思います。タンクやポンプ施設を設置していない方々と比べると不公平感を感じますが、どのように思われますか。

○水道課長（保久幸仁君）

その点につきましては、水道課のほうに、例えば新築とか改築とかで、その場所的なことが申請を出されます。その段階で新しく住まれる方には立地条件がこのような状況ですので、ポンプとタンクは個人負担になりますという条件下でお願いして建物を建てていただいております。

○7番（富田良一君）

今後、資材とかそういうのが増えて家を建てるのも大変お金がかかるんです。この水道料金についても、実際個人でタンク、ポンプ施設を設置する方々には、何かちょっと水道料金を少しでも安くするとか、そういうお考えはありませんか、今後。

○水道課長（保久幸仁君）

現在の条例の中では難しいのではないかと考えております。

○7番（富田良一君）

これ条例を変えてでも少しでもする必要があるんじゃないかと思いますが、町長どうですか。

○町長（高岡秀規君）

今、課長がお話をしたように、なかなか厳しいかなと、我々東区の場合でも建屋が2階3階だとなると個人でポンプを設置しております。決して上のほうにある建物じゃなくて下のほう

にある建物でもタンクを設置しているケースもありますので、町といたしましては、水道料金については、しっかりと徴収すると。また維持管理が非常に資材高騰で多額になって、水道料金の値上げも今検討しているところでございまして、場所によって水道料金の値下げ等がありますとかえってまた不平等性ができるかもしれませんので、ここはしっかりと水道料金の在り方についても検討委員会のほうで一度はお話の棚に上げてもいいかなと思いますけども厳しいとは思いますが。

○7番（富田良一君）

やっぱり、ほかの方と比べたら、タンク、ポンプ施設で電気代とか、先ほど申しましたが、衛生面などでの維持管理費も結構いろいろかかるといいますので、今後ちょっと御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、タキンシャについて伺います。

以前は道もなく、川を上がっていくしかない場所でしたが、町行政や関係する地主さんの御協力もありまして、今では広い道もできて、近くまで車で行けるようになりました。ありがとうございます。しかし、まだ足りないとの声が聞かれましたので質問させていただきます。

今月の町の広報紙もきれいなタキンシャの写真などが掲載されていまして。町の広報紙やユーチューブでタキンシャの写真や動画が発信されていますが、最近その写真や動画を見て、見に行かれる方が増えているようです。

ちょうど2年前ですかね、第3日曜日のボランティア活動で、総務課長を先頭に数名の職員で道の草刈りをして汗をかいておられるのを拝見しました。その後、道の管理はどうなっているのかお伺いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

富田議員の御質問にお答えします。

タキンシャの道の管理については、これまで富田議員を含めた有志会員の皆さんや、今言われた中区の役場職員の方々にボランティア清掃をしていただいていると聞いています。本当にありがとうございます。

今後は、おもてなし観光課のほうで道の伐採作業などを行い、管理を進めていきたいと思えます。

以上です。

○7番（富田良一君）

今後はおもてなし観光のほうで管理していただけるということで、ありがとうございます。

次に、見に行かれた方の中には「場所が分かりにくい」という声が聞かれます。今現在小さな看板が立っておりますが、大変分かりづらいとのこと。そこで分かりやすく看板を大きくできないか伺います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

看板につきましても有志会員の皆さんで設置していただいたと聞いています。これに対しても、本当にありがとうございます。

私も行ってみました。入り口から下のほうまで細い道だったり、道路が通れるかなという疑問がありますので、それまでの道のりの案内とか、下での注意事項、その辺も踏まえておもてなし観光課のほうで看板については検討していきたいと思います。

以上です。

○7番（富田良一君）

ぜひ大きな看板を設置して、まあ途中まで車で行けるという表示をしていただきたいと思います。やっぱり見に行かれる方が迷わずに行けるようにしてもらいたいと。

次に関連ですが、看板から滝までの距離がやっぱり100メートル以上あると思われますが、道が舗装されていないので車で行けないと思っている方々がいらっしゃって、県道から歩いて行かれる方がおられると。まあ高齢者にとっては大変きつい距離です。なるべく近場まで車で行けるように、道のアスファルト舗装はできないか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

アスファルト舗装につきましては、タキンシャ周辺の地籍調査や登記が終了した後に道の整備計画を立てて、補助事業等で対応できないかと考えているところです。

以上です。

○7番（富田良一君）

ぜひ立派な道をつくっていただきたいと思います。そのことにより、タキンシャの観光地としての知名度ももっと上がりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、大沢章宏議員の一般質問を許可します。

○15番（大沢章宏君）

15番大沢が一般質問を行います。

町長並びに主管課長の明確なる答弁をお願いいたします。

1 項目め、加工センターに糖度センサー計を設置できないかについてお尋ねします。

皆様御存じのとおり、徳之島ではたんかん、マンゴー等、いろんな品種の果樹が盛んに栽培されています。マンゴーやパッションフルーツなど一度食すると必ずリピートがあるほど人気の作物になっております。ただ、現在出荷の段階になりますと、たんかんを例に例えますと、

たんかん組合に持ち込んだたんかんを包丁で切って、それを糖度計で測って、まあサンプルを何個か測って出荷しているのが現状であります。

また、今、塩田県政が農業所得の向上、また県民の稼ぐ力の向上を重要課題の政策の一つに掲げております。

また、先ほど高岡町長の施政方針演説の中に、17ページ目に結びの3番目ですかね、「奄美群島振興開発特別措置法の一部改正により」、中は省略しますが、中では「沖縄県との連携強化を含めた各種制度が拡充されました。それに伴い、奄美群島振興開発交付金を活用し、継続事業のブラッシュアップと農業と教育に関する新規事業に取り組んでまいります」とあります。その辺を含めて、奄振の事業等を活用して糖度センサー計を導入できないかお伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、大沢議員の御質問にお答えする前に、2月に代々木フェスタで議員の皆様には非常にお世話になって、徳之島町役場農林水産課のほうで柑橘生産組合のたんかんを持っていったテントで販売した件につきまして、非常にもう売行きもよく、積極的に議員の皆様には売っていただいたおかげで完売で、非常に有益な販売促進でなかったかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、大沢議員の御質問にお答えします。

加工センターに糖度センサー計を設置できないかということでもありますけれども、まず加工センターのほうに設置する場合は、やはり加工を目的になりますのでどうしてもカットしてやらなきゃいけない。で、恐らく御質問の内容からすると、柑橘生産組合のその集荷場もありますので、そういったことを含めると、まずそのことについてお答えしますと、徳之島町農産加工センターに隣接する徳之島町柑橘生産組合の選果場に糖度センサー計を設置できないかというふうな形でお答えしたいと思います。

まず、年末に当該の組合からの相談はあったという話であります。

たんかんは園芸の主要品目であり、ふるさと納税の返礼品としても非常に人気があります。奄美市では平成23年から24年に向け外部計測センサー、内部品質センサーを導入し、たんかん選果場を整備しております。

内部品質センサーで品質が保障されたたんかんは、安定出荷、有利販売により、現在生産者の経営安定並びにブランド産地化につながっているようであります。

近年、本町のたんかんの栽培面積も確実に増加していることから、安定出荷を図るため糖度センサー計の事業導入など、組合役員と協議・検討していきたいと思っております。

○15番（大沢章宏君）

今ちょっと質問の中で加工センターという項目を入れてしまったんですけども、質問の中で奄振事業を活用してということで質問しましたので、またその辺も含めてもう一度答弁をお願い

いいいたします。建物も含めてですね。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

参考事例といたしましては、奄美大島選果場整備事業ということが、奄美市のほうにあります。平成23年から24年度。内容のほうは奄美群島新興開発事業を導入しております。選果場、補助率は国の2分の1で、全体事業費は2億9,850万6,000円となっております。

○15番（大沢章宏君）

皆様、申し述べなくても分かります、本当にたんかん、マンゴー、パッションフルーツ、本当に徳之島のブランドとなって、すごい人気を誇っております。そういった中で、糖度センサーを通すことによって商品価値のやっぱり一番の価値の向上につながりますし、またそれで自信を持った農家がより生産を高めて、出荷量も増えていくのではないかと確信いたしております。

また、別の観点から申し上げますと、さとうきび農家で頑張ってきた方が高齢に伴い、さとうきびをどうしても作れないという方が、例えば、井之川を例にとりますと、たんかんは70歳以上の方がほとんどでありますけども、若い方もいらっしゃいますけども、90歳の方でも二、三名の方が一生懸命作っております。本当に生きがいとして、またある方などは井之川のお祝いのときに、正月のときにたんかんを20箱くらいから30箱、2キロ入りを二、三年続けて配ってくれたりとかしていただいております。そういった商品を糖度計を通すことによって、本当に自信と誇りを持って出荷できますし、また、買う方も本当にきちっとした商品だということが分かって買えるものだと思っております。

また、今、タブレットの方に映しておりますけども、羽田空港の出発ロビーの2階のところに羽田産直館という売場がありましたけれども、そこに徳之島のたんかんということで並べていただいております。また、その横に、ちょっと写真は撮れなかったんですけども、屋久島産ということで、そこには一言、「これはセンサーできちっと通していますよ」という言葉がありました。どうしてもその辺を2つ並べてしまうと、どうしてもこのセンサーを通してほうに手が行ってしまうのではないかと思っております。

ただ、今年は初めて羽田のほうにこのたんかんが並べられたのではないかと思いますので、また来年も継続としてこの商品が陳列していただけるようお願いしたいと思います。

あと、農林水産課でちょっと資料を頂きましたけれども、糖度センサーを入れることによって、「糖度、熟度、大きさを確実に選別し、消費者に効率よくおいしさをお届けするお手伝いができます」と、これは農林水産課から光センサーの糖度センサーのカタログを頂いた仕様ですけれども、またそういったことで何回も申し上げますけれども、本当に商品価値を高めて、本当に徳之島の生産量の向上も間違いないと確信しております。

その奄振事業を含めて町長の考えをお願いします。

○町長（高岡秀規君）

大沢議員のおっしゃるとおりだと思っております、どうしてもブリックスはミカンを割って測っています。ミカンそのものの糖度というのは感によっているのではないかなというふうに思っております。

これをそのまま糖度が分かれば、見た目よりも糖度で購入できたら、皮に多少傷があったとしても糖度12度、13度で、それによって購買者の意欲が湧くかもしれません。そして、さらには加工にもっていくためにも、やはりジュース等を作る場合にも糖度が安定していないとなかなかジュースもいいジュースができないということもございますので、しっかりとした品質管理が最低限必要になってきている世の中ですから、しっかりと糖度計については検討してまいりたいというふうに思います。

○15番（大沢章宏君）

先ほども申しましたけども、高岡町長の施政方針演説の中に、「継続事業のブラッシュアップと農業と教育に関する新規事業に取り組んでまいります」、それをきちっと事業導入をお願いいたします。

それでは、2番目の空き家対策について伺います。

高岡町長が就任以来、重要政策の一つとして、北部振興に大変力を入れてきました。先ほど福岡議員から詳細につきましては本当に各事業を説明していただきました。その中でも、去年の世界遺産センター、道の駅、東天城中学校建設等、本当にすばらしい建物ができて、道の駅におきましても早々に来場者が1万人を突破し、これからの北部振興の要となり活性化することを期待していますし、また本当にそれがまた楽しみでもあります。

その中に空き家対策事業が一つありましたけれども、これ空き家対策事業で「徳之島一円」と書いていますけれども、「徳之島町一円」にちょっと訂正させていただいて、この政策を徳之島町一円に事業を拡大していただけないかっていう、よろしく願いいたします。

○企画課長（中島友記君）

大沢議員の質問にお答えします。

議員の言われたとおり、花徳支所北部振興室を中心に、令和3年度から北部地区の空き家対策事業として、令和6年度まで空き家の流動化の推進対策ということで取り組んでいただきました。

令和6年度は、空き家対策総合支援事業によって徳之島町一円の空き家の実態把握を行っております。現在、北部地区手々集落から順に現地調査を開始しております。令和6年度の業務内容については、現地調査、所有者調査それと所有者の意向調査、そして台帳作成になります。ゼンリンの地図にマッピングと空き家情報のデータの取りまとめを行いたいと考えております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

今年度はじゃあ徳之島町一円ということでよろしいですかね。

○企画課長（中島友記君）

はい、令和6年度の繰越事業になります。年度をまたぎながら順に現地調査を開始しまして、所有者実態の把握をしました後は、令和7年度は空き家の所有者特定調査ということで相続登記の未了の空き家の把握、相続人調査、そういった課税台帳との突合とかを行いつつ、相続人の不明な箇所については司法書士を委託して空き家の特定をしていって、今後、危険空き家の除去、あと空き家の有効活用というものを実施できるように準備を整えていきたいと考えております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

2月に東京の視察に行きましたときに、国土交通省の特別地域振興官から議員の皆さん説明を受けましたけれども、その中で、奄振の特別措置法の改正についてという説明を受けましたけれども、その中の2番に、「移住者の住宅確保が課題であり、空き家を移住者に貸し出す取組が進みつつ」とあります。また、その中に、移住者の目標数値として、令和10年度は一応3,000人の目標ということで資料を頂きました。

徳之島町としては、数値目標はまだ先ほどの中では、登記とか相続人のその辺だと思うんですけども、皆さんもこれが配られたと思いますけども、この空き家対策というのが広報紙の中に入っていたと思うんですけども、この辺の連携はどのように徳之島町としては連携していくのか伺いたします。

○企画課長（中島友記君）

広報紙と一緒に配付されている空き家の資料ですが、これは広域事務組合からの情報提供でありまして、今後、広域事務組合を含めて奄美群島、移住定住の促進に向けて努力していこうということであると捉えております。

そして徳之島町としては、今ちょうど人口ビジョンの見直しをしております、やはり人口減少というものがすごく大きな課題なのが事実であります。それで、町長がよく言われるんですが、「医職住だ」と、医療と職業と住宅だということ、やっぱりUターン、特に島出身のUターン者に向けての職業の案内と空き家等の住宅の案内っていうものが一番大切なものなのかなと考えているので、企画課でもそういった情報発信をできるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

ぜひ住宅の発信についてはしていただきたいと思います。

また、どこの地域においてもそうなんですけども、特に亀津の地域におきましてどうしても道幅が狭くて、例えばそこを改装して住もうとしたときに駐車場がないという場合が発生したりすると思うんですよ。そういった中で、その空いている土地はあるんだけど、そこをやっぱり都会に住んでいる方が所有だとすると、そこを無償譲渡して道をつくってもいいよとかいう方もいらっしゃると思いますので、その辺も含めて、住宅だけでなくその辺を、やっぱりどうしても夫婦2人だと車が必ず2台とかその辺も必要になってきますので、その辺も連携して、それはちょっと担当が企画課になるのかどこになるのかちょっとあれですけども、その辺も連携して、各課と連携して、空いている土地を無償提供してもいいっていう方も必ずいらっしゃると思いますので、それを地籍調査の中とか、相続人の調査をする中で空き地を踏まえてやってもらえるといいなと思うんですけども。

○企画課長（中島友記君）

議員の言われるとおり、この空き家対策総合支援事業というこの事業の中で、空き家を除去した後の土地の整備とかつというのも補助対象メニューになります。

そして、あと建設課との連携が必要になってきますが、今、議員の言われた狭い道路の幅員を広げましょうっていったそういう狭あい道路整備事業とか、またそういった事業もありますので、そういった事業との連携を含めて、今後、空き家の除去等については総務課のほうの防災担当、そして活用とかその他事業は建設課と連携して、企画課と連携して進めていくよう努めていきます。

以上です。

○15番（大沢章宏君）

今、国がこれほど力を入れて地方創生、また先ほど奄振の事業内容も申し上げていましたけども、この空き家対策を本当に活用することによって徳之島の人口増を少しでもしていけるのではないかと考えております。各課きちんと連携して、この事業を進めていただきたいと思います。

最後に、町長のこの政策に対する答弁をお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

たまに郷土会等々とお話すると、住む家がなかなか見つからない等々の話も伺っておりますし、特に重要なのが水回りでございます。今まではあるものを紹介する、でもそこには住めないというところで終わってしまっていたような気がします。今後の空き家対策については、危険家屋もそうなんですけど、住まいをどういうふうに確保して、誰かに住んでいただくかというところまでしっかりと責任を持たないといけないと考えておりますので、もしそういった空き家に住みたい人に紹介する場合は、改修後のある程度住まいとして良好な状況での紹介が必

要になってきているかなというふうに感じておりますので、今後ともＵターン等の施策については力を入れていきたいというふうに思います。

○15番（大沢章宏君）

以上で質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時より再開いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

一般質問初日の4番目となります。よろしくお願いします。

先ほど、2時46分ですね。ちょうど14年前、議会の会期中に東日本大震災が発生してから、ちょうど14年目の節目の日に当たります。現在でも2万7,600余名の方々が原発事故後の立入りができない状態で、帰還がかなわずに全国各地で生活をなされていることに対して、改めてお見舞い申し上げ、また、一日も早いふるさとへの帰還を望んでおります。

早速、一般質問に入ります。

先ほど、午前中、令和7年度の施政方針の中で骨太の方針がなされました。その中から1点、質問に取り上げました。

学校給食費還元事業がありました。その予算措置として3,000万、予算計上されております。この学校給食費還元事業、これに対して概要から伺います。そして、この後は、詳細については質問席から行います。

○学校教育課長（太 稔君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費還元事業は、前年度に納入した学校給食費の全額分を商品券を保護者へ配付することにより、保護者の経済的負担を減らし、家庭教育の循環の充実を図るとともに、地域における消費喚起を下支えすることによって、地域経済の活性化を図る事業となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

課長、一点一点伺ってまいります。

前年度の令和6年度に納めた給食費を還元すると。これは、令和6年の4月から令和7年の3月までに納付した金額を令和7年度に還元する予算が、3,000万計上されたということです

か。確認します。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

商品券の発行に関しましては、今年度、令和6年度納めた給食費に関しまして、令和7年度に商品券をもってお返しするという事業です。

以上です。

○13番（木原良治君）

商品券を配付すると。これは、予算3,000万が組まれていますよね。これは、町立の小学校、中学校、幼稚園も含めて全生徒の分を、納めた金額を返すという、受け止めてよろしいですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

現在、給食費を納めていただいている方々にお返しの事業です。ですので、給食費を令和6年度納めていただきますと、令和7年度に、その納めた分に関しては商品券としてお返しするという事業でございます。（「学年」と呼ぶ者あり）学年に関しましては、幼稚園、小学校、中学校と、今、給食を配付している児童生徒が対象となります。

以上です。

○13番（木原良治君）

商品券を配付するということは、商工会等で徳之島の店で使える商品券、これは条件があるんですか。商工会に入っていないと使えない、地元だけに使える商品券なんですか。それとも、日本全国どこでも使える商品券とか。こういうのはどう考えていますか。決まっていますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

商品券に関しましては、徳之島町内で使える商店、お店となっております。その中で条件といたしましては、商工会加盟店や、その他、また、子育て世帯のニーズに合わせて、そちらあたりを現在、検討しているところです。

以上です。

○13番（木原良治君）

2年前に、令和5年のちょうど3月議会に、給食費に関して一般質問させていただきました。そのときのやり取りを思い出しながら質問するんですけど。

その2年前の3月議会では、「一応、限度額を設けて子育て支援を検討する」と、そういう答弁でした。

それから2年経過して、その納めた金額ですね、納付した金額、もう全額をお返しすると。

そういった結論まで達した経過、そして、予算措置した、決定した過程を、ちょっと説明願えますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

当初の計画では、議員がおっしゃったように、第1子、第2子が半分、第3子以降は全額というふうに計画しておりました。その中で、1子、2子と分けると、頂いた給食費をまた還元するという事業ですんで、それに関しまして不公平感があるんじゃないかということがあります。

また、全額を全ての方々に地域振興券で配付したことによる、地域経済の活性化が見込まれるものと思います。それに関しましては、町長含め関係者と協議した結果、このような経過に至りました。

以上です。

○13番（木原良治君）

ちょうど2年前の質問のときに、無償化を一応、提案したんですけど、それに対して、今回の商品券の給食費の還元ということは、無償化よりも一歩も二歩も進んでいると思いますよね。これは、地域経済の活性化まで考えた結論だと思いますけど。無償化するよりは、よくぞ地域振興券、地元で使っていただける、保護者の負担の分を3,000万よく計上したものだと思います。改めて感心していますね。

一応は、その財源、これ3,000万、2年前のやり取りを思い出しながらやるんですけど。今までは一部無償化で町のほうが食材を負担していました。そして、温食の分を保護者の方々に負担してもらっている。それを今回、納めていただいた分をお返しすると。

こういう結論は、協議会のほうで町長のほうに提案して、町長が最終的な判断をしたということですか。ちょっと、もう少し詳しくお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

議員のおっしゃったように、給食費を商品券で還元するに当たりまして、いろんな問題がございました。そのことを一つ一つクリアしていくことに町長と協議いたしまして、最終的な結論といたしまして、頂いたお金を商品券としてお返しするという結論になっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

この、一部負担していただいた保護者が、3,000万、この財源はふるさと納税かどこから持ってきたんですかね。これは財務のほう、どこからこの一般財源を引っ張り出したんですか。

○町長（高岡秀規君）

この予算につきましては、ふるさと納税で町長が認める予算というふうになっております。

○13番（木原良治君）

ふるさと納税の基金の活用で、選ばれるふるさと納税にもなると思いますよね。日本全国で、お互いの血縁関係の子育てしている人たちが日本全国に散らばっていると思います。そして、ふるさと納税もやっていると思います。

徳之島町が給食費、納めた金額を全額お返すると。これは、先ほどの施政方針の骨太の方針にも載っていましたね。これは驚嘆に値する施策だと思います。

この地域振興券の配付に関して伺いますけど、これは端数が出ますよね。今、納付している方々、例えば、小学校1名、中学校1名の方だと、年間6万数千円の1年間の給食費の合計ですよ。これ、端数が出て、商品券はどのように表示するんですか。言っていること分かりますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

商品券に関しましては、千円単位の商品券となっております。ですので、例えば端数が出た場合は繰り上げて千円単位に上げると。数的に申しますと、3万1,600円とか700円になった場合には、3万2,000円の商品券を還付するということです。

以上です。

○13番（木原良治君）

その商品券の配付によって、例えば6万円返ってきたときに、これが3月いっぱいまでの分でお返しするということは、令和7年の2か月ぐらいですから令和7年6月ぐらいに令和6年度分の給食費をお返しするというのを、一括でお返しするという事で受け止めていいんですか、じゃあ。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

給食費に関しましては、令和7年3月31日までの納付となっております。それから、令和7年4月から6月末にかけて納付完了額の集計を行いまして、その後に、7月頃に商品券を配付する予定です。

商品券の使用期間に関しましては、8月1日から11月30日までの期間、その後、集計いたしまして、お店のほうにお金を払うということに計画となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

今の、課長、では、使用する期間っていうのは短いような感じがするんですけども、もう一度。商品券を頂きますよね、6月か7月ぐらいに。これ10月までしか使えないんですか。そ

ういの、決定しているんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

商品券に関しましては、7月から配付いたしまして11月30日まで、約5か月間を使用させていただきます。その後、精算いたしまして、役場のほうから業者さんのほうへお金を支払うと、そういうことなので、年内に完結するように努めております。

以上です。

○13番（木原良治君）

我々議員のほうで、よく無償化を要求しますよね。ただ単に無償化の要求よりも、こういう地域経済の活性化に一步踏み込んだ取組がなされたっていうのは、改めて評価いたします。

そして、次の質問に行きますけど、これも施政方針の中に、老朽化した給食センターが取り上げられております。築50年が経過した現在の給食センターの現状から伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

給食センターに関しましては、築50年が経過しております。暖房設備を含めた建物全体の老朽化も進んでいることが現状でございます。

また、平成21年度に施行された学校給食衛生管理基準へも適合していないことが分かっております。

また、最近アレルギーに対応している児童生徒も増えておりますが、この施設においては対応が現状では難しく、苦慮しているところです。

今後も安全な給食を提供するためには、もう早めの建て替えが必要と思っております。

以上です。

○13番（木原良治君）

これも以前、一般質問させていただきました。平成28年度に、この給食センター建設推進協議会が立ち上がって、途中で立ち消えましたよね。これには2つの理由があって、令和2年度までに着工しなければならない、この新庁舎の緊急防災対策事業債の着手をしなければならないということで入ってきました。その後に、東天城中学校が入ってきました。そういった関係で、立ち上がった給食センター推進協議会が立ち消えました。

今回、新たに新年度予算で、5名の委員の中で6回の協議をして結論を出すということで予算が上がっていますが、これは、具体的にどのようなことを決定して、いつ頃決定するんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

現在までに6回程度、給食センターの建設推進委員会を実施しております。その中で、まず給食センターをどこに建てるかという場所の選定を、今現在行っているところです。場所に関しましては、候補地、現地のほうを確認をいたしております。その後、候補地を最後決めまして、町長のほうに提言する予定です。それが決まりましたら、ボーリング調査、地主との用地交渉などを経て、基本設計を行って進める予定です。

以上です。

○13番（木原良治君）

我々議員のほうからも各委員長が2名、協議会に参加していますので、彼ら2人に任せるんですけど。この1年間の6回のその計画の中で、いつ頃、この基本方針、骨太を示そうとしているんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先ほど申しましたけども、まず用地の確保が必要だと思っております。それについて用地が決定いたしましたら、その後は不動産鑑定をいたしまして、所有者との交渉そして契約をして、ボーリング調査等を行う予定となっております。

ですので、今年度中にはある程度進めまして、その後、今年度の実設計ができればと思っておりますけれども、あいにく用地交渉とかいろんな問題がありますので、早めに進めたいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

去る2月6日、亀徳小学校のほうで防災訓練がございました。その中で、高学年の5年生、6年生の方々が防災に関しての発表がありました。その中においても、地区の公共施設の発表がありました。老朽化した給食センターの海に面して、地震や津波、高潮に危険のある給食センターを、子供たちは子供たちの視点で、「高台のほうにお願いします」ということで、我々議員も、地元の議員も参加し、消防、警察、地区の方々も参加して。

子供たちの視点からは、こういう、給食センターですけど、「避難をするので防災拠点にもなるんじゃないか」という発表がありました。給食センターのみならず避難の場所としても、そういうのは考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

給食センターを設置に当たりましては、避難所関係ができないかということでございます。それに関しましては、自家発電装置をつくったり、備蓄倉庫、そういったものを完備する施設になっております。

また、駐車場に関しましても、そういったことができないか、設置するに当たりまして、その倍の面積が必要となりますので、それに関しまして用地を選定する際には、ある程度の広い面積を計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

これからは建設推進委員会のほうで進められますし、また、我々議員のほうからも2名の委員長が参加しますので、しっかりと進めていてもらいたいと思います。

これで一応、学校給食費、給食センターのほうは終わります、次の医療的ケア児の学校教育支援についての質問に入ります。

この医療的ケア児の説明からお願いしましょうか。医療的ケア児とは。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

医療的ケア児に関しましては、医療的ケア児に関する法律が令和3年度からできております。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律に関しましては、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及び家族が個々の医療的ケア児の状況に関して適切な支援を受けられるようにすることです。

この中で「適切な」と言いますと、医療的ケア児に関する保護者のほうは、そのケア児を24時間看護しております。その看護するに当たりまして、いろんな施設、本当は病院とかそういった入院じゃなくて家庭のほうでもしていきますので、その方の看護できるようにということとなっております。その家族が安心して生活できる、育てることができることを実現することを目的としております。

このときの医療的ケア児に関しましては、人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引とかの医療行為を必要とする児童生徒となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

2021年に、この医療的ケア児に支援する法律が制定されましたよね。そして、令和3年度に、市町村は医療的ケア児に対し及びその御家族に対して支援する責務があると、そういった法律が制定されたと。間違いないですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されております。

以上です。

○13番（木原良治君）

その法律の制定により、また施行によって、本町はそれから3年をかけて、今までは御家族の方々が医療的ケアをやっていたのを、今回は令和7年から1年間を通して予算措置して支援すると、そう受け止めていいんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

医療的ケア児の支援に関しましては、学校での生活ができるようにということで、今回予算計上してあります。その学校での生活というのは、看護師による学校生活ができるようにということで、今回予算計上、1,000万近くを計上しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

現在、医療的ケア児の方が小学生ですよ。その方が今回、卒業して中学校のほうに行きます。そういった中学校における医療的ケア児の支援をするということで、この予算が計上されたと思いますけど、これが今後3年間ずっと継続的に予算措置がなされると受け止めてよろしいですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

医療的ケア児に関しましては、町のほうで支援をしていきたいと思っております。3年間、中学生生活は支援していく計画です。

以上です。

○13番（木原良治君）

この法律が施行する前は、御家族の方が24時間、授業等に関してもずっと付き添って、特別支援の授業を受けられた時期がありましたよね。それが一応、法律の施行によって、徳之島町はそれに向かって、市町村の責務ということで予算措置がなされたという。

これは、行政、教育現場そして医療的ケアを提供する事業者と、どのような経過がなされたんですかね。ちょっと簡単に説明できますか。この連携の話し合いというのは、何回ぐらい経過を経て、この予算措置まで持ってこられたんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

医療的ケア児に関しましては、学校での生活をするためには、医療的知識が必要な方の応援が必要となっております。それに関しまして予算のほうを計上いたしましたが、やはり、こういったことに関しまして募集した結果、なかなかそういうのに応募がありませんでした。

その中で、私たちのほうでいろんな情報を駆使いたしまして、今、契約しているところとお話をいたしました。その中で、ケア児に関しての話合い、そしてまた、鹿児島の方から講師を招きまして、学校また行政、そして、その施設委託業者と常に研修を2回ほど行っておりま。そしてまた、学校の生徒たちもそのような研修の様子を見ております。そういった形で進めていきまして、ケア児に関しまして学校生活ができるようにということで、しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

やはり、施政方針の中でもありました。「誰一人取り残さない」教育環境を整備すると。これにも当てはまると思いますけど。

その医療ケアをする事業所っていうのは、今まではなかったという、今回、新たにそういう事業所が立ち上がったっていう、そう受け止めていいんですかね。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

その事業所は、訪問看護とかそういったことをしている事業所であります。その方とお話したときに「訪問看護している」と。学校のほうでもそういった事業ができないかと相談したところ快諾していただきまして、契約しているところです。

以上です。

○13番（木原良治君）

この一般質問を通告してから、課長のほうにはお願いをして、お互いに学校の校長の許可を得て、その御家族の許可を得て、特別支援の授業風景そして医療的ケアの現場を見たんですけど、課長はどのように感じましたか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先週、木原議員と一緒に学校のほうに訪問いたしております。その中で感じたことは、以前は、なかなか学校のほうへも行けなかったということです。今年度になりまして、子供の様子を見たときに元気になっているというか、以前と比べて大変元気だと思います。それに関しまして、学校のほうも先生とお話ししたところ、学校の欠席がほとんどなくなったということです。なので、この子供が学校生活を営むためには、私たちがこの援助をして学校生活を営むことができたことはよかったと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

教育長、小学校から今度、中学校のほうに医療的ケア児が移りますね。そしたら、新たな環境の下で、また、その中学生の体力とかいろいろな面があると思いますけど、やっぱり、健常

の生徒たちとの接触とか学校の協力とか、行政のあるべき姿っていうのは、これ何かネットワークっていいですか、その協議会っていうのは設けて、その受入れ体制に向かった話合っているっていうのは、どう考えていますか。

○教育長（福 宏人君）

お答えします。

医療的ケア児につきましては、法の施行により、先ほどこちよつと繰り返しになりますが、学校の設置者として、様々な案件でそれに向けて、今回から、もう数年前まで少し思い返しますと、行政としての対応、県がどういったようにやるか、先進地域がどういったような医療的ケアの教育をしているのか、課長以下何人か現地視察をしたり、それから医師と、それから、こういったような課題について、一つ一つ具体的に学校を通して、いろんな要因について、こういったような対応がいいのか様々な協議を重ねてきました。

今回、中学校ということで、その環境整備、そういったところから、まずできるような形で今、協議を進めています。

今後、これは教育のみならず医療、福祉それから地域の方々も含めて、もちろん学校も含めてなんですけど、やっぱり、その子供との教育環境も含めて、こういったようなことができるのか、なるべく、全てということではないんですけど、その環境を整えて、やっぱり、その子供の夢や希望も含めて、自立に向けて様々な教育を、可能性を試しながら進めていこうというようなことが今、話し合われています。

例えば、今、入学式、卒業式のときにこういったような動線で、こういったようなことが可能なのか、先日、課長のほうも中学校のほうに行って、もう既に入学式をこういったものにするれば一番ベストなのか、そういったことで話を今、進めているところですので。

そういったような例からも、これからは細部のことについても、いろんな協議会の中、学校との連携も含めて進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

今後、やっぱり、中学校になれば3年間ですけど、この医療的ケア児を支えるために、学校側は学校側の苦悩もあると思いますよね。家族の方々もいろいろ悩んだりしていると思いますよね。そうしたときに、教育委員会とそのネットワークですね、やっぱり1つのチームを組んで、今後どのようにして支援していこうかと、そういう検討も入るべきじゃないですかね。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ネットワークといいますか話合いに関しましては、毎月1回、学校のほうで保護者、教育委員会そして医療的ケアを支える団体、その他の関係者と共に月1回の会合を開いて、今後の対

策、例えば、先ほど教育長が言いました入学式、今後考えられるのは修学旅行、そういったこともありますので、そういったことを常に話し合いを設けております。

以上です。

○13番（木原良治君）

最後に町長、施政方針の中でもありましたよね。やっぱり、「誰一人取り残さない」環境の整備をします。そして、それ以上、また第三の居場所もできますけれども、やっぱり、こういう1人を大事にするということが全体的な力の底上げになると思いますけど、町長の今回、予算措置をして、その考えなりを聞いて終わりたいと思いますが。

○町長（高岡秀規君）

以前より障害者についての施策を取ってまいりました。誰一人取り残さない社会っていうものは、SDGsが最近、聞かれるようになりましたが、あと、持続可能等々の言葉がありますが、我々はそれに沿って、しっかりと子供たちが住みやすいまちづくり、そしてまた、障害者に優しい、弱い人たちの立場に立った目線で物事が考えられるような社会をつくるためにも、町がしっかりと率先して、そのような対策、支援策を打つべきだというふうに考えております。

○13番（木原良治君）

ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

令和7年3月第1回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が町民の皆様的心声を、身近な問題から喫緊の課題まで5項目にわたり一般質問をいたします。本日最後の登壇になりますが、もうしばらくお付き合いをよろしくお願いをいたします。また、答弁は簡潔に明快にお願いをいたします。

去る2月16日、東京代々木公園で、「第10回“とくの島”観光・物産フェア in 東京」が多くの方の来場者を迎え、盛大に開催されました。

このイベントは、関東徳州会青年部が中心となり、14年前の東北大地震のとき、被災地に徳之島からの「春一番」のばれいしょや物資を届けようと始まったのがきっかけとお聞きしました。

当初は数百人の参加者だったそうですが、今や2万人の方が来場する一大イベントとなっております。まさに継続は力なりで、実行委員会の皆様の御尽力と御苦勞に心から敬意と感謝を申し上げ、今後ますますの御盛會を願っております。

また、郷友会の皆様の故郷を思う熱き心に応え、一議員として徳之島町の住みよいまちづく

りに一層頑張ってまいりたいと思いを新たにいたしました。

さて、本年は終戦80年の大きな節目の年ですが、世界各地では依然として戦争が続き、停戦の先行きは不透明であります。

現在、地球上には核兵器が1万2,000発以上あると言われ、残念なことに、今月3月3日から7日に開かれた、第3回核兵器禁止条約締約会議への政府のオブザーバー参加が見送られましたが、公明党としては、第1回目から今回も続けて国会議員を参加させております。

戦争は二度とあってはならないし、同じ過ちを繰り返さないことを終戦80年の節目に再確認すべきであります。

それでは、第1項目め、(1)学校現場での平和教育の現状についてお伺いをいたします。

○学校教育課長(太 稔君)

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

小学校や中学校では、教科書や資料に基づき、戦争によってもたらされる惨禍や核兵器の脅威への理解、世界平和についての考察を行うなどを目的とした平和教育が行われています。

また、母間騒動について学んだり、大和城防空壕跡地を見学したりするために、外部講師を招いた授業を実施している学校もあり、徳之島に視点を当てた平和教育も行われています。

さらに、本年度修学旅行においては、知覧特攻平和会館、長崎原爆資料館を訪問した学校もあり、各学校にて工夫を凝らした多様な形で平和教育が進められております。

以上です。

○3番(宮之原剛君)

通常そのような平和教育を行っているということでございますが、本年は、先ほど申し上げましたように、終戦80年という大きな節目の年であります。それに特化した何か、この終戦80年の節目に特化した何か、学校教育の現場でされていることはございませんか。

○学校教育課長(太 稔君)

お答えいたします。

80年という節目ということで、特に学校のほうですというふうには現在のところ把握しておりません。

以上です。

○3番(宮之原剛君)

それでは、ちょっと写真が出ますかね。

(2)のほうに移りますが、特に何もしていないということでございましたので。

これは私が撮ってきた写真なんですが、上の左側は、これは手々小中学校の正門の前に下がっている、戦時中の250キロ爆弾ですね。中の信管を抜いておりますけれども、中の火薬を全部抜いて半鐘として使っておられたようです。

こういうのがまた井之川の公民館の前にも、たしか昔あったと思いますけれども、今は、ちょっと工事が入ったりして、なくなっておりますけれども。

その右側が、これ、上の右側ですね。これが亀津小学校の教員の駐車場のところにあります。これ防空壕、そんなに大きくないやつですけど、これは各家庭でつくられたような大きさだということでもあります。

その下の左側、これは学習センターで撮らせていただきましたけれども、昔の米軍の軍服の払下げ、軍服を払い下げて仕立て直したコート。すごく丈夫な感じがしまして、重たかった、ちょっと持たせてもらいましたけど。

それから、その右側は黒潮の塔、これは花時名の海のほうにあります。私もこないだ初めて行ったんですけれども、立派な本当に慰霊塔、また、その敷地も公園のようになっておりまして、すごく立派な整備されたところでした。

そのように、町内には幾つかのこの戦跡・戦争遺構というのがあると思いますが、そこら辺、その保存・継承はどのように取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

今、戦争遺構について、ちょっとだけ触れたいと思います。戦争遺構については、戦争の痕跡が残る場所で、それから、施設で現存する構築物または跡地等というのが戦争遺構ということらしいです。

具体的に言いますと、先ほど宮之原議員が言いましたが、防空壕だったり神社跡地、それから、砲台跡、トーチカとかが考えられるようです。

今、現在、町内で戦争の痕跡が確認されるものの一つといたしまして、現在、山小学校、旧山尋常高等小学校の校舎が考えられるものと思います。

この校舎については、昭和4年に建てられ、さきの大戦時の昭和19年から昭和21年までの間、陸軍兵舎だったことが分かっております。

また、米軍の戦闘機による機銃掃射の弾痕を見ることができるため、そういう意味だと戦争遺構というふうな考えられるものと思います。

保存についてですが、この建物については、令和3年に国の登録有形文化財に指定されておりますので、奄美群島内で現存するコンクリートづくりの学校校舎としては最も古いものとなっておりますので、今後とも保全に努めていきたいと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

今、課長がおっしゃったように、山の小学校、今は資料館、昔の校舎ですかね、今、資料館ということになっているようで、現存する奄美群島全体でも最古の、一番古い鉄筋コンクリー

ト建ての建物ということで、やはり戦争の弾痕、弾の痕も残っているということで、やっぱり貴重な戦跡・遺構だと思いますので、それも含めて、さっき課長からもありましたけど、トーチカが中区の高千穂神社と、それから、古勝川ありますよね、大瀬川に流れ込んでいる古勝川の、あの近辺にも高台のほうにトーチカがあったということで、今、場所が定かではないということもあるようですけれども、そういうのが、やはりこれからこの終戦80年の今年調査をするとか、何か補助事業を使って、それから、もう一点、黒穂菌、今、さとうきびで黒穂病というのがありますけれども、黒穂菌というのを昔、生物兵器として戦時中に作った、徳之島で作ったことがあるということもお聞きしております。これもやはり調べていけばいいんじゃないかというふうに思います。

今、あの瀬戸内町ほうに、これは3月7日の新聞で、「ドローンで戦跡遺跡解明へ」と、戦争遺跡解明へということで、ドローンで調査するというのも載っております。これは、どのような形で補助事業をするのかどうか、ちょっとそこまでは載っていませんけれども、そこら辺も含めて、その80年を契機に、そういう調査も行ったらもっと我々が分からない部分がちゃんと残っている可能性もありますので、それを保存していくと、継承していくという意味でも、課長どう思われますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

今、宮之原議員からありましたように、今、町のほうでは防空壕などの戦争遺跡については、実態調査、実態は十分に把握できていない状態でありますので、今後、分布調査等をしながら実施していきたいと思います。

これに対しての国の補助事業はあるということだったので、検討して調査を進めていきたいと思います。また、その結果、貴重なものについては、また文化財審議委員会のほうで協議を図った上で、文化財として指定したりして、また、保全・保護に努めていけたらと思っております。

○3番（宮之原剛君）

ぜひ、調査されて、保存継承をしっかりとこの機会に行っていっていただきたいと思います。

それでは、（3）ですが、教育現場で戦争の記憶をどうつないでいくのかということで、終戦前に生まれた方、昭和20年以前の方、もう80歳になるわけですよね。その戦争体験を記憶されている方って多分、そのとき5歳以上ぐらいじゃないかなと思いますので、本当にその80代中盤から後半以上の方だと思います。

本当に、あと十数年もすれば、もういなくなってしまうわけですよね、どう考えても。そういう方たちが、ほとんどの方がいなくなる今のこの状況の中で、ここに一般質問された議員さん、前にされた議員さんからもありましたけれども、この「徳之島学へのいざない」というこ

の本が、立派な本当に見やすい、簡潔にまとめた本がありまして、この中に、これは60ページから61ページにかけて戦争のことが載っております、若干短めに紹介をします。

61ページのほうですが、昭和19年10月、これは戦争の前、終戦の前の年、10月。戦局が有利になったアメリカ軍は、当初予定していた台湾侵攻作戦を取りやめ、琉球列島を直接攻撃占領するアイスバーグ作戦に切り替えましたと。

アメリカ軍は、10月10日、沖縄島への上陸を決行する前に空爆を開始し、早朝から夕方まで延べ1,396機が沖縄島とその周辺の空港や港を中心に攻撃を行い、一部は徳之島、奄美大島を空爆しました。このときが、徳之島への初空襲でした。

浅間の陸軍飛行場を中心に、山や亀津の港が攻撃されましたということで、ちょっと間を飛ばして、大島郡内の空襲による死者は629人でありました。住宅の損失は1万3,415戸に上りました。このうち徳之島では、267人が亡くなっておりまして。そして、徳之島では1,584戸が消失あるいは倒壊しましたということで、1,584戸というのは、今で言いますと東区、中区、北区、全部の家が焼けたというような数でございます。

このように、この「徳之島学へのいざない」の中に載っておりました。

それで、教育現場で戦争の記憶をどうつないでいくのかということで、総合的学習の時間、土曜日の午前中ですか、あると思いますが、こないだの新聞に、3月4日ですが、この見直しも書かれておりましたけれども、この時間を短くするとかなんか、そういう見直しのことも載っておりましたけれども、これは非常に貴重な授業の時間だと思います。

年間52時間、今、今年まで、今年度まで週1回、土曜日ということになっておりますが、その活用をされて、戦争中の体験の語り部をお願いをして、体験者に語ってもらうとか、もしくは伝承者による体験の語り直しと。東京の国立市の伝承者事業というのもありまして、補助事業でやれるようです。そういうふうな形で、伝承者もう高齢化になっておりますから、その人から聞いて、その聞いたことをまた授業で子供たちに伝えていくという伝承者による体験の語り直しと。

それから、出向いて行って聞き取りをしたり、また動画で保存、戦跡遺構を動画で保存していくとか、それから、戦没者の慰霊碑が花徳にありますよね。それから、井之川にも戦没者慰霊碑があります、立派なのが立っております。

ほかにもあると思いますが、その慰霊碑を、また子供たちに訪問してもらって、その現場で、現地で、それをしっかり教えていくということも、その記憶をつないでいくことになるのではないかと思います。そこら辺、課長、その記憶をつないでいくということで、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

戦争に関しましては、先ほど宮之原議員からありましたように、「徳之島学へのいざない」に関しましては、総合的な学習の時間のほうで実施を行います。その第4章には、戦争への道とか、アメリカ軍の統治時代とかにまとめられておりますので、これを勉強することによって戦争の記憶を継承することができると思います。

また、先ほど議員がおっしゃられました慰霊祭、慰霊碑塔とか慰霊祭というような活動ですが、けれども、そこに清掃活動に参加するとか、そういう慰霊祭に参加するというのは、また学校のほうとも協議いたしまして、子供たちへの戦争への理解を深めたいと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ぜひ、学校の授業のこの総合的な学習の時間も活用されて、この戦争のことを記憶を語り継いで、子供たちに語り継いでいて、つないでいていただきたいと思います。

ここで、これ公明党の月刊誌なんですが、2月号、公明党の月刊誌の中に、ひめゆり平和祈念資料館の館長、普天間朝佳さんという方が、ちょっと書かれている部分がすごく中身が、濃い中身がありますので、若干紹介しますけれども、「沖縄戦では、砲爆撃の中を逃げる中で、親が子供を捨てて逃げたり、幼い子供が泣き出すという理由で母親と子供が同じ住民たちによって壕から追い出されるということが起きた。また、米軍に追い詰められた住民による集団自決、強制集団死が発生し、敵に捕まる恐怖の中で父親が、かみそりや鎌などで妻や我が子を殺すという惨劇が起きるのである。そして、味方であるはずの日本軍によって住民が壕から追い出されたり、食料を奪われたり、スパイ容疑のぬれぎぬを着せられ殺害されるということも起きたと。まさに人間が人間でなくなってしまう状況が沖縄戦では起きたのである」と。これが戦争なんだと。人が人でなくなるといことなんですよ。

そのように、沖縄では、ここ徳之島以上に、沖縄の出身軍人だけでも2万8,228人、それから、一般人で9万4,000人、県民全体で12万2,000人以上も亡くなっておるわけですが、その沖縄平和祈念資料館というのがありますけれども、ここに私も子供たちを、自分の子供を何回も連れて行きました。

本当に、今、奄振の中でも町長がいつも言われるように、沖縄との連携ということがあります。それから、もう一つは、教育・文化ということを入れたと。そういうことで平和教育という面でも、沖縄との交流、このあいだ、やんばる交流の話も先ほどされていましたが、けれども、沖縄との交流、それから、修学旅行とか沖縄に行くとか、今、長崎、知覧とかありましたけれども、そういうことを、もうこの奄振でも沖縄との交流が、連携が言われていますので、そこら辺も含めて、本当に沖縄はもうすごい戦争のことを学ぶには、一番最高の場所だと思います、ちょっと表現はおかしいですけどもね。そういうことで沖縄と、そういう部分でも平和教育という部分でも、沖縄との連携をしっかりしていけばいかなということ、教育長

にお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

御質問にお答えします。

今、修学旅行についても、今、小学校のほうも以前は沖縄に行って戦跡を中心に、先ほどの戦跡を見たりしております。中学校は、長崎も含めて、そういったような資料館に行って学習をしていました。

今回、今、沖縄との、奄振も含めて沖縄との交流ということですので、学校のほうも修学旅行に向けていろいろと検討しているところでございます。

それで、今議員がおっしゃるように、この戦争体験を継承するという平和の学習のことについてなんですが、議員がおっしゃるとおり、この戦後、第1世代というのは、もちろんその戦争を体験した本人、第1世代で、第2世代が親、第3世代が祖父母、今第4世代ということで、もう曾祖父母、子供にとってはひいじいちゃんぐらいが、ようやく戦争の体験を持っているということで、こう語り継ぐというのが非常に難しくなっているというような現状の中で、今おっしゃるとおり、その戦跡で学習をするような在り方、それから、今、徳之島学においても、過去のその資料に基づいて、学校で基本的には学習をしているような現状であります。

その背景としては、日本国憲法のその平和主義であるとか、教育基本法の、やはり民主的で平和的な国家をつくる育成者に育てるという、その法に従って学校現場は各教科で実際に今そのカリキュラムに従ってやっているところでございます。

ですので、今後、先ほどのその風化の話もありましたけど、きちんと学校においても、まずは学習指導要領に従って、そして、今の第4世代と言われる子供たちに学ばせるだけでなく、やはり今、主体的な学び、戦争とは何か、今、国際情勢で、国でも国連でも様々な平和のそういったのが、なかなか国際情勢はそうではないんですよね、はっきり言えば。

ですので、平和というのは、やっぱり自らがやっぱり学んで、そして、どういうふうにするのか。やっぱり主体的な学びを通して、新しくどうやって平和を創造していくのか。次の世代は、いわゆる第4世代は、そういったような新たな、そのいわゆる平和教育の学習の在り方を今後深めていかないと、なかなか難しいのかなというふうに考えていますので、今回この徳之島学を通して、島ではあの島の先人たちの戦争への対応はどうであったのか、奄美群島のそのいわゆる復帰の運動もありますが、ああいったようなものを学びながら、どういったように、この平和をつくってきたのか。そういったような学習も踏まえて、子供たちにこの主体的な学びで、その平和の大切さとか、やっぱりこの次世代の国の担い手になるような資質、力量をやっぱり連携しながらする必要があるのかなというふうに今強く感じているところでございますので、議員おっしゃるとおり、いろんなもの、具体的なものを活用しながら、子供たちのそういった教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。

本土のほうですが、若者たちにアンケートをとったということで、今の世界情勢もあるでしょうけれども、日本は核を持つべきだという若者の意見もあったということで、本当にびっくりいたしましたけれども、そのように、今年、終戦80年のこの今こそ平和教育に力を入れてほしいと思います。

戦争ほど残酷なものはないと、戦争ほど悲惨なものはない。そして、今を戦前にさせないという思いで、どうか、この平和教育については取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。16時20分より再開します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（宮之原剛君）

本日、東日本大震災からちょうど今日で14年ということで、改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

また、大船渡市のほうでは、山林火災がありまして、たくさんの方が被災をされております。皆様には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

2項目めの防災行政についての質問であります。（1）防災士の資格を持った方は、町内に何人おられるのか、お伺いをいたします。

○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場所で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を取得したことを日本防災士機構が認定した人のことです。

本町の人数につきましては、日本防災士機構に確認したところ、9名との回答をいただいております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

町内に9名おられるということですが、結構いらっしゃるんだなと思いましたけれど

も。

石破首相は、世界有数の災害発生国である我が国において、来年2026年度に向けて防災庁を創設するという方針を打ち出しておりますが、国や県から防災士育成について何か通達はありますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在のところ、まだそのような通達はございません。

○3番（宮之原剛君）

先ほど村上総務課長のほうからありましたように、防災士は、日本防災士機構が認定する民間資格のようでありますけれども、防災士になるためのプロセスと費用をお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

防災士になるためのプロセスといたしましては、防災資格を取得するためには指定の養成講座を受講することです。この受講に、2日から3日間かかります。また、次に、防災士認証試験、養成講座終了後に試験を受けて合格をする。

次に、救急救命講習の受講、原則として日本赤十字社や消防機関が実施する普通救命講習3時間以上を終了する。

そして、4番目に、防災士の認証申請、防災士資格取得の要件を満たした上で、日本防災士機構に申請し、認証されます。

費用についてですが、防災士資格取得に係る費用は、養成講座の受講費用が2万円から4万円程度、救急救命講座受講料が5,000円程度、防災士認証登録料が5,000円など合わせますと、おおむね3万円から5万円程度となっております。ただし、研修期間やこの講座内容によって異なります。

以上でございます。

○3番（宮之原剛君）

この受験資格なんですが、年齢制限とか性別、学歴という制限はないのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

年齢制限は、特にございません。未成年でも取得は可能となっております。

○3番（宮之原剛君）

年齢制限はないわけですので、学歴の制限もないということですね。

それから、子供たちでもなれるということでもありますから、母間のほうに少年消防クラブというのがあったという、竹山議員にも確認したところ、まだあるということで、30年ぐらい前

からあるということのようではありますが、今、「こどもまんなか社会」と言われておりますので、子供たちにも防災士になる道を、防災士の育成を、子供防災士の育成をするべきだと思いますが、そこら辺どうでしょうか、総務課長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

年齢制限は、特にございませんが、小学生とかは少し難しいのかなと思います。中学生以上がふさわしいかと思いますが、母間小学校の少年少女消防クラブございます。この消防クラブは、1995年に結成されておりまして、毎年5月に徳之島地区消防組合が認定書を交付しており、規律や避難訓練、火災予防運動、夜間警戒、各種ボランティア活動に参加をし、協力を続けていらっしやいます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

小学生は、ちょっと体力的にも、また、そういう研修の面でもちょっと難しいのかなと。中学生以上が望ましいということで、中学生、高校生でも全国見たら小学生の防災士もおられますので、防災意識を持った子供たちを育成するというためにも、そういう視点からも、やはり防災士の育成を図っていくべきではないかと。

施政方針でもありましたが、町長が、自助、共助ということで、地域は自分たちで守るという隣保協同の精神というのが出てきましたけれども、このように地域で、今我々の徳之島町では、各集落に防災士がそれぞれ必要だと思います。

福岡県的那珂川市というところですが、では全行政区に防災士がいるということで新聞に載っていましたがけれども、養成講座を年1回開催していると。講座などの費用を全額助成、市が助成しているということでありましたが、防災士を各集落に配置する。今9名と言われたけれども、9名がどういう方なのか、消防組合の消防士の方なのか分かりませんが、各集落に防災士を配置するということも、これから大事になってくるんじゃないかと思います。

その資格取得のために費用の助成、先ほど総務課長は3万から5万円ということでおっしゃいましたけれども、実際に僕もちょっと調べてみたんですが、教本代とか登録料、受験料、防災士研修センターの受講料とか、大体6万から7万という数字が出てきましたけれども、そのような金額ですけれども、講習が島内であればですけれども、鹿児島でしかないとなった場合は、その旅費もかかるでしょうし、そこら辺、何とか島内でやれるようなことができないのか、また、そういう費用の助成はできないものでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、宮之原議員のほうからおっしゃっていただきました防災士ですが、本町では鹿児島県の

地域防災推進指導員として認定される講習に研修として費用全額を支給しております。現在25名の方々が認定されており、今後も地域防災推進指導員を増員できるように、まずは努めてまいりたいと思います。

防災士は、民間の資格、今お話ありましたように、日本防災士機構が認証するものでございます。地域防災推進指導員は、自治体が委嘱する公的な役割を持ったものでございます。ですので、同じような役割ができるのかなと思うところでございます。

これまでも、平成21年から毎年ではございませんが、平成25年に7名、平成26年に徳之島のほうで開催していただき、16名の方が認定を受けております。ですので、防災士にしる地域防災推進指導員にしる、徳之島のほうでこの講習が受けられるのであれば、費用はそんなにかけずに受けられるのかなと思っているところでございます。

防災士としての費用助成につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。地域防災推進指導員ということで養成研修を行っているということで、25名おられるというふうな、研修を受けた方が。その費用については、全額助成をしているということで、この25名の方々というのは、各集落それぞれ偏りがなくてあるんですかね、いらっしゃるんですかね。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

各集落、全集落には多分いらっしゃるのかなと思います。ですが、調べまして、各集落に最低1名から2名は指導員が配置できるように、今後、計画を立てていきたいと思っています。

○3番（宮之原剛君）

各集落にそれぞれ1名、2名いらっしゃれば、行政のほうも、やはり全部総務課、また消防のほうで、いざとなった場合は、もう地域ですからやるのは。

今後は、国や県からも消防士育成のための助成金なり、また補助事業なども出てくると思います。町としても地域主体で防災対策ができるのであれば、防災士育成に力を入れていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の3項目めに移りたいと思います。

交通弱者対策について。これは、令和6年3月、去年3月、一般質問でもお伺いしていますが、ライドシェアの導入ができないのか、今の現状をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

ライドシェアには、日本版ライドシェアと公共ライドシェアの2種類があります。日本版ラ

イドシェアは、民間の交通事業者と個人が連携して運営をする、個人の自動車を使って有償で人を運ぶというもので、公共ライドシェアというのは、公共交通機関と連携して運営されるサービスとなっております。

今月末に徳之島地域公共交通計画が策定されます。その中で公共ライドシェア、自家用有償の検討について徳之島町は検討を進めるということを明記したところでございます。

また、国土交通省では、令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトとして、交通空白解消緊急対策事業等による交通空白の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援するとしております。

本町でもこの事業を活用して、公共ライドシェアの導入の検討、実証運行等を行うよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

国交省のほうから、交通空白解消緊急対策事業という案内も来ているようでございますので、公共ライドシェア、また日本版のライドシェア等、これがやっぱりできるように、徳之島の公共交通対策協議会の中でもしっかりとんで、早めにこれが実現できるように。

私、先日タクシー事業所にも話を聞きに行きました、タクシー会社。そしたら、やはり運転手不足が大きな課題だと。それから、運転手の高齢化が非常にあるということで、でも、ニーズはたくさんあると。ライドシェアはいい仕組みなので、これは言わば、日本版ライドシェアのほう。このような制度があれば、すぐにでもやりたいというお言葉も、お話も伺いました。

奄美市では、先行事例がありまして、これは南海日日と奄美新聞にも、3月1日の新聞にも載っておりましたので、こういう先行事例も参考にしながら、ぜひ早めに導入を推進していただきたいと思います。

それでは、（2）の移動販売車（とくし丸等）の拡充の必要性はと書いてありますが、これはちょっと僕が書き方が尻切れトンボで、実際本当の書きたかったことは、移動販売車（とくし丸等）は拡充の必要性があると思うが、町の支援はないのかということで、福祉課長と、それから、企画課長には前もって話してありますので、どちらでも結構ですけれどもお願いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、介護福祉課においては、町からの移動販売車等の買物支援をしているところへの支援策はございません。

以上です。

○企画課長（中島友記君）

私も移動販売車等への直接的な支援等について、補助メニュー等がないかということではちょっと調べましたが、なかなか補助メニューはないということです。

そして、企画課として、また一つ先ほどの公共ライドシェア等の関連にもなるんですが、公共ライドシェアとかを活用して、例えば、道の駅を拠点として、買物の送迎とかを各集落ごととかに日替わりでサービスの提供とかをしたら、また道の駅の活性化にもつながるんじゃないかなというような、そういったこともちょっと今後検討材料の中で考えていきたいと思っています。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。

この3項目めの交通弱者対策ということで、（１）と（２）今しましたけれども、この両方全く逆なんですね。

結局、交通弱所に対してバスやタクシーや提供していくというシステムと、これはとくし丸は向こうから来るわけですね。高齢者や障害者の方は、家の庭先まで来てくれるとくし丸ですが、大変ありがたいということで好評であります。買物に行かなくても、向こうから来てくれるサービスの需要は、今後も多くなってくると思います。

そういう意味でも、どこかのお店屋さんが、また企画課のほうにもお話を伺いに来たということも聞いておりますので、そこら辺、また、どういった方法が、そういう移動販売車の応援を、支援をできるような仕組みができないものかということで、また努力していただければと思います。

（３）に移りますが、（３）に、高齢者、障害者のためにもバス停にベンチの設置をということで、これは令和５年６月と令和６年９月に議会でも質問をいたしているところでございますが、要望しましたが、先日、１か月ちょっと前ですかね。あるバス停の前を通り過ぎたときに、ちょっと見たらバス停の近くで倒れているような方がいらっしゃったんですね。あれと思って、１回先まで行って、またＵターンして戻ってきました。

そしたら、足を投げ出して、もうそこに地べたにうずくまっているような感じでしたので、けがでもしたのかなと思って声をかけてみしたら、足の悪い方で、バスが来るのを待っているということでありまして、ちょっと遠くから歩いてきたみたいで、非常に疲れていたような感じだったんで、僕は行き先はちょうどその方の行くところと途中だったものですから家まで送って行ったんですけども、やはりその方も言われていたのが、ベンチがあればねと、ベンチに座れるんだけど、ベンチもないもんだからということで、その方、そういう状況がありました。

本当に、ということで、バス停のベンチの設置を切実に、その方はおっしゃっておりました。

こちら辺、このベンチの設置、企画課長のほうでどうお考えでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

今、宮之原議員が言われたとおり、以前から議会でバス停のベンチの設置について要望が上げられているところですが、なかなか実施できていない状況であります。

令和5年度に一度、現地調査を実施しておりますが、今年度改めて再調査を行い、道路占用許可の基準がありますので、道路管理者と協議の上、設置可能な箇所には設置に向けて準備を進めたいと思います。

以前も、ふるさと納税活用事業推進協議会とかへの提案を含めて検討を進めると答弁しておりますので、ぜひ、ふるさと納税とかを活用して、議員の言われるとおり、高齢者、障害者のために優しいまちづくりの一つとして、ベンチの設置を推進していきたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

先ほども申し上げました、令和6年9月の議会で町長の答弁でも、ベンチについては設置をする方向で考えていきたいということでありましたので、町長もしっかり考えたと思いますので、できることから早めに実施をしていただきたい、設置をしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の4項目めに移ります。

4項目め道の駅「とくのしま」についてであります。昨年12月22日にオープンしました道の駅「とくのしま」約3か月近くなりますが、運営状況と課題について伺いをいたします。

○花徳支所長（尚 康典君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

昨年のオープンから本当にもう3か月弱たっているんですけど、レジの通過者は1万人を過ぎた人数なんですけど、実際ほとんどが2名から3名で来店していますので総来客数は2万5,000から3万人ぐらいかと推測はされております。

また、そこにまた遺産センターの併設効果もあって、お客さんの滞在時間も長く、買物はもちろん、家族連れなどが広場の遊具で遊んだり、施設内の案内所でくつろぎながら、上映動画などを見たりして施設を満喫していただいているようでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

2月の10日だったと思いますが、オープンしてから約50日で1万人達成ということで町長もおっしゃっておりました。それで換算しますと、1日200名ぐらいですかね、結構来ているのかなとは思いました。

この数に関して、目標それから予測また想定に対してどうなのか、多いと思うんですけど。それから、客層、ビジネス客が多いのか、それとも、観光客、島外からの観光客なのか、また帰省された方か、島内の方か、そこ辺分かりますか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

その予想に関してなんですけど、実際、本当に今、宮之原議員がおっしゃったように、本当に12月末にオープンして、予想以上にまた来客の数は来ていただいていると思っています。

あと客層の割合についてなんですけど、ちょっとそちら働いている方に一応聞いたところ、島外の方が3割ぐらいで、島内の方が7割ぐらいな感じだとおっしゃっていました。

また、その島外者のうち、観光客とかビジネスマンが半々ぐらいじゃないかということがありました。あとは、最初のオープンしてすぐは、やっぱり朝の飛行機に搭乗されると思われるビジネスマンや業者さんたちがお買物に来店されることが多いです。また、その際には、道の駅での発送とかもされる方も多いそうです。

またあと、そういう感じで午前中は観光の方が多い感じで、昼からは地元の方が増えて、子連れ様などが多くなっております。

また、昼の11時や夕方4時ぐらいが一番集客の多い時間帯であると聞いております。

○3番（宮之原剛君）

先ほど1項目めのところで、状況はよく分かりましたけれども、課題、まあ3か月しかたっていないので、今の時点でいいですから、課題とか課長が考える部分でも結構ですから。

○花徳支所長（尚 康典君）

今の課題といたしまして、運営に関しましてですけど、まず実際、今運営を始めまして、結局、今やっぱり週40時間の制限とかもあったりして、やはり短時間がありますので、正社員を長くできないということで、短時間パートの確保が必要が今あります。

そしてまた、そういう点でもあり、また人件費の観点からも、最小の適正人数で施設が運営できるように各スタッフが複合的に作業をこなせるように、レジ、事務、レストラン等、兼任ができるような体制をできるようにスキルアップしていかないといけないとも考えておるところでございます。

○3番（宮之原剛君）

課題に関しては、まだオープンして間もないので、これからだと思いますが、道の駅「とくのしま」の運営協議会というのはあるんでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

今、現在まだ運営協議会のほうは立ち上げていません。

○3番（宮之原剛君）

これは、文化会館また図書館等は、運営協議会ありますので、これはしっかりとつくっていきながら、その都度チェックをしていくと、しっかり。そういうことが大事になってきますので、しっかり運営協議会を立ち上げていっていただきたいと思います。

それから、これは町民の方からの要望であります。

町の広報紙の12月号に、定休日が載っておりました。年末年始12月29日から1月3日は定休日ということで驚きましたけど、いきなり定休日なのということでびっくりしましたけども、これは、盆、正月、大型連休は稼ぎ時でありますので、開業すべきではないでしょうかということをお願いします。

○企画課長（中島友記君）

来年度より関連する予算を企画課へ組み替えして、町全体の視点から施策を推進していくということで、企画が予算を持つことになりましたので、盆、正月、大型連休の対応についてお答えしたいと思います。

先日、道の駅のほうに伺って、代表理事を含めた店舗のスタッフと、あとレストランスタッフと、ちょっと打ち合わせをさせていただきました。

道の駅で今頑張ってくださっているスタッフの方々も、ゴールデンウィークの営業、イベントの開催等とかを検討して開業の方向で考えるということで回答いただきましたので、今後また道の駅と連携して盆、正月、あとまた大型連休等もうまくローテーションが組めるような体制づくりをまたサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

役場職員、会計年度職員でありましても、基本的には役場職員は公僕であります。言わばサービス業でありますので、商売だとの心構えで勤務シフトを調整して、盆、正月、大型連休は書き入れ時でありますので、開けて、接客サービス、接客業務に当たってほしいと思います。

吉田観光課長も、前の議員さんの質問で、いろいろ呼び込む仕掛けなども考えておるようでありますので、そこでのイベント等、こないだちょっと、そこを通りかかったら、キッチンカーみたいなのも止まっておりました。あのような外部業者も活用しながら、お客さんと呼び込むアイデアを入れていっていただければと思います。

オープンして間もないのでこれからですが、いつまでもこれからとは言っておれないので、接遇研修も含めて、最初が肝心、最初の印象が大事ですので、島は特に口込みでありますので、最初の印象が大事ですから、特に島の人が多いという、そういうデータも島内が70%ぐらいということありますので、島の人にも大いに来てもらうように努力をして頑張りたいと思います。

それでは、最後の5項目め、水道事業についてであります。

埼玉県八潮市で、1月に大規模な道路陥没事故が発生しました。原因は、下水道管でありましたが、本町は下水道は、まだ十数年しかたっておりませんので、本町の上水道水道管の現状をお伺いをいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道管の現状については、布設された水道管の耐用年数から説明いたします。

なお、耐用年数超過については、法定耐用年数が40年を超過した割合になります。令和5年度末現在、導水管については、導水管とは水源から浄水場までの布設された水道管のことを言います。

総延長2万4,184メートル、うち耐用年数内1万4,520メートル、約60%になります。また、耐用年数超過につきましては9,664メートル、約40%になります。

続いて、送水管、浄水場から配水池までの布設された水道管になります。総延長7,706メートル、送水管につきましては、全部が耐用年数内7,706メートルになっております。

続きまして、配水管、浄水場から布設された、いわゆる本管と言われている管になります。総延長7万6,138メートル、うち耐用年数内6万1,377メートル、約81%になります。耐用年数超過につきましては、1万4,761メートル、約19%になります。

以上、合計で、水道管合計10万8,028メートル、約108キロメートルになります。うち耐用年数内8万3,603メートル、約84キロメートルが耐用年数内77.4%、耐用年数超過は2万4,425メートル、約24キロメートル、約22.6%になります。

以上が、現在の水道管の現状となっております。

○3番（宮之原剛君）

耐用年数が超えているところは24.6%ということで、そういう認識でよろしいんでしょうかね。耐用年数が超えている。耐用年数超えていないところが84キロということで77.4%ということですので、割と耐用年数超えている配水管というか水道管は少ないんだなと思いますが、（2）漏水多発地区、漏水・陥没した箇所はないのかと。危険な箇所はないのかということでお伺いをいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今年度の漏水工事につきましては、令和7年1月末現在、軽微なものを含めて漏水箇所110か所、崩落箇所が1か所、陥没箇所が2か所となっております。

危険箇所につきましては、前述の崩落箇所1か所、こちらは徳和瀬グラウンドへ通じる町道が、導水管の漏水で、原水が畑へ流れ込み崩落の危険性がありました。

○3番（宮之原剛君）

そういう危険箇所、それから、漏水箇所というのは、分かっているということで、早急な対応をお願いしたいと思います。

（3）番目です。2月21日に国交省の有識者委員会で、水道管の管理の在り方も議論されておりますが、今後の水道管の管理についての対策をお願いいたします。今後の整備計画も含めて結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ちょっと待ってくださいね。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道管の管理については、老朽化及び漏水対策については、徳之島町新水道ビジョンにおいて計画が策定されております。令和7年度から12年度までは、年次的に国庫事業50%補助の水道管路緊急改善事業により、毎年約総事業費1億円で水道管布設替えを予定しております。

○3番（宮之原剛君）

毎年、管路の整備をしていく計画もしておるようでありますので、よろしくお願いをいたします。

今国会でも、石破総理が道路陥没を踏まえて、インフラの総点検が必要だと答弁もしております。

これ何年かに1回、定期点検をするとか決まっておるのでしょうか。また、危険性の高い箇所は、バイパスを工事するとか、そのような事業があるのか。そこら辺、分かる範囲でいいですから、お願いします。

○水道課長（保久幸仁君）

水道管の布設替えの地区につきましては、毎年漏水箇所が発生する場所があります。それは、どうしてかということ、その水道管が老朽化しますと、漏水を修理した場合、また、その管の違う箇所で漏水のほうが発生いたしますので、漏水工事と漏水がいたちごっこになっております。ですので、そのような場所は、重点的に布設替えを予定しているところであります。

なお、漏水工事については、地表面に水道水が出てこないと分かりませんので、地表にある段階で、そこを掘るということはなかなか難しい面があります。

なお、各浄水場の配水池の水位低下があると、その集落においての浄水場の漏水が考えられますので、そのような場合は、各空き家等の漏水がないか、そのようなところを水道課の職員で見つけることを対応しているところであります。

○3番（宮之原剛君）

定期点検というのは、特に三町で前、令和５年度に、三町で人工衛星か何か使って、ちょっとそこ教えていただけますか。

○水道課長（保久幸仁君）

ただいま宮之原議員からありました令和５年度に企画課からありました過疎化地域持続的発展交付事業という事業がありまして、これは今ＡＩを使った事業になります。これは、人工衛星から衛星の電波を飛ばしまして、漏水箇所を見つけるということで、総務省の事業でありましたが、１００％補助で事業を行っております。

この事業の結果、町内で２３か所の漏水箇所が見つかったわけですが、その２３か所につきましては、漏水会社の方に委託をして調査をしたところであります。

なお、これにつきましては、漏水が軽微なのか甚大なのか、そこまでは把握ができませんので、町が行った漏水工事につきましては、地表面に水道水があふれているところを重点的に行った次第であります。

なお、この事業につきましては、アスファルト舗装並びにコンクリート舗装を行った道路がメインでありまして、導水管いわゆる水源から浄水場に行っている導水管につきましては、舗装がされていないということで、導水管のほうは難しいという判断になりました。

以上です。

○３番（宮之原剛君）

令和５年度に、三町でＡＩを活用した人工衛星による管路の調査をしたということで、１００％補助ということであります。

国土強靱化計画というものもありますので、そのような補助事業を使って、先ほど２３か所の漏水箇所が見つかったということもありますが、疑わしい箇所が大体分かったということで、そこが実際に漏水しているかどうか、配水池から各家庭への配水池の流量と各家庭末端の使用量を計算すれば、どこがたくさん漏水している箇所だなと大体分かりますので、そこら辺もまた努力して調査をしながらやっていっていただければと。

やっぱり水道が大事な部分でありますので、よろしくをお願いをしたいと思います。私も勇元議員が水道課長のときに水道課にいましたので、業務の大変さはよく分かっております。夜中に何度も呼び出されました。台風のときは、夜通し発電機の燃料補給でありました。そのときに蛇口をひねってきれいな水が出るというありがたさをつくづく感じました。その蛇口の向こうに、皆さんの御苦労があるということに感謝しながら、大事に水道水を使いたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月13日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 5時02分

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 3 月 13 日

令和7年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和7年3月13日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

政田 正武 議員

内 博行 議員

勇元 勝雄 議員

竹山 成浩 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本会議に入る前に、太学校教育課長より、3月11日に答弁した内容についての補足説明がありますのでお願いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

一昨日の、木原議員の学校給食還元に関する答弁で追加がございます。納入に端数が生じた場合の答弁ですが、商品券は1枚当たり金額は1,000円単位で還元いたします。500円以上の金額は切り上げと答弁いたしましたが、500円未満に関しましては切り捨てとなります。

以上です。申し訳ございませんでした。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

女性連の役員の方々、本日来ていただきまして心から感謝申し上げます。

3月11日で東日本大震災の発生から14年です。東北などを最大震度7の揺れと大津波が襲い、関連死を含めて2万2,000人以上が犠牲になりました。心から御冥福をお祈りいたします。

さて、2月17日にソフトバンクの最先端オフィス、スマートオフィスの中で研修を行い、現在の働き方改革を進めていることを見聞し、記録しました。今、高岡町政が進めているGIGAスクール構想における小中学校児童生徒のICT教育を深く学習を行い、さらなる進化を目指しています。

ICTを学ぶには、例えば日進法を知らなければなりません。半導体とは、聞かれたらちゃんと答えられることはできますか。大半の方がパソコンとかスマートフォン、キャッシュカードにチップと答えております。一体それは何なのか。どうやって作られているのか。なぜこんなに今、世界中が注目しているのか。そして、今、この半導体を巡って世界中が大もめしています。半導体がなければテレビ、スマートフォン、車、冷蔵庫、洗濯機、掃除機を作ることはいけません。私たちの生活はこの半導体の上に成り立っています。半導体を制するものは、世界を制すると言われます。何と近い将来、日本がこの競争に勝利し、世界のトップに立つ可能性が出てきています。日本人であればこの情報は知っておくべきです。その会社はNTTです。

あとは自分で見聞ください。

それでは、令和7年第1回定例会におきまして、11番議員の是枝が通告の3項目について伺います、執行部並びに主幹課長の明快で的確なる答弁を求めます。

1項目め、地域振興について。

奄美群島振興開発特別措置法改正について、新たな課題と対応に伴う配慮規定または独立行政法人開発基金の業務について伺います。

○企画課長（中島友記君）

是枝議員の質問にお答えいたします。

令和6年度に改正された奄美群島振興開発特別措置法では、新たな課題等への対応として遠隔教育、先進的な情報通信技術の活用、その他遠隔医療や防災対策等を含め配慮規定を充実することとしております。また独立行政法人奄美群島振興開発基金では、令和6年度より経営支援業務、コンサルティング業務が追加されております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

課長に伺います、奄美群島振興開発基金に追加されたコンサル業について伺います。

奄美群島の産業振興や経済発展を目的として、様々な事業を支援している開発基金です。1955年に設立され、2004年には独立行政法人に編成されております。コンサル業務もその一環として行われていますが、新たに追加されているということは、我が奄美群島、我が徳之島全体が開発基金にそういった情報提供をいただいて起業できるような状況にあると思いますが、業務内容としてどういったのがあるか、伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

対象範囲といたしましては、現に補償及び融資を利用している事業者に加え、今後、補償及び融資を受けようとする新規事業者等も対象となり、対象事業者に対して起業支援や安定的な事業実施、事業拡大等に係る必要な経営支援を行うこととなっております。この経営支援等については、今まで無償でしていた業務を有償化することは急な転換は困難であることから、まずは基金が有する奄美群島ならではのネットワークや知見を生かした情報等を金融機関や行政に提供して対価を得る事業から始めることとしておりまして、それで令和6年度から奄美群島広域事務組合と連携して、奄美群島地域課題解決型チャレンジ人材育成事業のうち、島んちゅチャレンジ事業、それと副業・兼業人材活用実証事業、この事業をサポートする立場で開発基金が協力しているという内容になっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

例えばコンサルタントに関しては、特定の資格は必要ないわけですが、その中で仕事をされる方々が経営学の修士資格を持っていたりとか、経営知識を体系的に学んでおられるとか、中小企業診断士、中小企業の経営課題を解決するためのアドバイザーを提供したりとか、国家資格ですけど、そういったのを有した組織だと思いますけど、その組織で私たちが、奄美がよく前に進むためには、ある程度の企業化、スタートアップ企業のバックアップが必要だと思います。そういった面で、開発基金がコンサルティング業に着手したということはすばらしいことだと思います。町長はどういうふうに、開発基金がこういう状況を行うということでどういうふうに感じておられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

金融業界では補償業務であったり対策があるわけですが、この事業に関してはコロナ禍にあったときに開発、商工中金でありますとか政策金融公庫でありますとか、コロナ禍で困った事業者に対しての融資があったわけですね。しかしながら、開発基金はそれは対象になっていないということもあって、当時の所長が実際に困っている奄美の業者は開発基金をしっかりとそういった役目も果たしたいということから、そういった発想になってきたというふうに記憶しております。

よって、今、コンサル業務ということですので補償業務であるとか融資をしている。しかしながら、事業が非常に厳しい状況になったときにはしっかりとフォローする体制づくりというのは必ず必要であろうというふうに思いますので、今後の開発基金の役割については非常に期待をするところでありまして、今後の課題といたしましては開発基金内部の人材の確保だろうというふうに考えておりますので、今後とも連携を図っていきたいというふうに思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

コンサル業務に関しては、私たち奄美全体、徳之島を含めた方々が起業するに当たってはいろいろな情報を提供していただかないと起業ができません。そういうノウハウを蓄積に今後されていくと思いますけど、それに対してある程度のやっぱり料金が必要に、コンサル料が必要になってきますけど、今後、どういうふうに考えておられるのか、課長に伺います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

まずは本町においても現在、わっきゃぬシマさばくり事業、そして次にわっきゃぬシマさばくり事業から人材を育てる新たな奄振事業の取組も実施予定です。町内における事業者のサポート等、そういったものを支援していくために、また開発基金とも連携していろいろアドバイスをいただきたいと考えております。開発基金としても新たに経営支援課という課を新設して、その経営に関する専門員を配置していると伺っておりますので、そういったところにいる

いろアドバイスを受けながら、役場側と基金等が連携して事業者に結びつけていくように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

コンサル、開発基金イコールコンサル、イコール我が奄美群島全体ではシンクタンクというのがありません。様々な領域の専門家を集めた研究機関、社会開発や政策決定などの問題や経営戦略などについて調査分析を行い、問題解決や将来に対して予想、提言をする組織が今までありませんでした。これに担うのが、開発基金が行うコンサルティングだと私は思っています。その開発基金に非常に期待を持っていますので、スタートアップ企業、そしてIT関係がもしかしたら徳之島に拠点を置いて、そこから発信していくかも知れません。こういうことで、コンサル業に関しての考えは非常に素晴らしいと思いますけれど、町長の考えを伺いたいです。

○町長（高岡秀規君）

様々なコンサル業というものは命にしておりますけれども、机上論だけではなくて、実際に開発基金がコンサル業務をして、広域連合と連携を図ったときに、本来の実績が本当に積み上がっているのかどうかということは、我々が連携を推進している以上、地方自治体の責任は重くなってきたということです。実際にある企業が売上げが伸びない、コンサル業でアドバイスをします。実際にアドバイスどおりにやったときに売上げが伸びているかどうかということをしつかりと検証しながら、自治体としてその売上げ実績を上げるために何ができるかということも想定しながら連携を図らないと意味がないというふうに考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

町長にお願いしたいと思います。12市町村、そして広域事務組合、そして開発基金、その三者が一体となって連携を結んで、本当に奄美の経済、奄美の企業をよくするような方向性を見出していいただければ人口減少も少なくなるし、少子高齢化の対応もできると思いますので、いまいち徳之島町としてどういう考えをしているのか、伺います。

○町長（高岡秀規君）

今後の人口減少につきましては、様々な、後々出てくるかもしれませんが、二地域の居住等、地域の活性化、企業人の制度等、国が様々なメニューを今用意しておりますので、それを地域課題と照らし合わせてどの事業をすることが一番効率的なのかどうかも含めて、我々に課せられた責任は非常に重くなってきたなというふうに感じておりますので、今後は島における民間事業者の支援策をしっかりと考え、人口減少で女性、若者、副業人材、外国人、そしてまたシニア世代をいかに島に住みよいまちづくりをするのかが大きな目標になると考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

我が徳之島町、そして奄美全体は、今、都会では賃上げ闘争でやっていますけれど、一向に所得は上がりません。永年にわたって一定の給与しかいただいていません。その所得をアップするにしても開発基金のコンサルティングが必要だと思いますので、今後とも協力体制の中で行っていただきたいと思います。

次に、2項目めに行きます。

奄美群島誘客・周遊促進事業の二地域居住関連の事業目的と取組の内容について、伺います。

○企画課長（中島友記君）

是枝議員の質問にお答えいたします。

奄美群島持続可能な観光推進事業、誘客・周遊促進事業については、奄美群島広域事務組合が主体となり、奄美群島全体への持続可能な観光振興を図るとともに、観光を通じて奄美群島全体の活性化を図り、また旅行商品を割り引くことで、奄美群島への誘客・周遊することを目的としております。

二地域居住関連の事業といたしまして説明いたします。

まず二地域居住ということについてなんですが、コロナ禍から働き方やいろいろと仕事のテレワーク等とかの地方への暮らしの関心の高まりなどから、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点、宿泊、ホテル等を含む、それを設ける暮らし方のことを二地域居住と言います。この奄美群島誘客・周遊促進事業といたしまして、令和6年度はJALグループと連携した奄美群島における二地域居住実証事業を実施しております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

二地域居住促進の取組として今伝えていただきましたが、JALグループとの連携が不可欠だと思いますけど、1つだけ伺いますけど、2024年11月、この事業は12月から2025年2月で1か月間こういう期間がありましたけど、その中で、奄美市、龍郷町、瀬戸内町、天城町、伊仙町、知名町が参加しておりますけど、我が徳之島町はどうしてこういうふうなのに、言葉は悪いが乗り遅れたのか、その点、ちょっと伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

このJALグループとの連携の二地域居住生活の実証事業ですが、日本航空九州支社へ確認したところ、まずは第1弾としての候補として6町を抽出して、またその6町に対して国内在住のテレワーク勤務の可能な方を対象者として、実証の事業を実施したと聞いております。その中で、全町に対象者がいたわけではなく、また手を挙げられた町に希望者がいて、実証事業をしたということを確認しております。

それと併せて第2弾というものがあるのであれば、ぜひ次回は本町にも実証事業の導入をお

願いますということも併せて担当者のほうに協議したところであります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

希望された方がこういう地域を選んだということですが、町長はこの事業に関して、国交省とのやり取りも行っていますので、どういう考えをしているのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実は、徳之島町といたしましてのワーケーション等々につきましては、数年前より実は取り組んでおります。そこで問題となっているのが、ケーションの分で、どういったレジャーがあるのか、ワークの分はある程度、ハード事業でできるんですけどケーションの部分が非常に弱いということが分かっております。そこで、海をどういうふうにケーションで扱っていただくかということも含めて、ある大手企業に数年前ですがワーケーションの話をしたところ、ワーケーションの休みなのに一人で来ることがやっぱり家族に対して申し訳ないということがあるのが1つと、あと家族から何であなただけ休みの日に行くのというのがあったり、休みの日になぜ仕事をしなければいけないのかと、働き方改革じゃないかという意見が相当あったようであります。

そこで、大きな課題点をしっかりと見つめながら、我々は事業を取り組みたいというふうにしておりまして、今、企画課と話しているのは二地域居住等の促進であるとか、地域活性化企業人の制度をどうやって活用できるのかとか、複雑な課題がありますので、住まいや仕事、インフラ、観光、デジタル、農山漁村についての二拠点なのか、我々が何をもって課題として、どういった人材を欲しいのかというところまで想定をしないと、ただモデル事業をやったからといってモデル事業をやったで満足してはいけないということから、今しっかりと議論をしながら進めようと思っております。

二拠点の促進につきましては、課題は交通費、滞在費等の諸経費の支援であるとか、地域交通、医療、福祉、子育て、教育等をどうやって支援策を作っていくのかというのは課題であろうというふうに思いますので、今は、実証実験では、そこでは支援策があるんだけど、実際に稼働しますと交通費等の支援策は僕はなかったと思うんですよね、そこが大きな課題であろうというふうに思いますので、今後は徳之島町における二地域の居住の人材、そしてまた課題を解決する活性化起業人の制度というものをどうやって構築していくのかということをしつかりと目標を持って進めないといけないというふうに考えておりますので、今後はしっかりと令和7年度は取り組むということで、今、企画と話をしているところであります。

○11番（是枝孝太郎君）

町長に返す言葉はありませんので、もうそれ以上のことは言いませんけど、我が徳之島町がどうやって魅力を突き詰めるのか。そして、最終的に定住してもらうのか、移住してもらうのか

かということを根本的に考えていって、そして都会とのやり取りの仕事のできる状態も置いとかないと、井之川ラボをもっと活性化しないと、そういう仕事もやっていきませんので、今、どういう状況か僕は見て分かってますけど、もっと活性化しないと移住定住にはつながらないと。町長が方針を示されたとおり、その方向性で二地域居住促進については企画課、町長、取り組んでいただきたいと思います。あとは道の駅との連携も結びながらやっていただきたいと思います。

2 項目め、終わります。

次に、3 項目めについて伺います。

3 項目め、特別免許状とは、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

特別免許状とは、教員免許状に教員免許状を持っていない優れた知識経験を有する社会人を教師として学校現場に迎えることにより、学校教育の多様化の対応やその活性化を図るために授与する免許状です。

以上です。

○11 番（是枝孝太郎君）

特別免許状の制度概要について伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

特別免許状は、社会的経験を有するものに教育職員検定を経て授与されるものです。授与を受けるには任命または雇用するとするものの推薦が必要となります。教科に有する専門的な知識、経験、または技能、社会的信用、教員の職務に必要な熱意と所見を有することが求められています。

以上です。

○11 番（是枝孝太郎君）

取得方法について伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

特別免許状の取得、採用に関しての基本的な流れを申します。

採用されたい学校を所管している教育委員会に経験やスキル等を相談に伺います。

次に、市町村の教育委員会は学校、または在外教育施設等において教科に関する事業に関わる経験が最低1 学期以上あるか、またはおおむね3 年以上の教科に関する専門分野に関する勤務経験があるか、ほかには優れた知識経験等を有する方を確認します。

次に、市町村の教育委員会が推薦状を発行いたします。市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会へ出願いたします。都道府県教育委員会にて教育職員検定、書類審査や面接等を実施します。教員職員検定に合格した者に教員免許状を授与します。そして、採用となります。以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

鹿児島県ではどれぐらいの方がその特別免許状を授与されたのか、数字を伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

鹿児島県では令和4年の現在ですと27名となっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

教育長に伺います。この27名、相当な人数が学校現場で活動していると伺いますけど、どういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

議員の御質問、この特別免許状については、背景について少しちょっと申し上げたいと思いますが、先ほど是枝議員がソフトバンク社で見られた状況等、現状は、やっぱり急激に社会の現状が相当進んですね、情報革命であるとか、社会構造の変化とか、様々なその課題です。例えばそのグローバル化とか、少子化とか、人口減少とか、様々な課題がありますが、そういったようなその社会の変化の中で、子供たちは次の世代、やっぱり生きていくわけなんですよ。その中で、元来、学校教育は教員相当免許主義をとっておりまして、幼稚園の免許、小学校の免許、中学校の免許、高校の免許、その免許を持った方しか基本的には子供たちの教育はできないと、そういうふうな形になっております。

しかし、今の現状から、やっぱり様々な多様化する課題解決ですね、やっぱり社会人のそういったような能力を、例えば博士課程を持っているとか、企業のエンジニアであるとか、それから海外でその英語の講師をしていたとか、やっぱり様々なそういったような人材をやっぱり教育現場に特別免許状ということを取得して、そういったような専門的な知見とか持っている人に学校の子供たちも教えていこうというような方向性が流れています。

ですので、今後、本県においてもそういったようなことで一部採用しているということですので、そういったような方向を、例えば本町でも例えば島歌とか、いろんなそういったような方々をゲストティーチャーとして、学校でも教えていただいているという現状がありますので、やっぱり今後、この高度化する教育の中で、やっぱりそういう専門家がもしできれば、やっぱり学校の中にも入れていく必要あるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

皆さんのタブレットにもあるはずですけど、資料、特別免許状の活用事例。もう名前は抜きにしまして、イギリス人の、札幌ですね、これ。札幌市立、市立の中学校に行かれていますイギリスの高等学校における日本語教師、英会話講師、日本の高等学校における特別非常勤講師を勤められた方が、外国人ですよ、免許状がなくても交付されています。それと、これは今の外国語ですね、英語。算数、数学、埼玉小学校に勤務されている予備校の講師。児童養護施設職員、すばらしいですね。それと、理科教員、和歌山の高校に行かれていますけど、博士研究員、大学卒業して、多分、研究所、その大学の中の研究をされていたんでしょう、そして学芸員の免許を持っている。次がすばらしいと思います、保健体育。京都市にある中学校、アスリート、元オリンピック日本代表。

こういう方々が、我が徳之島町教育委員会が鹿児島県教育委員会に推薦状を出して、もし可能であればそういうふうな方を招いて、学校現場で学習指導を行っていただくと。または専門知識があれば各学校の職員の方々にそういった研修を行っていただくとか、そういうことができます。これは、さっき言いました、二地域における方向性も見出していただけますので、考え方は柔軟に対応されたら、非常に特別免許状というのは地域活性化につながっていくのではないかなと思います。

ちなみに、特別免許状は教員免許状を所持していない場合でも、授業、教科の全教育課程を指導できる、全教科を持っていなくても指導できると。教育課程、教育課程の中に学校教育課とかいろいろありますので、学級担任もできる、小学校の道徳、そして特別活動、特活、すばらしいですね、の指導も可能。それで、勤務形態がいいんですよ。勤務形態は常勤。ずっと1年間を通して勤務する。非常勤を選択もできる。そういうことから、このJALの二拠点化も含めたエリアの中で、専門性のある方は都会に多大にいますので、そういう方を採用されて、各学校に派遣するのもひとつの手段じゃないかなと思いますけど、町長の考えを伺います。

○町長（高岡秀規君）

今、たまに小規模校での問題は、専門の教科を教える専門性の資格を持った先生がいないということから、当町ではテレワークと言いますか、ネットでやろうということも進めたことがございます。今後は特別な教員の資格を取得して、しっかりと取り組みたいというふうに思いますが、二拠点については、そのJALは、たまたま観光面で事業者が行う二拠点ですので、もし教育ということであれば、また違う事業者の選定が必要になるのかなというふうに思っておりますので、今後もしっかりと子供たちのためにどうするのか等々も含めて、地域づくりにこういった制度を活用していきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

教育長、今後、こういった考えを推進していこうというお気持ちはあるのか。やはり学校の

活性化を柔軟に対応していかないと、社会情勢が混沌としている中、いろいろな情報が混雑している中、どういうふうな考えを持っておられるのか、伺います。

○教育長（福 宏人君）

そうですね、いろいろと、この特別免許状のことについても、先ほど是枝議員が活用事例について幾つか事例を出していただきましたが、かなり効果がある制度ではございます。

ただ、この現状をちょっと見てみると、やっぱりその免許状の有効期間とか、その雇用の形態で、人は要るんですが、なかなか成り手がいないというのが実はその現状でございまして、本町でももしそういう方がいらっしゃれば、その人材面から非常にいいんですけど、なかなかこの離島僻地でそういったような方、勤務される先生、勤務される方々が少ないのも現状かなというふうに考えています。

似たような制度で、特別非常勤講師制度というのが実はあります。これは特別免許とは変わって、特定の部分だけすばらしい実績を上げた、例えば高校でなにかをする、高校の書道なんかで書道の教室のそういったような免許を持っている人とか、一部そういったような一部分で様々な専門的な活動されている人をその時間だけとするというような方向性もありますので、本町において学校教育の中にも、いろんなその教師に詳しい方とか、技術的に詳しい方とかいろんなのがありますので、そういったので一部、また連携しながら進めていくと。もちろん、特別免許を持った方が徳之島に来て教えると。そういうなれば可能性もあるのかなというには期待をしているところです。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

町長の考えはどういうふうな方向性を見出しているのかを伺います。

○町長（高岡秀規君）

学士村塾にしてもそうなんですけども、人材というものが鍵を握っておりますので、この二拠点でありますとか地域活性化の起業人の事業だとかを利用して、例えばクラブ活動が、例えば指導者が、すばらしい指導者があったときに、今まで中学校を卒業して、スポーツで都会へ流れるケースが結構見られたりするので、クラブ活動ですばらしい指導者がいたときに、徳之島で学びたいということもあろうかというふうに思うんですよね。そこで、様々な分野、様々な視点から、この事業を活用しながら、子供たちのためにしっかりと対策を打っていききたいし、またそれぞれの島における事業者についてもしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

よろしくお願いします。教育長並びに町長、そして課長、特別免許状は必要だと思いますので、専門性、今、学校で金融教育もしてるわけですから、鹿児島銀行とは言わないけど、そう

いうもう優れた方々の非常勤でもいいですので、やられていただきたい。

最後に、ウインドウズのコパイロットというＡＩがあるんですよ。そのＡＩに、人口の少ない地域におけるシンクタンクの役割はどうですかと尋ねました。地域の課題解決や発展において重要な役割を果たすと思います。具体的に以下の役割があります。地域経済の活性化、シンクタンクは人口の少ない地域における経済活動を分析し、地域資源を活用した新しいビジネスモデルや産業振興を提案します。これにより、地域経済基盤を強化し、雇用機会を創出することができますと答えます。読んでいて何が何だかちよっといまいちピンと来ない文書の羅列かなと思いますけど、だけど子供たちはオープンＡＩ、グーグルのジェミニ、そしてコパイロット、ウインドウズ、いろんなものがあります。基本はプログラミング、そしてＩＣＴですので、我が徳之島町は力を入れている分野ですので、最後にＩＣＴの子供たちに対する提供、さらに加速していただくように、町長の最後のお言葉をもらって終わりたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

ＩＣＴ、ＩｏＴ等々にはしっかりと取り組んでおりますけれども、今後、さらに課題となる、それをする上で課題となるのが視力の問題でありますとか聴力の問題、そしてまたアナログ的に暗算ができるかどうか。そしてちゃんと字が書けるかどうかということも含めて、ＩＴ化を利活用していきたいというのを思いますし、そのアプリを使用する能力とそのアプリを開発する能力となりますので、その開発する能力を私たち徳之島町から子供たちができないかなと。大手企業で活躍できないかなということで、今スタートしていますが、大手企業で働くと当然ワーケーション、ワークショップ等々、テレワークで、生まれた島でしっかりとＩＴ関係はできる可能性が高いので、今の子供たちに期待をするのはそこであります。

その代わり、アナログ的な心の問題であるとか、実際に頭の中で全てＩＴに頼るのではなくて、自分で考える力、心の持ち方をしっかりと備えながらＩＴ化を進めなければいけないというふうに考えております。

○１１番（是枝孝太郎君）

以上で、１１番の是枝の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、政田正武議員の一般質問を許可します。

○２番（政田正武君）

皆さん、こんにちは。

傍聴席にお越しの徳之島町地域女性連合の皆様、今日は本当にありがとうございます。

さて、３月も残り少なくなり、また別れと出会いの季節がやってまいりました。今年も夢と希望に胸を膨らませ、高校を卒業したほとんどの生徒が島を離れていきます。今年の成人式のアンケートにおいて97.1%が徳之島に生まれたことを誇りに思う。昨年度は98.9%です。

28.2%が将来、徳之島に住みたい。昨年度は42.2%と答えています。いずれも昨年度の数値を下回っております。

将来、徳之島に住みたいに至っては14ポイントも後退しております。実に71.8%、10人のうち7名が将来、徳之島に住まないということになっております。内訳で分からない回答もあると思いますけれども、これは徳之島町にとって非常に深刻な事態だと思います。

今回のアンケートでは、なぜ将来、徳之島に住みたいのか、なぜ住みたくないのか、理由は書かれていないと思いますけれども、来年は成人式のアンケートにその理由も記入していただいて検証を行い、今後の人口減少に歯止めをかけるヒントにしたいと思いますので、社会教育課長、よろしくお願いいたします。

現在、徳之島町は最先端の学びの町を目指し、子供たちへの未来への投資、教育への投資を行い、様々な事業を展開しています。子供たち自らが離島というハンディを克服し、高度なスキルを身につけ、グローバルな人材となり、その子供たちが将来、島に帰りたい、島のために貢献したいと思えるような、そんな魅力ある徳之島町を町民の皆さん、役場の皆さん、そして議会とともに協力し、構築してまいりたいと思います。

それでは、2番、政田正武が3項目について御質問いたします。

初めに、町の事業・行事等の情報発信についてです。

現在、防災無線、ホームページ、広報、SNSなどで広く周知しておりますけれども、情報量が少なく、町民の皆様には役場が行っている事業、行事等についてほとんど情報が入ってきません。もっと充実させることができないか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

本町では、町民の皆様に必要な情報を適切にお届けするために、様々な手段を活用して情報発信を行っております。毎月発行し、町の施策やイベントなどの情報を掲載した広報紙、また最新情報や行政手続の案内を掲載した公式ウェブサイト、リアルタイムで情報を発信できるSNS、LINE、フェイスブック、X、インスタグラムなど、また防災無線、そしてメール配信などでございます。

○2番（政田正武君）

手段としては様々な媒体を活用し、情報発信しているようではございますけれども、町民の皆様が知りたいという情報があまり得られていないのが実情だと思うんですけれども、こういったところが課題だと思いますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

先ほど私が申しました、このような手段で町民の皆様には必要な情報を得られるように、ま

た分かりやすさであったりとか、発信頻度の向上にも努めているところではございますが、情報が届いていないと感じる方がいることも確かに認識しております。特に、デジタル情報にアクセスしにくい方、また関心のある情報を見つけにくい場合もあるかと思っております。

以上です。

○2番（政田正武君）

私もそうですけれども、アナログ世代にとってはデジタルに疎いということもありますけれども、どうすれば若い世代から高齢の方まで、町の情報を幅広く周知させることができるかと考えてしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

町の広報については企画課で広報担当が実施しております。毎月1回の広報紙の発行、そしてまたSNSでは「1日1徳」をキャッチコピーに、行事やイベントの告知、イベントレポート、ふるさと納税の活用事例の紹介、さらには自治体の魅力発信を行っております。いろんな手法を使って幅広い世代に情報が行き届くようにと努力しているところでございます。

また、町公式ウェブサイトのイベントカレンダーについては、町民の皆様が一目で予定が確認できるカレンダーを目指し、各部署にコンテンツマネジメントシステムを用いて情報を掲載するように呼びかけるとともに、広報担当の職員がページ作成のサポート等も行っております。

そして、新たな情報発信の手段として、徳之島町のLINEの公式アカウントを開設しました。今後、住民の皆様がより手軽に自治体の情報を受け取れるように防災無線と連携した活用や、各課の情報の提供を公式ラインの登録を町民の方々に多くしていただいて、発信できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（政田正武君）

この情報発信については、昨年3月にも質問いたしましたけれども、その後に議会の中継を見られていた亀津の駐在員さんから、集落の行事をしたいと。でも町の行事と重なったらいけないので町の行事の日程を確認しようと思ってホームページを見ても情報が載っていないと。でも政田さんの質問を聞いて、もっと役場のほうに情報を充実しろと言ってくれというお話もいただきました。

また、先月の代々木の徳之島祭りの際に、Uターンしたいという方がおられまして、ブースのほうに来られていたんですけれども、政田は来っていないかということで、そちらのほうに行ったんですけれども同級生でございました。Uターンの資料もないし、情報を見ても載っていないと、お叱りも受けたところでございます。その後、企画課の担当の方が同級生のほうにUターンに関する資料をお送りしていただいたということで、ありがとうございます。

やはり島内外問わず、徳之島町の情報を知りたい場合は、まず見るのはホームページだと思います。現在、ホームページを閲覧すると、昨年よりはある程度改善されているとは思いますが、各課担当職員において温度差があるようにも感じます。行事等の詳細についてこと細かに情報を発信している課もあれば、十四、五年前の情報を更新せず、そのまま掲載している課もあります。課長の皆さんも自分の課の情報についてはたまに見るかもしれませんが、あまりホームページは確認しないのではないかと思いますね。なぜかと言いますと、私もそうでしたけれども、各課と各職員、いろいろな行事とか業務についてはある程度、職員同士間で情報が共有されているので、あまり見る機会がないと思いますけれども、たまに見てください。本当に情報は更新されておられません。

しかし、町民の情報源は、主に防災無線、ホームページ、広報ぐらいしかありません。防災無線で町の行事を二、三回ほど放送しますけれども、後日、忘れた場合に日程がいつだったか、時間がいつだったかというものを確認する場合にはホームページを開くわけですよ。ホームページを開いても情報が載っていない。これがもう1年もっと続いていますね。そのことについて改善していただけないかということを質問したんですけれども、前回の質問の中で、元企画課長の吉田課長のほうから、行事や情報等については各課において担当職員それぞれが発信可能となっております。各課長は職員に対して自分の担当している業務については積極的にホームページやあらゆる媒体を駆使して情報を発信に努めていただくよう御指導いただきたいと思います。また総務課長も各課長へこのように、どんどん更新していくように指導を願いたいと思いますけれども、総務課長、いかがですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、議員のほうから御指摘のありましたホームページの更新ですが、以前、吉田課長が答弁したように、所管業務に関する最新情報については各課で行うとなっております。住民の皆様に必要な情報を迅速かつ正確にお届けできるように、適宜更新を徹底してまいります。

また、どの媒体がどの年齢層に届いているかを把握する必要があるかと思います。その上で、例えば高齢者向けには紙媒体を充実させ、若い世代にはSNSの活用を強化するなど、他の自治体の取組等も参考にしながら、より効果的な情報発信を目指し、工夫を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（政田正武君）

そうですね。今現在はSNSが主流ですけれども、情報が伝わらないと意味がないと思います。今はペーパーレスの時代ですけれども、御高齢の方はやはり紙媒体での情報がより得やすいと思います。今、総務課長が申し上げたとおり、どの媒体がどこの年齢層に届いているか、

しっかり検証して、ぜひ町民の皆様が必要とする情報が簡単に得られるように、ニーズに応えていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、各課もイベント等については企画課のほうにだけ任せるのではなく、それぞれの部署で発信も可能ということですので、事業や行事については担当者が詳細について一番知っていると思いますので、積極的に責任を持って発信していただきたいと思います。この情報発信については予算が伴うわけでもございませんので、各課担当者の熱いハートと責任感があれば今日からでもできると思いますので、各課長も担当者にぜひ御指導いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

政田議員、しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（政田正武君）

次に、庁舎周辺の花壇の環境整備についてです。

現在、庁舎周辺は花壇ではなく樹木が植栽され、その周りをコンクリートで覆っており殺伐として、冬は寒く、夏は暑く感じます。感じるではなくて、実際冬は寒く、夏は暑いと思います。改善することはできないか伺います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今議員がおっしゃられたとおり、現在、庁舎周辺には樹木を植栽しており、その周辺を周囲はコンクリートで整備しております。これは雑草の繁茂を抑え、清掃や管理の負担を軽減するということがございますが、第一にはこの庁舎が緊急避難タワーとなっているため、垂直避難をする際の避難経路を確保するために駐車場をフラットにしているところでございます。

以上です。

○2番（政田正武君）

第一に緊急避難タワーとしての垂直避難をする際の経路の確保とありましたけれども、花壇があることで避難の障害になるということは理解できますけれども、コンクリートの打ちっぱなしではなくて、芝とか、道の駅正面入り口にあるようなコーラルでもよかったのではないかと思います。

徳之島町は1985年に健康のまち宣言、2022年には脱炭素社会に向けた持続可能なまちの実現を基本理念に掲げ、徳之島町脱炭素戦略ビジョンを策定しております。これですね。徳之島町

地域脱炭素戦略ビジョン。この取組方針の5の（1）の職員一人一人の心がけによる取組から（4）の公共事業等における環境への配慮まで、こと細かく本町の脱炭素に向けた様々な取組が記載されております。その（4）の公共事業等における環境への配慮の内容の中に「施設敷地については緑化を推進する」とありますけれども、現在の庁舎敷地内はアスファルトとコンクリートで埋め尽くされ、とても緑化を推進しているとは考えられません。

また、（2）の施設や設備の改善等における取組の中でも「屋上の緑化、壁面緑化等を検討する」となっておりますけれども、日本建設業連合会によりますと、コンクリート製造時に1立方メートルで270キロのCO₂が排出されると。この270キロがどれぐらいの規模かも分かりませんが、もちろんアスファルトの製造時にもCO₂は排出されます。夏は地表の温度が50度から60度にもなり、ヒートアイランド現象を引き起こし、地球温暖化に少なからず影響を及ぼす原因となります。健康のまち宣言、SDGs未来都市徳之島、そして公共施設から排出される温室効果ガスの排出量の削減を目指す徳之島町脱炭素戦略ビジョンと逆行しているのではないかと感じております。町長も施政方針の循環型社会の推進の中で「徳之島町地域脱炭素戦略ビジョン区域施策型の策定を進め、温暖化防止に向けて」とありました。今回はゼロカーボンの脱炭素の質問ではないので、これについてはまた改めて質問させていただきますけれども、地球温暖化防止といった観点からも、庁舎周辺の緑化に向け改善できないかと思っていますので、総務課長、いかがですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

花壇は少なくなっているのは確かでございます。ですが、現在植えられている樹木にも四季折々に花が咲きます。2月にはヒカンザクラ、3月にはシャリンバイの白い花が咲き乱れます。4月から5月には母子寡婦会の皆様が植えてくださった白い大きなユリが通りすがりの皆さんを楽しませてくれております。昨年も「役場の周りがきれいだね」というお声を頂き、大変うれしく思いました。母子寡婦会の皆様には感謝しているところでございます。

また、梅雨時期には門の入り口のデイゴが真っ赤な花を咲かせます。そして夏には町花であります黄色とピンク、2色のユウナの花が満開になります。

一方で議員のご指摘のとおり、緑化の在り方として、殺伐とした印象を与えているとの御意見につきましては、貴重な御指摘と受け止めております。今後は庁舎正面に母子寡婦の会の皆さんの御協力の下に草花を植える計画をいたしております。来庁される皆様にとって心地よい空間となるよう、これからも工夫を凝らしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（政田正武君）

いろいろお花があつてきれいとかいうお話も頂いているようでございます。この花壇につき

ましては、実際問題として取り壊して改善するというわけにもいかないと思いますが、最近では熱を遮断する人工芝や熱を遮る塗料も開発されていると聞いております。花が好きな総務課長は、花壇をつくり、四季折々の花を植栽したいと思いますが、予算もかかりますので、今現在のコンクリート打ちっぱなしではなくて緑の人工芝を張るとか、少しでも温暖化防止になると思いますし、緑が入ったほうが庁舎のイメージも大分変わると思います。予算もそんなにかからないと思いますのでね。こういった工事が難しいのであれば、児童生徒にお願いして絵を書いてもらって爽やかな感じにしてみようというようなこともアイデアとしていいんじゃないかと思いますが、そういったことで少しでも役場に関心を持っていただければと思います。

先ほど総務課長からありましたが、母子寡婦の会の皆さんが植えてくださった白ユリの花はきれいだねとの声を耳にして、通りすがりの皆様を楽しませてくれたとありましたけれども、コンクリートの打ちっぱなしではそのような声をかけていただくことも、楽しめる方もおられなかったと思うんですね。母子寡婦の皆さんがユリを植えてくれたことによってそのような声がかかったと思います。ですので、やはり第一印象は見た目だと思うんですね、庁舎に関するイメージとして。先日、宮之原議員からも最初の印象が大事だというお話もありました。美的センスを持ち合わせております総務課長が役場職員ではなく、まず第三者として町民目線で見た場合、今の庁舎はどういう印象を受けますか。率直な気持ちを頂きたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

この庁舎建設には元総務課長として政田議員も携わったことだとは思いますが、庁舎につきましては、第一に避難タワーということがありますので、これにつきましては、このような庁舎、簡単な造りの庁舎ではございますが、基礎をしっかりとしたこの庁舎は私は立派な庁舎ではないかと思っております。

また、屋外の周りにつきましては、今ちょっと芝のほうも冬でちょっと枯れてきておりますが、また議員のおっしゃるとおり、熱効果のある人工芝であったりとか、そういったところは今後また検討課題とさせていただきます。

以上です。

○2番（政田正武君）

そうですね。現在の庁舎は町民の憩いの場としてのコンセプトも持ち合わせております。今のままでは殺伐として全体的に冷たい感じがして、とても憩いの場としての感じがいたしません。今、総務課長からありましたけれども、今後も母子寡婦の皆さんの御協力を頂いて草花を植栽する計画もあるというお話でございますので、ぜひ緑あふれる心地よい温かみのある、そして環境にも優しい庁舎にしていきたいと思います。

次に、災害時における給水車の導入についてですけれども、以前、山地区において長期にわ

たり断水があり、町民の皆様に大変御迷惑をおかけした経緯があります。災害時におけるこういった事態を回避するために、給水車の導入はできないかお伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

災害時の応急給水体制の強化、また水の安定供給の観点から、給水車の導入は重要と認識しております。そのため、来年度当初予算にろ過装置を搭載した給水車の導入事業費を計上しております。

以上です。

○2番（政田正武君）

そうですね。施政方針の中にも給水車を導入するとありました。また、当初予算にも計上をしているということですので、ありがとうございます。これ7月の下旬に私の自宅で蛇口から泥水が出まして、水道課のほうに確認に来ていただきました。自宅周辺で水道工事なども行われていませんでしたし、原因が分からないということでしたが、取りあえず1日待ってみようということで水を流しっぱなしにして次の日はきれいになっていたんですよ。でも、今回はたまたま1日で収まったからよかったんですけども、これが長期にわたれば御飯は炊けないし、洗濯もできない、風呂も入れない、こういった状況になるわけですので、こういった災害時でもない状況においてもこのようなことが起こり得るので、ライフラインの一番大事な水の確保については平時から備えておかねばならないと思い、今回、給水車の導入について質問しましたけれど、来年度の当初で計上して導入するというお話ですので、ぜひお願いしたいと思いますけども、ちなみにこの給水車の規模といいますか、4トン車、8トン車、大きさはどんなものですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

大きさは4トン車でございます。

○2番（政田正武君）

この給水車も予算が可決いたしましたら、迅速かつ適正に事務の執行をお願いして導入を検討いただきたいと思います。

最後に、本会議は当初予算の審議もございます。財政担当課におかれましては非常に厳しい財政の中、財源確保など予算編成において大変御苦勞されたと思いますけれども、担当の皆さんの苦勞が無駄にならないように厳しくチェック、審査してまいりたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、内博行君議員の一般質問を許可します。

○1 番（内 博行君）

こんにちは。

女性連の皆様、議会傍聴、ありがとうございます。今日も元気よく張り切って一般質問を行っていきたいと思います。徳之島を愛する熱い思いで活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたい、全力で取り組んでいきたいと思います。議席番号1 番内博行の一般質問を行いたいと思います。

自国第一主義を掲げるトランプ大統領の再選により、不安定な世界情勢になりつつあります。それに加え令和の米騒動など、以前から言われている我が国の食料自給率の低さは国民の不安要素を高めております。これまでの考え方を改め、国力をつけることが必要ではないかと思えます。12月議会でも申しましたが、北海道で作られているテンサイが減反政策で生産を抑制してきているということで、南西諸島のさとうきびの重要性は高くなってきていると思えます。先日、種子島にてさとうきび作りや精脱場、製糖工場を視察したところ、現在、さとうきび増産傾向になってきており、その理由としてさつまいもの基腐病によりさとうきび生産へ移行しているそうです。聞こえてきた声は「さとうきびがあって助かった」と。やはり南西諸島の離島は台風常襲地帯であり、各島々のさとうきび産業、製糖工場を残す必要性を強く感じたところ です。

基幹産業であるさとうきび産業について質問いたします。

現在、糖蜜船の故障により、通常2 隻で回収運行していたところを1 隻で糖蜜回収しているそうですが、収穫期間が長引く可能性はあるのか。適期作業の遅れや次年度の収量への影響が懸念されるが、本町の対応と対策をお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

内議員の御質問にお答えいたします。

糖蜜船トラブルですが、徳之島においては、南西糖業が糖蜜を普通肥料として登録しており、南西サービス、子会社なんですけれども、糖の自社圃場に散布しているため、工場の停止はないものと聞いております。

まず、製糖期間につきましては、当初の計画変更で、当初は3 月末終了が以前のように4 月上旬までかかるというふうな変更は聞いております。糖蜜船トラブルによる次年への影響はないものと先ほども述べたとおり考えられますが、早期の適期管理作業については、例年どおり農林水産課、関係機関で徹底を周知したいと考えております。

○1 番（内 博行君）

その適期作業なんです、適期作業を円滑に進めていくためには、営農集団と連携が必要だと思えますが、行政と受委託組織で営農集団との話し合いなどは年一度ぐらいはされておられるのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

さとうきびの適期作業等については、さとうきび生産対策本部が三町合同のやつがありまして、現在、徳之島町のほうで本部を預かっております。本部長のほうが町長になるわけなんですけれども、そのさとうきび生産対策本部の中で受委託調整センターというのが設置されておりまして、これを南西サービス等に委託しております。その中で適期作業等については、小規模農家等の要望を受けて営農集団等への周知、または協力農家の体制づくりをしておりまして、連絡を取りながらやっているところであります。

○1番（内 博行君）

これまでは毎年予算をつけて単収アップ、増産に向けて取組をしていますが、なかなか単収が増えていないということで、今朝のニュースだったんですけど、米不足ということで農業政策を見直して、輸出量を現在4万トンのところを35万トンまで、2030年、あと5年後ぐらいで、まで増やしていくと。日本の米が少なくなったらその輸出を止めて日本で使うという形でそういった改革を進めていくそうなんですよね。これまではずっと行政も一生懸命頑張っていて真剣に考えて単収アップを目指してきたと思うんですけど、なかなか厳しい状況なので、そういった政策の見直しなども考えてはと思いますが、どう思いますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これは以前の議会でも答弁していると思うんですけども、十数年来の機械化作業、収穫作業期においてデータを見ますと、生産額等が伸びたときには大概株出しの単収がいいと。ここ10年の間で数少ない年数しかありませんけれども、株出しの単収が低いときには生産額は低いという現状にあります。そのデータの中でやはり春植え、春植についてはほぼ横ばいの状態がずっと続いている。ですから単収アップに関しては、やはり株出しの単収を上げるのが必須ではないかなと思っています。数年、機械化になってから、以前は栽培基準の中に、私の記憶で申し上げますと、有機肥料等を投入というふうな形はちょっと記憶にないんですけども、現在は株出しの中にも肥料、有機肥料を投入というふうな形でありまして、前々年度からペレットを導入し、農家の機械を有効利用できるために今、肥料の増産を計画しているところであります。

以上です。

○1番（内 博行君）

高城課長もこの3月議会が最後ということで、いっぱい質問をさせていただきたいと思いますし、また、これまで高城課長がずっと農業のことに携わってきて御尽力されてきていたというのは、僕らも後輩として分かりますので、ぜひこれからも、立ち止まって見直しをしたり、また勇気を持って一步を踏み出したり、これからもよろしくお願いします。

その中で2番目のデトラッシャーの件へちょっと行きたいんですけど、当初予算でデトラッシャー負担金を計画されているということですが、どのような活用方法をされるのかお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、当初予算のほうで負担金というのは、まずデトラッシャーの組合が生産対策本部の本部長が組合長として就任しているわけなんですけれども、これまで修理等の経費がかかり過ぎて回らなくなっていると。赤字、とてもじゃないけど修理費も全く出ないというふうな形でありますので、緊急的に予算の計上をやっている。三か町、関係機関ともにやっているところであります。

○1番（内 博行君）

やっぱりこの老朽化というのはどうしても避けられない、作れば老朽化は全てしていくんですけど、デトラッシャーの問題は今年みんなで協議会を開きながらされると思うんですけど、種子島のいろんな精脱場であったり、そういういろんな意見を踏まえながら進めていってもらいたいと思います。ハーベスターや輸送トラックなども、ハーベスターが平成15年ぐらいですかね、100台以上小型が増えて、もう130台を前後する形なんですけど、そういった機械の老朽化であったり、後継者不足など課題は山積していますが、さとうきび産業の継続のために協議会など、どのような協議会が今行われているのかお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

まず、デトラッシャーを導入して徳和瀬工場が17年、伊仙工場が19年が経過しております。非常に老朽化による故障が多くなっております。現在、運営維持のために料金改定等に向け、さとうきび生産対策本部を中心にさとうきび部会より各町代表5名、ハーベスター営農集団より各町5名の代表者30名で先月の2月17日に第1回目の協議をしたところであります。第2回目については、今回私どもは参加できないんですけども、3月21日に伊仙町の伊仙工場のデトラッシャー施設スタッフとともに協議すると。次期製糖期までに月1回のスケジュールで会議を行い、料金改定に向けて協議をしていきたいと考えております。

また、ハーベスター連絡協議会においてはJ Aが、輸送トラックについては輸送組合が中心になって、ただいま協議を進めているところであります。

○1番（内 博行君）

ハーベスターや輸送組合の問題はどうしてもいろんな個人だからというそういう形に取られるんですけど、どうしてもそういうところに話を聞きに行くだけでも多分またいろんなことを気づく点が出てくると思うので、ぜひそういうのに参加されて、いろんな話を聞いてもらいたいなと思います。

それでは、単収増産に向けた土づくりが必要ですが、堆肥利用の取組はということをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

本町の堆肥センターの堆肥は現在、牛ふん、豚ふん、ハカマ、バカス、廃棄液、焼酎廃液、魚のアラなどを原料としております。化学肥料高騰に伴い、地力の向上に向けた品質のよい堆肥生産を行うため、窒素、リン酸、カリに代わる有機物を模索しなければいけない状況になっております。今後も、この有機肥料、品質のよい堆肥生産を行うために、生産者と協議していきたいと考えております。

また、奄振事業において、改正に伴って堆肥補助も行っており、積極的な堆肥制を行っていただきたいと思います。増産のためには、土地を肥やすということが一番肝心要になってきますので、まずはここ機械化について20年かかって落ちてきた土地の栄養を20年、あと40年はおかかるとは思いますけれども、そこら辺は入れて長い気持ちで農家と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○1番（内 博行君）

今回、糖蜜船の問題もありましていろいろ調べてみましたら、沖縄の大東島では10年前ほどから糖蜜を圃場にまくということで取組をしてきて増産につながっていて、何年前かは大東島で4万トンだったところが今11万トンぐらい、もう2倍以上になっているということで、またその中で南大東みたいなことがすぐできないかなと思ったんですけど、なかなか南大東とは圃場が違ったりとか、まく機械がなかったりとかいう点があつてすぐにはできないということだったので、どうしてもやっぱりその糖蜜を圃場に返したいなという気持ちがありまして、南西糖業社のほうが使っている、圃場にまけるようになっていくということなので、これからまた堆肥センターを公社化する上で堆肥に混ぜて、そういった良質な堆肥を作っていくってはどうかなと思いますけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

やはり島で出た分に関しては島で使う、ある意味、地産地消の考え方が基本になると思います。ですから、使えるものは新たな研究開発をしてやっていくことは今後もいろんな面で考えていきたいと思いますので、御協力をまたお願いしたいと思います。

○1番（内 博行君）

ぜひ一緒に頑張っていきたいと思います。

その中で生産量を増やすために収穫面積を確保しなければならないということがありまして、施政方針の中に振興計画の目標は1反当たり5トン550キロとありましたが、2か所の伊仙工場と徳和瀬工場を残すためには、生産量は18万トン確保しなければならないということで、生

産量18万トンを確保するためには、徳之島全土で最低でも5トン550キロだと作付面積が3,250ヘクタールほど確保しなければならないと、今、令和6・7年度の収穫面積が3,128ヘクタールで、それに122ヘクタールほど足りていなく、今年の収穫見込数量も16万3,000トンの見込みとなっており、18万トンには1万7,000トンほど足りていないということなんですね。単収を増やすことも土づくりも大切ですけど、その収穫面積を確保するということも両輪であって進めていかなければならないと思いますけど、この収穫面積確保に向けて今後の対策などあればお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、5,550キロというのはさとうきび増産計画、以前作ったやつが10年計画ですかね、これが最終年度に来ております。これをさらに10年間続けていくというふうな協議をさとうきび生産対策本部の中でやった中で、やはり現実とはかけ離れたものを目標に上げて意味がないというふうな議論になりました。かといって、やはり何をメインにするかというと単収増と。その次に面積、同時に面積維持から拡大に向けてというふうな段階を踏んでやるべきじゃないかなというふうな形でありますので、まず単収を力を入れてやっていきたいと、まずそこに。

収穫面積についてでありますけれども、いろいろありますけれども、土地の収益、農地の集積、集約が一つの課題となっております。この点につきましては、今後、農業委員会と連携を密にしながら図っていききたいと思いますけれども、本年度土地の再生計画ですかね、そちらのほうでもいろいろこうやって詰めてありますので、今後、集積については連携をやっていくことは大切じゃないかなと思っておりますので、これまで以上に農林水産課、関係機関、農業委員会等、連携を密にしながら進めていきたいと思います。

○1番（内 博行君）

じゃがいもでもそうか病であったり、連続しては作れないということで、そういった畑の掘り起こしであったり、今、三町でやがて1,000頭ほど牛が母体数が減っているんですよね。こういう種子島の話ではないですけど、こういったときにさとうきびがあれば、嫌な言い方でもピンチがチャンスになるかもしれないので、そういった面も取り組んでいただければと思います。

それでは、これまで優良苗作りで本町はずっと取り組んで、三か町で広域でもやっていると思うんですけど、現況と今の課題のようなものがあればお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在、春植え用が種としては120ヘクタール分、と夏植え用が80ヘクタール分原苗を県種苗センターから取り寄せ、農家へ管理委託しております。次年度の夏植え、春植え時に優良な

苗として配付できると考えております。

まず、課題としては、病気等はありませんけれども、非常に生育がよ過ぎて、伸びてしまい、節間が広い、そういった問題が出てきておると。さとうきび農家については、節間が短い、にが苗と言われるんですけど、結局はそこら辺の非常にそういった問題が出て、採苗班が、採苗する方々がいらっしゃるんですけども、そういった採苗もしにくいというふうな話も聞いております。今後、種苗センター等、輸送時期や植付け時期の検討をしていきたいと思っております。

○1番（内 博行君）

その種子島から来る種、原苗の優良苗として作っていくということで、どうしてもその節間が指の節みたいな形に一個ずつついているんで、その数は大体1年間で一緒の数できるということで、いいさとうきびってそこが長いんですよね。だからこの持ってきたさとうきびに、やっぱりきれいに作ってくれる方に託してやっぱり作ってくれていると思うんですけど、そこに水をやったりとか、圃場がよければそこが長くなって本当に40センチの種のところに2本ついているのがやっただったりとかするんですね。そうするとやっぱり種を圃場に落とす計数が少なくなっていく、ベツ幅っていうんですけど、さとうきびを落とすところ、そこに幾つ種を落とすかっていうのが単収に影響してくると。その中で節の長いものはなかなかよくないということですけど、そういった伊仙のほうでは水をかけなかったりとか、圃場があまり肥えていない畑にそういう種を植えて、その節を短くしてなるべく係数を多くしていくというのがあるようなんですが、そういった取組などは考えておられますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

率直なところ、そこまでは考えておりませんが、植付け時期を春植えですと最後は4月、5月程度までですけど、種苗用として、来年の春植え用ですかね、それが大体6月、7月ぐらいに植付けとか、そういうふうな植付けの時期のことは今取り組んでおります。やはり優良種苗なので、農家の方が扱いやすい、また種苗として有意義なものであるようにやっております。

また、先ほど触れられましたけれども、苗によってはやはり落としていくと、キビというのは最初は勢いよく出ますけど、最終的には淘汰して、ある程度の計数になっていくというふうな話を聞いておりますので、やはり落とし過ぎても、芽が出ても後淘汰されて全然さとうきびにならないというふうなことも考えると、非常に優良種苗をちゃんと作っていかなければいけないなというのは考えております。

○1番（内 博行君）

6月に植えたいというのはすごく皆さん気持ちとしてあるみたいなんです。6月から次の年の3月までだとかちょうどいいぐらいの長さでいい形になるということで、6月に植えるために

は種子島のほうにどうしても6月ぐらいにできないかというんですけど、あそこの事情もあって、なかなかそれはできないということなので、一回4月に植えたものを6月ぐらいにハーベスターで刈り取るなりして、ハーベスター圃場もこれからビレットプランターなど増えてきているので、そういった形で一回は6月にハーベスターで長いやつも刈って、植えて、その次に増やすような形にできないかなと思うんですけど、それとビレットプランターがこれから植付けが多くなってくると思いますけど、そのビレットプランターに向けた取組なども、もしあれば一緒にお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、一回植えたやつを刈り取るというふうな話は、部会等、その検討会の中でも出ております。ですからそこも含めて生育がどういった状況になるのか、また、その刈り取ったものに関しては、先ほどもおっしゃったとおり、牛等にも十分使えると思いますので、いろいろ考えていきたいと思っています。

ビレットプランター、またハーベスターも含めた上で、現在、さとうきびの事業に関しては優先をそちらのほうにウェイトを置いております。これはなぜかという、三か町の中でも徳之島町のほうがハーベスターの台数が少ないと。毎年課題になるのは、刈取りが間に合わなくて1ハーベスターについて、大体収穫能力をある程度、百何十%かでやっております。ですから、今入れてくれる担い手農家を非常にこうやって受け入れております。ビレットプランターも植付け作業のほうで重要なので、こういったものも連携を取りながら、優先順位は上のほうに置いております。本町のほうではですね。

○1番（内 博行君）

その中でビレットプランターをこれから押し進めていってほしいんですけど、毎年100万ほど、三か町でやっていると思うんですけど、メリクロン苗といちがん苗などの助成してきましたが、なかなか先ほど言われた6月とかに植えたいときにはないんですよね。それは補植用で使われたりとかするんです。やっぱり農家さんにその種を次に変えるっていうことを徹底して教えていかないと、どうしてもこれが常年的に毎年こういう形だからっていう形に流れていて、昔はそういう管理をずっとされていたそうなんですけど、ぜひそういったこともしないとなかなか優良苗というのは作っていけないんじゃないかと思うんですけど。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

内議員のおっしゃるとおりです。さとうきび生産対策本部の中でも、そういった面で協議がなされております。どうしても次の種苗用に植え付けてほしいものを補植とか、補植はある程度やってもらっても結構なんですけれども、やはり農家自身でまず自家苗を育てる方法を持つ

てもらわないと、優良種苗を自分で育てるというのを持ってもらわないと、このキビの増産にはつながらないなと思っておりますし、対策本部の中でもそういうふうな協議は非常に率先して行われております。ですから今後もそういったもので検討しながら、農家のほうには周知していきたいと思えます。

○1 番（内 博行君）

さとうキビ産業の未来は私たちの手の中、思いの中にあると思えます。できない理由を探すのではなく、どうやったらできるかの方法を常に考えて、行政、農家、一丸となってさとうキビ増産に向けて頑張りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、畜産についてなんですけど、畜産産業は今飼料が高くなったり、子牛価格はちょっと持ち直したんですけど、どうしても厳しい状況にありまして、今、肉用子牛生産者補給金制度がありまして、非常に助かっております。離島はどうしても本土との価格差がありまして、単年度事業においてですが、全国の離島は本土よりその制度の補助率が高くなっております。町長もこれは詳しいと思うんですけども、この事業の継続を国・県に強く要望すべきだと思えますけど、町長のほうからよろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

この事業につきましては、森山衆議院議員の幹事長からもいろいろと要望、そしてまた意見等を伺ったところでございますが、あくまでも単年度で予算計上してはいますが、もし九州ブロック等の平均価格での発動でしかできないということであれば、やはりこれを継続すべきではないかなというふうに思っております、両方我々は視点を持って離島の平均価格でできないかということが一つと、もしそれができないのであれば格差是正で今のような61万で発動してもらって、1頭当たり5万というのを継続するという、どちらかを実現していただきたいという話はしていきたいというふうに思えますし、さらには飼料が2倍、3倍上がっているところなので、そのコストをいかに下げるかということで、今50万、平均ですけども、それでももうけが出るという畜産の産業が構築できないかとか、様々な視点から町として何ができるか、支援策できないかとかも検討しないといけないなというふうに考えております。

○1 番（内 博行君）

畜産はいつも補助が手厚いねとかいろいろ言われたりしますが、なかなか現場は厳しい状況で、ここまで畜産、県下でも3番目に大きな市場になってきたりとかしていて、ここまで育てたものをなくすのは少しもったいない気がとてもするので、ぜひ畜産のほうにもまた御支援をよろしくお願いいたします。

これで、内博行の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

こんにちは。

議員と町政は二元代表制。我々議員は、町政を監視する義務があります。これまでも町政に対しては、是は是、非は非の姿勢で挑んでまいりました。私もあと任期が1年、非常によわい78歳にもなって議員をやっているものだと思っています。あと1年間、一生懸命頑張りたいと思います。8番勇元、以下の7項目に対して質問いたします。簡潔に明快な答弁をよろしくお願いします。

子供医療費。過去11年間質問をしてまいりましたが、全国的に97から98%、県内で無償化を実施していないのは徳之島町だけになりました。現状をどのように考えるかお伺いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

勇元議員の質問にお答えいたします。

子供医療費につきましては、来年度から、本町においても、未就学児のいる課税世帯が実質無償化となります。令和7年4月から、本町では未就学児全員、また小学生から高校生の非課税世帯が無償化の対象となるところです。

ただ、御指摘のとおり、子供医療については、県内では中学生まで無償化とか高校生まで無償化をしている市町村が、ほとんどの状態でございます。ただ、本町は、子育て支援としては、他市町村と比べても遜色のない子育て支援策、例えば、介護福祉課で行っている事業では、来年度から、子育て短期支援事業、また、子育て世帯訪問支援拠点事業、児童育成支援拠点事業など3つの新しい事業を実施する予定でございます。

また、われんきゃポイント事業等もございます。そういったのも考えると、他市町村と比べても遜色のない子育て支援をしていると考えております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

子供医療費につきましては、県、国と足並みをそろえて、今行っているところでございまして、今後も医療費については、しっかりと政策的な費用対効果を生む子育て支援については、取り組んでいきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

11年前から、こういう質問、子供医療費の無料化を質問してまいりましたがけれども、当初は、コンビニ診療が起こるということで、そういう答弁をもらいました。また、米を欲しがる人には米を与えるんじゃないくて、その米を作るような政策をやりたいということで、ずっと変わってきましたけど、町長は、これからどのような政策を打ち出していくんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

答弁が変わってきたということではなくて、実は、様々な要因があって、無償化については県・国に従って、足並みをそろえてやっているということです。

コンビニ診療につきましても、徳之島町の1世帯当たりの受診率というものを担当のほうにお願いしたところ、数字が上がってまいりました。やはり、全国的な調査の結果と同様の結果が出ておりまして、課税世帯では1世帯当たり1年間で9.4回の受診、そして、非課税世帯では14.5の受診率となっております、やはり非課税世帯では1.5倍もの受診率が高くなっているということで、今回の担当の調査によって、やはり全国的な調査の結果が、そのまま出ているのかなというふうに思っております。

今後の子育て支援については、人口減少、少子化問題等々での施策だけではなくて、2040年問題、2050年問題にどうやって対応するかということでの、今、子供たちに何を教育しないといけないか、今、子供たちにどういう理念を教えていかなければいけないか等々を、しっかりと教育、ないし地域で学んでいただくということが重要だと思っています。

2040年問題というのは15年後ですから、今の中学生は、もう30歳になっているわけですね。そして2050年問題は、さらに45歳と、今の中学生、小学生が、2040年、2050年には地域を担っている世代になります。

よって、この世代に対して我々が何を残すかということを考えなければいけないわけです。当然、高齢化人口、高齢化比率が高まってまいります。2040年問題、2050年問題はそうです。そこで問題になっているのが、医療制度がしっかりと労働者人口が減っていく、高齢社会が進んでいく、医療制度がどうなっていくかという危機的な問題がありまして、この今の子供たちに、そういった負担を残すべきかどうかということも含めて、我々は今、考えなければいけないというふうに思っておりますので、子育てというのは2040年、2050年、今の子どもたちが地域を担っている世代になったときに、何を人として行えるか、人格をもって進んでいくかということ想定して、今やるべきだというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

町長の答弁、非常に言語明瞭です。また、私はあまり意味が分からないんですよ。現在のわれんきゃポイントの現状は、どのようになっているのか、また、令和5年度の実績は、どのようになっているのかお伺いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

われんきゃポイント事業ですけど、われんきゃポイントの令和7年度2月末現在は、登録者数409名、登録率41.2%です。ポイントの取得状況は3,252ポイント、金額にして65万400円になります。

令和5年度の登録者数は294名、登録率28.8%です。取得状況は2,537ポイント、金額にして50万7,400円となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

今の六十何万というのは六百何万の間違いじゃないですか。補正で落としているのも、大体六百何十万の残が残るような補正で落としていると思いますけど。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

1ポイント200円ですので、3,252ポイント掛ける200円で65万400円のポイントを取得しているということです。

○8番（勇元勝雄君）

それは、後でまた聞きたいと思います。

4番目の薬の耐菌性ができるというのは、どのようなことでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、無償化によって何をもたらすかという研究ないしそういったものが数多く出ておりまして、その中に無償化の場合は受診率が高くなって、そしてまた、抗菌剤、抗生剤を処方する件数が増えたということです。その抗生剤、抗菌剤というものは、体の中にばい菌が入った場合に、全てを死滅させて終わればいいんですけども、具合がよくなった場合は、多少そういった死なない菌が生存した場合は、薬に対して、強い、その薬で今まで効いていたんだけど、薬が効かない菌が増えていくということで、今、薬の開発業者も、いわゆる繰り返し繰り返し、この菌が、今度は耐性が持った、じゃあ、次の薬を開発するというような、たちごっこになっているところでありまして、今回、薬品会社にしても、なかなか利益が上がらないということから、開発すらままならない状況になっているということから、やはり子供たちには、しっかりとした処方される薬の適量、適正、適期にするべきだということがありますので、それが無償化によって失われつつあるということでございます。

○8番（勇元勝雄君）

それは、子供たちが途中で服薬をやめる、そういうこともあると思うんですよね。それが毎日飲むわけじゃないわけですよね。病気になった場合、もし風邪なら風邪で、ある程度、病院行きますよね。そして、治ったら、風邪でも1年に2回、3回、またかかる場合もあります。

ということで、耐菌性が出るというのは、そんなには、まあそれは絶対にないということじゃないんですが、ある程度は、無償化したから耐菌性が出るという話じゃないと思うんですよね。これはこれでおしまいにします。

2番目の、副町長の選任について。前の副町長が退任してから、もうすぐ1年になります。副町長の選任は、大体いつ頃予定しているんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、想定の中で、今後の時代の流れ、そしてまた議会への理解を深めるための選任を今考えているところでございまして、様々な各分野から数名の候補者がいるわけでございますが、その中で選ぶのかどうかも含めて、私との信頼関係、そして議会との信頼関係を築ける人というふうになりますので、今後また、そういった選定がなりましたら、皆さんに相談することになるかというふうに思いますので、今のところは、まだ候補を絞っておりません。

○8番（勇元勝雄君）

町民の皆さんから、よく聞かれるんですよ、副町長、いつ選任するのかと。実際、町長が、郡の町村会長、県の町村会長、また、国の町村会の副会長をしていますよね。こうして出張も多い現在の状態で、実際、年間のうち3分の1が、日曜祭日ですよ。そういった町長の出張が、大体3分の1、町長が在庁しているのが大体3分の1ぐらいの割合なんですけど、こういう状態で1年間も副町長を選任できない、こういう状態は非常に異常だと思うんですよ。町長が、町村会の副会長、会長、副会長、なっていなかったら、それは町長も、ほとんど普通の町長並みに役場におるんですけど、町長は、リモート会議とかいろいろ言いますが、やっぱり本人がいるいないでは、役場の締め方も違いますよね。結局、その町長がいない間、総務課長、非常に負担になっていると思うんですよ。私は、もっと早く副町長を選任すべきだと思いますけど、町長はどうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

人事については、極力慎重に行いながら進めていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

実際、二、三名の人材がいるということなんですけど、前は国から副町長を呼んでいますよね、2代続けて。国にお願いするか、県にお願いするかということは、考えはないでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

実は、それも含めまして数名ということでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

そういう人材を含めて、早急に副町長を決めて、職員に負担のかからないような町政をやってもらいたいと思います。

3番目の道の駅「とくのしま」、現在の運営状況をお伺いいたします。

○花徳支所長（尚 康典君）

勇元議員の御質問にお答えします。

昨日も宮之原議員の質問で、お答えをいたしました。が、昨年の末のオープンから2か月、3か月弱で、実際今、1万人ほどのレジの通過者がおられまして、実際のところ、結局、お客さんの数は、その大体二、三人でいつもよくお見えになる方が多いんで、実際は多分2万5,000人から3万人ほど、今たくさんの方に来てもらっている状況でございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

道の駅の運営状況です。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

今、民間のほうに、委託をしている状況としまして、実際、今言ったように、お客さんのほうが結構来られていますので、運営状況としては好調だと思います。

○8番（勇元勝雄君）

せっかく6億も7億も金をかけて造っている施設ですからね、民間に委託したから役場は関係ないということじゃないと思うんですよ。その入場者にしても、遺産センター、道の駅、道の駅は道の駅で別個に集計をしてですね、しないと。道の駅が1万だから、道の駅に1万、先ほど支所長が言いましたけど、二、三人ということで来る人がいるから2万から2万5,000とか、そういう数字が出る事態がおかしいんですよ。ある程度、集計して、大体何万人ぐらい来るか、2万5,000人という数字は、徳之島の人口以上の数字が来ているわけですからね。そして、品物がどれぐらい売れているか、そういうことを把握しなければ運営ができないと思うんですよ。

委託をしたから、あとは委託者の勝手だ、役場は関係ないような話じゃないんですよ。結局、道の駅、東天城になんか行くときは、たまに寄りますけど、品物にしても、地場産、徳之島町産というのが非常に少ないんですよ。ああいうのも、ある程度、役場と民間と協力して、地場産をもっと活用するようなことをしなければ、野菜にしても、端境期、この間見たときも、ほとんど内地の野菜もありました。現在は、タンカンとかそういうのがあるから、ある程度、見栄えが良いような格好になっていますけど。

結局、道の駅の目的は、ある程度、地元にも還元しなければですね。お土産にしてもそうですね。箱の裏を見たら、ほとんどが奄美産。せっかくああいう施設を造ったんですから、地元の食材を使って、材料を使って、出せるような品物を、もっと作らなければ、経済効果は上がってこないと思うんですよ。他島からの品物を購入して、手数料だけをもらう。ある程度、観光課、地域営業課、道の駅ですね、連携して、そういう品物を開発するような体制を持ってい

かなければ、いつまでも大島からの品物を仕入れて、ただ手数料をもらう。地場産の野菜とか果物を買っていく人もおると思うんですよ。野菜は恐らく観光客としては、わざわざ島から野菜を買っていく人はいないわけですよ。そういう点も踏まえて、もっと三者連携して、道の駅が、もっと繁盛するような体制に持っていてもらいたいと思います。

2番目の、恐らくあれだけの事業をしているわけですから、事業計画書というのがあるはずなんですよ。前の水耕栽培にしても、そういう計画書がありました。だけど、計画書どおりには行っていません。計画書では、年間3,000万ぐらいの黒字が出るような計画書でしたけど、道の駅には、そういった計画書はあるんでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

道の駅では、12月から民間に委託するに当たって、事業計画書、予算書とかを取り寄せて、一応、そちらをもらっておりますので、事業計画書はございます。

○8番（勇元勝雄君）

恐らく事業計画書というのは、道の駅を造るに当たって、事業計画書を作って補助金申請をしなければいけないと思うんですよ。「予算を下さい」だけでは、国は恐らく予算を上げないと思うんですよ。道の駅を造って、こういう事業をやって、これこれの効果がありますという計画書がなかったら、恐らく国としても補助金で3億、4億の補助金を出さないと思うんですよ。だから、そういう計画書があるかないか、補助金申請に対して、申請した段階で、そういうものがあるかないかという補助金申請です。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

今ありましたように、補助金の申請の段階でも、一応、事業計画書は提出して、補助事業を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

また後でそれを閲覧してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

現在、道の駅、地場産の品物は、どれぐらいの割合で売上げできていますか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

地場産というくくりでなんですけど、実際、今、出荷者ベースでいっても、徳之島町のほうが出荷者が多く、やっぱり半分以上、占めていますので、実際、その売上げベースでいっても6割ぐらいは徳之島町産のものが売上げであります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういうのも、最低1年ぐらいは、どのような状況かというのを役場のほうでも把握しなければ、まあ、まだ始まって、まだ2か月、正味2か月ですよね。これからは道の駅と連携して、そういう売上げもしっかりと把握して、どういう状態かということは把握しなければ、委託したから、それで終わりじゃないと思うんですよ。

実際、この道の駅というのは、担当課がどこか分からないんですよ。予算は総務で組んで、北部振興に持っていったり、北部でつくるから北部振興に任せる、そういう安易な考えでは、いけないと思うんですよ。

結局、空き家対策にしてもそうですよね。北部地区だけの空き家対策、また今度、企画でも空き家対策が出ました。ある程度、統括したところが空き家対策をやるべきであって、これはまた通告外と言われるかも知れませんが、そういう点を踏まえて、これからは道の駅、観光の拠点施設ですから管理者と一緒に頑張ってもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

補足になりますけど、その売上げについては、毎日私のほうにメールをするように、担当のほうに伝えておまして、毎日売上げが私のほうのメールに入っております。よって、ある程度、僕のほうで把握をして、そして今、あらゆる方面から様々な課題、問題点が、今集約しておりますので、その都度その都度、会合をもって解決しながら進めていきたいという風に思います。

○8番（勇元勝雄君）

まあ、町長のほうに来ているという話ですけど、それは、職員が、やっぱりある程度把握していなければいけないと思うんですよ。町長が全部できるわけじゃないですから。今後は、町長にメールが来た分を職員に下ろして、こういう状態ですということを話してなければ、職員は分からないわけですから。せっかく造った道の駅、これからますます繁盛するように、委託者と役場が一体になって頑張ってもらいたいと思います。

4番目の町政について、職員の異動は、どのような基準で行っているのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

職員の異動の基準につきましては、各課の職員数、業務量、職員の配属年数などを勘案しながら行っております。

具体的には、個々の職員の能力や適性、経験、業務上の必要性、職員の育成の観点などを総合的に考慮し、適切な人材配置を行っております。

また、特定の業務に精通した専門性を要する職種については、継続的に担当する場合もございます。

○8番（勇元勝雄君）

専門職は専門職として採用しているわけですね。現在、専門職が一般事務に移ったりしているのは、これは、どのようなあれで、条件で、異動しているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

職員も一般職との交流を含め、一般事務もしっかりと学ばないといけないということで、その辺もあります。また、ちょっと身体的に病気、病休を取ったりとかそういったこともありまして、その辺も含めた人事異動をしているところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

実際、役場を採用するときは、専門職で採っていますよね。県のほうでも、土木は土木、建築は建築、獣医師は獣医師、土木でも耕地課関係とかいろいろあって、全部そういう状況で採っているわけですね。一番いい例が、経済課の畜産係、ちょうど油の乗ってきたときに、ほかの課にやる、そういう状況じゃいけないと思うんですよ。

また、水道課の水道管理士、今、役場に水道管理士が3名いますよね。ちょうど油が乗ってきて、工事関係にも精通している人を外に出して、現在、水道課、実際、もうまともに土木のほうで業者と渡り合えるような職員はいないと思うんですよ。水道課の職員より業者のほうが工事関係に対しては分かっている、そういう状態だと私は思っています。専門職は専門職で、これを全うしたいと思って、結局役場に入っているわけですから、前の、前でも園芸技術を一般職に回したり、そこで専門職でやっても、役場の事務はできるわけですね。専門職だからこれだけやるという話じゃないわけですから。一般事務をやりながらやっているわけですね。そういう点も踏まえて、今後、異動に対しては、専門職は専門職、きちっとその課に置いてもらいたい。

3番目の耕地課、水道課、農林水産課、土木の専門職は、いるのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

耕地課、水道課、農林水産課には、現在、土木技術者は配置しておりません。ですが、この中で1人、自分で学んで勉強して資格を取った職員は、いらっしゃいます。

○8番（勇元勝雄君）

土木のほうの資格が欲しかったら、そういう人が欲しかったら、採用試験は、ほとんど、もう応募する方がいないみたいですけど、これはなぜかという役場にいるより民間にいたほうが、給料がいいという話もあるんですよ。だから、現在いる課の職員を大事にしてですね、しなければ、また、もし役場が技術者が欲しかったら、役場のほうで金を出して研修を受けさせてですね、前は、土木農地整備課職員を派遣して、技術者を育成している状態もありました。

水道、農林水産課、耕地課、今現在もいろいろ工事を出していますけど、現場を見ている人

は誰が見ているのでしょうか、技術管理者。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農林水産課においては、まず恐らくお気づきの点では、林道の整備があると思いますけれども、これに関しましては、建設課の土木技術員を協力いただき、また、あるときは林務、県のほうの担当者等をいただき、また、協会等の協力もいただき、査定と見積り等も設計の段階でやっております。その上がってきたものに関して、工事を進めているということであります。

以上です。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

耕地課につきましては、技術土木業者に負けないように、私のほうで土木の資格を取りまして、今対応しているところであります。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道課におきましては、職員のほうで対応しております。

○8番（勇元勝雄君）

その書類のほうに現場代理人とありますよね、役場のほうから現場を管理するという。これは職員がやっている、各課の職員がやっているわけでしょうか。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

担当職員がおりまして、今耕地課ですと、経験年数が長い職員がおりまして、担当が主にしております。

以上です。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課のほうにおきましても、水道課の職員のほうで対応しております。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課のほうでも、担当者が現場代理人として担当しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

実際、水道課、恐らく土木、精通している人はいないと思うんですよね。ただ名前を書いただけじゃいけないと思うんですよ。現場を見て指導するのが現場代理人ですよね。そういう状態ですから、町長、県のほうに、もし技術者が欲しいなら、県のほうにお願いして、指導してもらってですね、技術者を育成すべきだと思うんですよ。現場で働いている業者のほうが役場

の職員よりも技術が上ということがおかしいと思うんですよね。資格を取って、研修を受けて資格を取ったらいいという話じゃないと思うんですよ。現場に出てしっかりやらなければ、技術というのは修行ができないんですよね。実際、私も二級土木の免許を持っています。だけど現場に出て指導することはできません。そういう状態ですから。業者と対等に話せるような技術者を置いておかなければ、役場は何だという話も聞いています。そういう点を踏まえて、今後、技術者の育成をよろしくお願いします。

役場でも、いろいろ委託事業、補助事業をやっていますけれど、その結果が見えてこないんですよね。支所の空き家対策の委託事業とか、あちこち補助事業をいっぱいやっていますけども、その委託事業、補助事業の検証は、されているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

補助金の検証につきましては、平成27年10月より徳之島町補助金等評価委員会を設置し、平成27年度から30年度、令和元年度、令和3年度から令和5年度にかけて、補助金等の必要性、効果等の評価について検証を行っております。

検証内容といたしましては、補助金の事務や管理方法、目的や効果、改善策等の検討、町民ニーズなどへの対応としての有効などを基本に、事業内容への指導助言や補助金額の見直しを行っております。

委託事業につきましては、事業の性質にもよりますが、職員や関係機関による検査、完成物や目的物の公表など様々な形式で確認検証を行っております。

また、委託事業につきましては、見積りや入札等で比較することが可能でありますので、町が必要とする業務内容が円滑に実施できるよう事業者との協議を行い、事業の完了時に検査を実施しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

前は、そういう検証委員会の結果が、議員のほうにも配られていたと思うんですよ。何回かもらったことがありますから。そういう検証を、議員のほうにも知らせてですね、この予算はこうだから次はどうだという考えをしないような資料を、また議員のほうにも配付をしてもらいたいと思います。

実際、委託事業、補助金流しても、どのような使われ方をしたのか、どのような効果があったのか、そのぐらい、ある程度、議員のほうにも知らせるようなシステムをつくらなければ、我々議員も予算に対しても物が言えないわけですよね。この予算は、これだけ効果があったから、次は増やすとか、効果がなかったから減らすとか、そういうことはやらなければ、ただやった、それを契約して委託して補助金を流して、はい、使いました、はい、できました、その

書類だけ見てですね、ピシッと検証するように、今後、よろしくお願いします。

5番目の入札について、これで何回目ですかね。まあいろいろやりましたけど。大分、指名に対しては、よくなってきたとは思いますが。だけど、まだ、いろいろ噂もありますし、たまに電話もかかってきます。指名は、基準にのっとって、現在やっているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名競争入札における指名業者の選定は、公平性、透明性、競争性を確保することを基本方針として、規定に基づき、選定を行っております。また、事業の規模や特性、工期の制約、地域の実情を考慮し、適切な業者を指名することを心がけております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

まあ、令和4年までの資料ももらっていますけど、一応6年の資料を見ても、ゼロという業者が土木で3者います。そして1回だけ指名入って仕事をとって、それから指名入らない業者もいます。そして、指名が30回入っている、33回入っている、37回入っている、そういう業者もいます。ある程度、公平にしなければですね。指名が公平にされているとは思いません。それを、指名を全部、回数を同じにしないとという話ではないんですよ。これだけ差があるということは、いろいろ言う人がいるんですよ。37回指名に入っている、片やゼロという業者もいます。これで公平に指名をされている手持ち工事、まあ総務課長が言ったように、いろいろ条件がありますけど、厳密に言ったら、何でこの業者が指名に入るのか、これだけの金額の指名に入るのか、そういうことも見受けられるんですよ。

土木で3者、ゼロというのがあります。そして建築で1者、ゼロという業者もあります。指名は入っているけど1回も仕事は取れない、仕事を取る、取れない、これは業者同士、業者の話ですけど、そういう業者もいます。今後はですね、この間こういう話を、ある人に話してですね、役場の外部の人間が指名を組んでいるとかいう噂があるものですから、ある人にお願いして話したんですけど、まあ話はなりませんでしたが。

そういう点を踏まえて、一般の町民から、そういう疑惑を持たれないような指名を組んでもらわないとですね、それはまともに指名を組んでいる課もあります。地域性とかあると思うんですよ。現在、支所管内は、仕事は少ないわけですから。そういう点も踏まえて、今後ですね、もっと透明性のある指名の組み方、事業課の課長、特に考えてやらなければ、将来どういう、ほかの市町村でもいろいろ談合とか、いろいろ摘発されています。

課長は、役場職員というのは、そういう状態になった場合、退職金もない、仕事もなくす、そういう状態ですから、事業課の課長はそういう点を踏まえてもっとしっかり指名を組んでも

らいたい。次もこういう質問が出ないような指名の組み方をよろしくお願いします。

解体工事の指名を受けるためには、どのような資格が要るのか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

解体工事の資格につきましては、令和元年6月1日以降、税込500万円以上の工事を請け負う場合、建設業許可の解体工事業許可が必要となっております。

○8番（勇元勝雄君）

そういう解釈です。現在、徳之島町に17社ぐらいの資格を持っている業者がいるわけですから、今までは4社しか指名に入らなかったです。今度の場合は、ある程度の指名を入れてありますので、今後も資格のある業者、指名に入れるようにお願いします。

そして、特定業者、これはどのような資格があるんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

特定業者の資格というものではなくて、下請工事の金額が4,500万円で、建築の場合は7,000万円を超える場合に、特定業者の許可が必要となっております。

○8番（勇元勝雄君）

特定業者というのは、今、課長が言ったように、私は4,000万で記憶しているんですけど、4,500万まで下請を出せるという資格ですよ。だけど、今度の入札でも、4,000万以上の工事に対しては、特定業者だけ入れています。そういう点もおかしいと思うんです。地域性を考える。ある程度、大きい工事だから特定業者じゃなかったらいけないということはないわけですから、今後指名を組むときは、そういうことをしないで、土木業者の資格を持っていたら誰でも指名を入れて良いわけですから、土木工事で4,500万以上の下請を出すような工事は恐らく町の工事ではないと思うんです。そういう点を踏まえて、今後、気をつけて指名を組んでもらいたいと思います。

6番目の町道の整備について。この間、亀徳の5人の議員連名で、亀徳井之川線の整備をお願いしましたが、計画はどのようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀徳井之川線につきましては、現在、松田解体入り口から海王寺までの800メートルの測量及び設計を実施しております。

計画としましては、山手のほうから路肩を入れて、歩道幅2.5メートル、車道幅7メートルで整備予定と計画をしております。

○8番（勇元勝雄君）

現在、測量をしているみたいですけど、ピンが打ってあります。あの線形で行ったら、海王

寺のほうがかまたかかるんじゃないかと思うんです。あれは大丈夫でしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

海王寺付近につきましては、両サイド用地補償をする方向で設計をしております。

○8番（勇元勝雄君）

むこうもかかるというわけですか。

○建設課長（作城なおみ君）

増築している部分がありまして、その一部がかかる形で、海王寺のほうとも1度協議をしております。また、海王寺さんのほうは、本部のほうに協議をしていただけるということで、今、協議中でございます。

○8番（勇元勝雄君）

実際、現在のピンの線形を見たら、これは物すごく金がかかるなという線形なんです。もし今ピンを打っているあれが中心のピンだったら、何でこんなに現在の線形を変えてやらなければいけないような設計をするのかなと思うんです。恐らく現在の道でも、土地改良がその線形とかいろいろ配慮してつくっている道ですから、なるべく金がかからないような、立派な道をつくるような設計をしなければ、何で、現在のピンがセンターラインという仮定で話していますが、なぜこれだけこっち側に寄せなければいけないかという、線形設計測量です。そこら辺も考えて工事をやってもらいたい。わざわざ金がかかるような設計をする必要はないと思うんです。

2番目の亀徳の理容所バロンから学校までの道なんですけど、もう何回もお願いをしてあるんですけど、なかなかやってもらえないんですけど、あそこは亀徳13号線ですか、3号線。実際あそこは朝、立哨してもものすごく子供が通る、車が通るということで、現在、事故が起こったことはないんですけど非常に狭いんです。前にその散髪屋の方をお願いして、協力はできないかという話もしましたが、なかなかいろいろ返事はもらえませんでしたけど、あそこは本当亀徳で一番危険な道路なんです。役場のほうでも、そういう計画を持ってやってもらいたいと思いますけど、どうでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀徳3号線につきましては、勇元議員のおっしゃるとおり、電柱があり狭くなっています。令和5年9月議会のほうでも上がっていましたが、その当時、地主のほうが拒否されたので電柱移転が困難な状況であります。整備については、用地が購入か寄附採納なのか、いや、電柱移転が可能なのかなど、確認しながら検討したいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

電柱移転の場合は、九電に話して、もしそこを改良するなら可能ですという話はもらっています。地主のほうはなかなか話がまとまりませんが、これからも地主のほうと折衝して、こうこうですらかという危険状態を説明してやっていきたいと思いますので、もし地主のオーケーが出たら、早急にやるようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時45分から再開をいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時45分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆様、お疲れさまです。

本日、最後の質問者となります。もうしばらくのお付き合いをお願いしたいと思います。

岩手県大船渡市で起きました大規模な山林火災が11日目ようやく鎮火したようです。大変な被害の様子が連日テレビ等で放映され、東日本大震災に続いての大災害に心が痛みます。被災された関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げるとともに、連日、消火活動に御尽力をされた消防関係者や自衛隊の方々に心から敬意を表するところでございます。そして、今後は、早期の復興を願うばかりでございます。日本はいつ災害に見舞われるか分からない災害列島と言われています。そこで、私たちの徳之島においてもあらゆる災害に対しての意識づけが大切ではないかと認識するところであります。

さて、先月2月9日に第6回母間さくら祭りが開催され、あいにく小雨の降る中ではございましたが、多くの皆様方に御来場をいただき、大盛況のうちに終了することができました。本当にありがとうございました。

こうした特色あるイベント、特色のある地域づくり、まちづくりこそが活性化につながり、引いては、人口減少の歯止めにもつながると私自身は考えているところであります。今後も都会から人流をつくれるように、地域で特色のあるイベントを一丸となって継続していきたいと思っています。

それでは、5番竹山成浩が通告してありました3項目について、行沢議長の許可を得て質問をいたします。町長はじめ、担当課長の明快で前向きな答弁を期待します。よろしくお願いします。

まず、交流人口・関係人口拡大へ向けて、本土在住の出身者の方々へ、本町で開催される地

域行事やどんどん祭り、また、町民体育祭などへの参加交流を企画できないか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

竹山議員の御質問にお答えします。

おもてなし観光課では、郷土愛の旅事業を新年度に予定しています。この事業は、徳之島出身の関東、関西郷友会や郷土会所属の二世、三世の方々を対象に、島を体感できる体験ツアーと、どんどん祭りに参加することなどを条件とした事業となっています。この事業を実施することで郷土愛を芽生えさせ、移住・定住や郷友会、郷土会への参加や、ふるさと納税への意欲につなげるとともに、島のよさを後世へつなげることを目的としています。この事業も交流人口、関係人口の拡大につながると思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

2月16、17日と他の議員さんたちも質問がありましたけど、所管事務調査と代々木公園での徳之島物産展に参加をさせていただきました。多くの徳之島ファンで埋め尽くされ、主催者の発表によると2万人を超える来場者があったとのことでした。その会場へ足を運んでくださる徳之島に興味を持っていただけるということはすばらしいことだと感じるころでした。

また、本会議始まる前に議長のほうからも、郷土会スタッフの皆様への感謝の気持ちを述べられていました。私も同感であります。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

そこで、今、吉田課長がおっしゃった郷土愛のイベント、昨年どんどん祭りにその2世、3世の方が参加されて一緒に交流をされたわけですけど、そこをもっと踏み込んで、郷友会の方々はもちろん、1世、2世の出身者の方でもいいと思うんです。その辺をもっと幅を広げて、どなたでもいいと思うんです。例えば、どんどん祭りの開催に併せて、歓迎ムードを高めてパレードに参加してもらおうとか、それから、地元と交流を広げてもらおうとか、例えば、また闘牛の全島一、4大タイトル、そういったタイトル戦を企画して観戦ツアーを組んでいただくとか。以前、富田議員が提案しました町民体育祭、それを全島一、三町合同でその競技の全島一を決めると。そういった例えば徳之島オリンピック大会として、4年に1度でもいいと思います。各競技での島のナンバーワンを決める、そうした記念大会を企画立案して、それに併せてツアーを組んでいただくとか、そして、徳之島に来てもらうと。そういった企画にどのような補助ができるのか、また予算措置が可能なのか。そこを徳之島へ足を運んでもらえるような企画、事業がないか、その辺をまた企画課長のほうにちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○企画課長（中島友記君）

竹山議員の質問にお答えします。

二地域の拠点事業等の資料をいろいろ調べまして探しましたら、離島活性化交付金の事業のメニューの中に、定住促進事業、交流促進事業というのがありまして、定住誘引事業としては、U I J ターン希望者のための情報提供、次に、交流促進事業の中には、交流人口、関係人口拡大のための仕掛けづくり、今、議員の言われましたように、観光メニュー等のプログラムの作成、当該住民との交流の実施、つながりの構築の推進というメニューがありますので、これは、奄美群島振興交付金による事業でも活用できると考えられます。

今後、おもてなし観光課と連携して、補助金の申請等のほうに進めていけるように、情報の共有を図りたいと思います。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。交流促進事業とかその奄振事業を活用した、そういった事業に、やっぱりそこを取り入れていただいて活用ができればと。そうすることによって、交流人口、また関係人口の拡大につながっていくようなことが考えられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、こうした企画ができれば、航空運賃への軽減や、また、直行便の開設へ向けても足掛かりになればと考えるところであります。

私たち奄美群島に住む人とすれば、奄振交付金の恩恵を受けている現状ですが、最終的には、本土で暮らす群島出身者の方も、学生さんと同様、準住民としての制度化へ向けた形に本腰を入れるべきではないかと考えるところですが、総体的に見て、高岡町長はどのように考えられますか。

○町長（高岡秀規君）

ものの考え方、そして、理念というものは、やっぱり昔の先人に学ぶべき時期に来ているかなというふうに思います。昔は島のお子さんたちが関西、そしてまた、東京等に学生として行くときに、家賃等の負担が非常に大きいことから、奄美の人たちは建物を造って、そこに安い家賃で住ませたり、島の学生たちを応援するシステムが郷土会の中にあったように思います。

この気持ちを行政としてもしっかりと受け継ぎながら、島から出たお子さんたちが郷土会にいかに参加していただけるか、そしてまた、2世、3世が、一度も島を訪れたことがない方たちに、やはり島に馴染み、島を好きになっていただくためには一度は来てもらおうと。そして、郷土会に若い世代が参加していただけるのではないかなというふうな思いで、今、おもてなし観光課のほうから、事業を去年実施したわけでございますけれども、これを拡充しながら、さらに郷土会への活動にも、我々がしっかりと連携を図らないといけないというふうに、今、感じているところであります。

○5番（竹山成浩君）

また、逆に、高岡町長、行沢議長なども、関西、関東への総会とか、それから、運動会、演

芸大会とか、そちらのほうにもまた参加をされて交流を深めていただいているところでありますが、そういったところも、またお互いにこの島と郷土会の交流がずっとつながっていくんじゃないかなと思いますので、非常に、そのところは今後もまた継続してやっていただきたいと考えているところであります。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。

コロナ禍からリモートワークが増えて、在宅でも仕事ができる、そうした働き方の確立も出てきているようですが、現在、都会では、主な生活拠点とは別に、特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方の二拠点生活、いわゆる二地域居住がトレンドになっているとのことです。流行っているという言葉があれなんですけど、こうしたことで、関係人口の増や、さらには移住・定住への促進にもつながると認識するところでございます。

このような取組や施策はないか、担当課長の見解をお願いしたいと思いますが、先ほど企画課長のほうが、二地域居住の件で少しありましたので、それに引き続き答弁をいただけたらと思います。

○企画課長（中島友記君）

竹山議員の質問にお答えいたします。

今、竹山議員からありましたように、全国で二地域居住という生活をされている方が、国土交通省のアンケートで、今、約700万人いらっしゃるようです。主な職種としては、テレワークができるものというものが一番多いようですが、この二地域居住関係人口に係る事業については、各省庁で補助メニューが創設されております。

まず、総務省では、地方への人の流れの創出拡大を図る事業として、二拠点地域関係人口に係る特別交付税の創設、そして、地域活性化企業人の活用の拡充、次に、地域おこし協力隊の制度の拡充、そして、ふるさと未来カレッジ、これは、大学との連携による地域の課題解決に取り組む事業に係る特別交付税の創設、そして、地域経済の好循環付加価値の創造をする事業として、事業承継等人材マッチング、都市部の副業人材と地域企業のマッチングに係る交付税の措置という内容です。そして、ローカル10,000プロジェクト、特定地域づくり事業協同組合、そして、自治体DXの推進では、デジタル人材の確保等の事業の創設が講じられております。

次に、内閣府では、新たな地方創生の施策として、地方創生2.0を展開し、新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設しております。内容としては、農林水産業や観光産業等の高付加価値化、買い物、医療、交通など日常生活に不可欠なサービスの維持向上、デジタル新技術を活用した付加価値の創出等があります。

次に、国土交通省では、官民連携となる特定居住支援法人等による先導的な取組のモデルの形成を支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとして、二地域居住先導的プロジェクト実装事業、空き家対策総合支援事業、これは、空き家の活用事業等です。

先ほども申し上げましたが、奄美群島振興交付金による定住促進事業、交流促進事業、その他、観光庁、農水省においても、二地域居住関係人口の創出という事業のメニューを実施しております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

各省庁で様々な事業が取組がなされているということです。現在、700万人ぐらいの方がおられると、この二地域居住がです。実際に、今現在、都会と島を行き来している私の知り合いも何名かおられます。企業においても、個人においても、様々な意義やメリット、可能性が存在すると思うところがございます。地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費の創出、また、新たなビジネスにもつながり、雇用の創出や関係人口の拡大が図られると思うところがございます。

それで、先日の所管事務調査で要望活動を含めた勉強会において国交省のほうで、奄振交付金の活用事例として、奄美群島誘客周遊促進事業の説明がありましたが、その件に関しては、是枝議員が質問されて、企画課長の答弁もいただきましたので、かぶらないようにしていきたいと思います。

その件に関して1つ、テレワーク勤務の方が対象者になるということでよろしかったですよね。そうした事業も含めて、関係人口を取り込むために、今後試案していく必要があると思うところであります。

誘客周遊促進事業については、国交省も来年度から事業の拡大につなげていくということで、本町においても、対象自治体となって取組に期待したいと思うところであります。

先ほど是枝議員の質問の中で、町長も1人だけではなくて、テレワークで1人だけではなく、家族全員含めてこうした事業に行き来ができるような体制づくりを目指していきたいということを伝えていましたので、そういったところも、またこの事業拡充にもつながりますので期待しているところであります。

そこで、タブレットのほうに画像が添付されていると思うんですけど、その新聞記事に、二地域居住が復興支援でも注目されているとの見出しがあります。二地域居住とは新聞の切り抜きにも書かれていますように、例えば、主な生活拠点、それは東京、別の地域は徳之島町、そして、そこにも生活拠点を設けると。そうしたことで本町に人の流れを生む。これは、能登地震の復興支援での二地域居住が出ていますが、国のほうも地方創生に力を入れているところでもありますので、このようなシステムづくりをつくり上げるために、ホームページ等で情報発信やそれに特化したサイトの構築を目指していけたらと考えますが、課長はどのように考えていますか。

○企画課長（中島友記君）

二地域居住の関係人口に係る施策の例として、町長の答弁にもありましたが、まずは、1つ地域おこし協力隊、そして、あとアドバイザーとかを活用して、新たな若い世代が働く場所や居住できる場所の情報の提供であったり、そういった募集をかけて、先ほど申し上げました二地域居住先導的プロジェクト実装事業等のモデルとして提案してみるのもおもしろい考え方ではないかなということが1つありまして、これについては、若い世代がターゲットになるのではないかと思います。

あと、もう一つは、都会である程度定年等まで頑張っていた方、そのシニア世代という世代の技術や知識を持った方、その中で、特に出身者の方とかで、うまく徳之島と自分の拠点、今生活されている二地域での生活とかというのが可能かどうかといったところです。そこら辺の条件と課題の整理というところが、この二地域の拠点の事業としては難しいところであるかなと思いながら、そういった課題を解決して、今後また徳之島の定住人口の促進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。そうした事業のモデルとして、成功事例をできればつくっていただきたいと思います。

昨日の大沢議員の質問にもありましたが、空き家対策の事業も絡めて、幅広い事業の展開によって、交流人口、関係人口の拡大につながるように、知恵を出し合っていただきたいと思いますところであります。

次、2番目の項目、環境保全の項目に入ります。まず、海岸漂着物の対策についてですが、先月2月の2日に、金見集落の有志の方々の主催で海岸清掃会が開催されました。今年で8回目とのことです。そのボランティア清掃には、村上総務課長や清原事務局長をはじめ、多くの町職員の方々も参加、協力をしていました。中には、小さいお子さん連れや小学生から中学生、高校の野球部の監督と選手もあり、年々海の生態系への影響等に関しても意識が変わりつつあるのかなと感心するところでした。

ただ、ごみを拾うだけの目的ではなく、未来へ向けて子や孫のためにこの美しい海洋資源を守っていかなければならないと強く認識するところでした。

少し前置きは長くなったんですけど、こうした現状を見て、海岸漂着物の対策をどのように捉えているか、担当課長に伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

竹山議員の御質問にお答えします。

海岸漂着物の対策といたしましては、4月から1月までは、県の補助事業海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、町内の海岸漂着物をシルバー人材センターへ委託し、回収を行っています。また、令和5年度より2月、3月はふるさと思いやり基金を活用し、町内の海岸漂着物

をシルバー人材センターへ委託し、回収を行っています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

当初予算にも、海岸漂着物地域対策推進事業の予算が計上されていますが、委託されたシルバー人材センターの会員の方々も、毎回幾度となく海岸漂着物の回収に当たってくださっています。

以前も同様な海岸漂着物に関する質問をさせていただきましたが、その現状、外国製のペットボトル、漁具等を国籍別に集計して、県や国のほうへ要望はできないかと質問をさせていただいたわけですが、今後、関係機関と協議して検討していきたいと答弁をいただきました。その後、どのような回答を得られたのか少し伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

県の担当課のほうには、そういう事情を伝えてはあるんですけど、要望等としてはまだ上のほうには上げていません。

○5番（竹山成浩君）

課長、東北や北海道に暮らす方々は、毎年冬場になると除雪作業に頭を抱えながら大変な思いをして生活しています。言わば、それはもう自然現象であり、その地に居住する方々の宿命でもあると私は考えるところであります。それがどうでしょう。この徳之島だけではなく、奄美の島々はもちろん、全国各地へ様々な国からプラスチックごみが流れている。毎年毎年毎年同じように北風に乗って流れ着いています。減ることはないと思います。これはもう人為的であって、東北地方や北海道の雪とは違うと思うんです。このままでいくと、30年以内には海中のプラスチックの量は魚よりも多くなると言われているようです。海に漂うプラスチックごみが紫外線や波によって砕かれて、小さくなったものがマイクロプラスチックと呼ばれているみたいですが、それが海の生態系を崩していく、そのように言われています。

高岡町長の施政方針にも、海岸線の良好な景観及び海洋環境の保全に努めますと示されているように、ただの海岸漂着物回収と捉えず、未来の子供たちや孫たちのためにと考えて、いま一度、県や国へのこの現状を強く要望していただきたいと思いますが、町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

私も同感であります。そしてまた、海岸漂着物につきましては、何度かその掃除にも参加しましたが、非常にあれだけ多いとは思いませんでした。特に手々地区でした。それで、ある程度シルバー人材センター等に委託しているんですが、それでも追いつかない。また時間がたつと、またそういったプラスチックごみが来るということから、エビデンスをしっかりと写

真等々を撮って、それが外国から来ている漂着ごみなんだと。それをしっかりと対策するべきではないかという要望と、そしてまた、予算の拡充をしっかりと要望しなければいけないかなというふうに今考えたところでございます。

○5番（竹山成浩君）

町長、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。次に、ごみのポイ捨てについて、現状と課題があれば、課長のほうよろしくお願ひします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

ポイ捨ての現状と課題につきましては、以前に比べて減少しているとは感じますが、まだ徹底されていないのが現状です。課題といたしましては、これといった解決方法がないのが実情ではありますが、個人個人のモラルに頼るしかないのではないかと思います。少しでもポイ捨てがなくなるよう、今後も注意喚起、啓発及び看板設置を行ってまいります。

○5番（竹山成浩君）

本町では、各集落において、第3日曜日のボランティア清掃等により、目立ったごみなどは見られず、世界自然遺産登録後に、特に集落内、町中がきれいになっているということを実感しています。また、担当課は違いますけど、県道の車道と歩道間の土手の除草も定期的に行っていたら、きれいになっていると認識しているところであります。

しかし、残念ながら、車中からたばこのポイ捨て、それも火がついたままにたばこのポイ捨てがたまに見受けられることがありますので、冒頭でも述べましたが、大船渡市での山林火災、その原因については分かりませんが、こうした山林火災の原因にもなりかねないたばこのポイ捨ては絶対しないように周知をお願ひしたいと思います。

次に、不法投棄の現状と課題について、あればお願ひします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

不法投棄の現状と課題につきましては、担当職員による定期的なパトロール、保健所においては毎日パトロールを行っています。また、その他、関係機関との合同パトロールも実施しています。

不法投棄は減少傾向にありますが、大規模な不法投棄が令和5年度に亀津地区で1件確認されました。また、レジ袋などに入ったごみを不法投棄していることも確認されています。

不法投棄は犯罪であり、廃棄物をみだりに捨ててはならないと法律で定められていますので、不法投棄がなくなるよう、今後もパトロールや啓発を行っていきたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

家庭でのごみ分別やクリーンセンターへ個人で搬入する場合、申請書が必要であったり、種類ごとに分けて搬入することなどで厳しくなったこともあり、厳しくなったというより、これが当然なのかも分かりませんが、不法投棄が増えるんじゃないかなと危惧しておりました。それほどでもないということで安心しました。ありがとうございます。パトロールも定期的に実施されているとのことですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、タブレットにごみのあれが出ていますか。こうした看板も周知につながると考えるところでありますので、ごみのポイ捨てがなくなるような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

このごみのポイ捨てにも罰則はありますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

罰則はあります。

○5番（竹山成浩君）

その内容まではちょっとお聞きはしませんが、あるということですので、また周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長の施政方針にもありますが、徳之島三町においての共通課題は、ごみの減量化と認識するところです。再利用可能な資源ごみの細分化や生ごみの堆肥化とごみの減量化に向けて取り組んでいただき、ごみ一つない徳之島町を目指して頑張っていきたいと思ひます。

次、3項目め、最後の質問です。

北部地区に建設が予定されている認定こども園についての今後の取組、進捗状況を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

現在、認定こども園につきましては、建設検討委員会の開催準備を進めておりますが、開催に至っておらず進捗はありません。

介護福祉課では、今年度3回の子ども子育て会議を通して、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする第3期子ども・子育て計画を策定しております。その中で、今後の子供教育・保育のニーズ調査を行っております。その結果、報告などを踏まえて、関係課、関係機関と協議、連携を図りながら、先ほどの建設検討委員会の早期の開催も含めて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

たしか3年前ぐらいだったと思うんですけど、旧庁舎の4階会議室で認定こども園の建設についての説明があったと思ひます。その後、新庁舎が完成して、北部の議員のみでの担当課か

らの説明がありました。それ以降、予算の計上ありません。現在の財政とか補助金等の財政面からの厳しい状況ではあると考えますが、早期の取りかかりに期待をしています。現状、場所の特定までは行ってないのでしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

まだ、ある程度の候補は考えておりますけれども、まだ建設検討委員会も踏まえていろいろと議論をしている状況ですので、決定までには至っていないというところです。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

認定こども園は、幼保連携型のこども園ということでお聞きしていますが、現在、共働き世帯やお母さん一人でお子様を育てておられる方もいて、働き方の多様化に応えられるようなすばらしい認定こども園が建設できるように期待をしております。

そこで、3項目めの次の最後の質問です。その認定こども園が新設となると、現在の母間保育所はどのような利活用を考えているのか伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

まだ、北部の認定こども園の建設年度が未定な状況ですので、母間保育所の今後の活用については、もちろんまだ議論がされていないところです。

今後、北部認定こども園の建設年度等が具体化していけば、その利活用等については、もちろん地元の意見も踏まえながら、また建設から40年以上たっているという老朽化の具合と耐震面も考慮しながら、検討、協議をする必要があると思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

まだそこまでは行ってないと。この保育所跡地、まず認定こども園ができれば、保育所はどうなるかという、出来上がってからじゃなくて、同時並行、同時進行みたいな感じで、母間保育所の利活用ももしできたらと思います。

今後、保育所跡を利用した学童保育や、また、室内遊具を設置した子供たちの遊び場としての活用は検討できないかというのをお聞きしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、まだ建設年度が決まっていないので、具体的な検討には入らないとは思いますが、昭和56年度の母間保育所建設というふうに聞いていますので、耐震とかいろんな調査をしながら、今後の利活用、学童保育であったり、また地元で要望とニーズがあると思いますので、そのニーズに応えながら検討していければなとは思っています。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

その認定こども園が完成し、受入れ体制が開始されてからではなくて、先ほどもちょっと申し上げたんですけど、様々な用途に向けて知恵を出し合って検討していただきたいと思うところがございます。

というのは、跡地利用に学童保育を挙げましたのは、学童保育に対するニーズの高まり、現在、母間の学童ペンギン村、学童のペンギン村は民家を利用した施設であります。永年にわたる老朽化、また、受入れ人数の増で、手狭になっている現状や環境衛生面を年に2回ハブを捕獲されているという、そうした環境衛生面を勘案しての要望にもなります。

松田議員のほうからも、関連質問があるようですのでよろしくお願いしたいと思います。

以前、私は、子育て応援宣言をできないかと提言もさせていただきました。町長の施政方針にもうたわれておりますように、地域子育て支援拠点事業、地域における子育て支援事業の充実が、私たち地域に住む人間と保護者、また行政が三者連携の下、成り立っていくのではないかと認識しているところであります。若いお父さん、お母さんたちが子育ては大変、だけど、子供の成長が見られるからうれしいと、楽しいと、幸せだと思われるように、そして、合計特殊出生率日本一徳之島町が、単なる出生率1位ではなくて、今の子供たちが親になり、子を持つ、そうした子供たちの将来を見据えた総合的な見地から、高岡町長の見解も伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

国のほうでも、今、再度地方創生の見直しを行っているところで、予算は増額となっております。まず、子供支援、子育てについての私どもの徳之島町として何をするべきかなんですけども、じゃあ子育て支援をすることによってどういう結果を望んでいるかということは様々であります。人口減少、高齢化が高い中での少子化についてどうやっていくのか、そして、人口をどうやって維持をするのか、イコール子育てではないと私は思っております。

子育てというのは、実は結果的に保育料の無料化、全てそういった軽減措置が取られてきましたけども、出生率は最悪のワーストになりました。そして、人口減少にストップがかかっておりません。よって、無償化がそういった人口減少であるとか、出生率に影響するというのは、やはりデータどおり、そこまでは影響なかったということでもあります。

そして、我々が今一番期待するのは、そういった人口減少で危機感を感じる世代、そういったものの国づくりについて、責任を持って頑張れる人材を育成するのが、私どもの思っている子育てでありまして、それが、2040年、先ほど申しましたけれども、2050年問題というのがあります。そのときには、今の子供たちが我々の年代になっているわけです。ということは、現職でいる今の子供たちに対して、将来、起こり得る課題にどうやって立ち向かっていける人間

性を育てていくかというのが、我々の行政としての役割だというふうに思っております。

よって、仮に無償化になった場合は、その負担は子供たちに来るわけです。医療もそうです。高齢化はどんどん進んで、労働人口は減っていく。結果的に今の子供たちがそれを負担をしなければいけないということを我々は分かっていないといけません。今、楽ではなくて、子供たちの時代に楽をさせようという気持ちで、私は施策を打つべきだというふうに思っております。

よって、プログラミング教育もそうです。そして、今後、防衛であります、そういったことについても、武器を持たない防衛力というのは、私が言うプログラミングであったり、ホワイトハッカーであったり、そういった子供たちが武器を持たないで防衛力をつけるということも必要だろうということからプログラミング教育もしております。

よって、我々が目指す子育てというのは、子供たちが大人になったときに、どういう人間像になってもらいたいのか、なるべきなのかをしっかりと、我々が将来像を描いて子育てに予算をかけていくべきだということですので、しっかりと親子の絆、そして、健康づくりに予算をかける、そして、将来に職業にいろんな選択肢が触れられるように体験であるとか、インターンシップ事業をやったり、そういったことを子供たちが聞いたことがない、やったことがないということがないように、私どもは都会との教育環境の格差を埋めようというふうな努力を今しているわけでございますので、一概に子育てが人口減少であるとか、少子化であるとか、そういったものを防ぐための子育ての支援ではないわけです。子供が将来担う地域づくりでどういった理念、どういった価値観で国づくりをやっていくのかということが重要かというふうに思いますので、実際には我々の親の世代ということからも学ぶべき理念というのがあろうかというふうに思っておりますので、今後とも、子育て支援につきましては、様々な目標を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

○5番（竹山成浩君）

おっしゃるとおりです。期待しておりますので、ありがとうございました。これで、竹山の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月14日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時31分

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 3 月 14 日

令和7年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和7年3月14日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

植木 厚吉 議員

広田 勉 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○4番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

令和7年3月定例会において、4番植木厚吉が通告の4項目について、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の前に、先般代々木で開催されました「第10回とくの島観光・物産フェア in 東京」ですが、天候にも恵まれ、数多くの御来場いただき、大盛況のイベントとなりました。また、年々イベントの認知度も上がり、島の特産品や島の魅力のPRに大きく貢献していることを痛感いたしました。イベントの主催者である関東徳州会や、また関係者方々の今までの御尽力に心から感謝の言葉を送りたいと思います。

そのイベントの中で、東京出身在住の方とお話する機会がございました。

その方いわく「徳之島のパワーはすごいですね。皆様の島に対する思いや、こんな素敵なふるさとがあることを本当に羨ましく思います」との言葉をいただきました。

島のためにと行動できる島人の郷土への思いやそのような概念に、都会で生まれ育った人たちは憧れを抱くのかもしれません。

それでは、質問に移りたいと思います。

1項目め、郷土文化の継承について伺います。

郷土の歴史、文化の一つとして、各地域の名称や、その中の小字などの名称は各集落の成り立ちや歴史、特性などを表すものとして非常に価値が高いものだと考えます。かつては、集落の班分けであったり、そのようなことにも使用されておりましたが、昨今では使用される頻度も少なくなり、若い世代などでは認知度が低下をしております。

地域においては、大切に引き継ぐもの、引き継ぐべきものと考えますが、調査、データ化をし、後世へ残していくことができないかを伺いたいと思います。

○社会教育課長（安田 誠君）

おはようございます。

植木議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、現在各集落における小字名が使用される機会は減少しつつあると認識しております。各集落の小字名は、先人たち、また、集落の歴史が反映されたもので、シマグチの伝承とともに、後世へ継承すべき大切な文化だと考えております。

データ化についてですが、現在、町誌のほうで発行されている民俗編の中で「各集落の場所の記憶」というテーマで、集落ごとに小字名やクムイなど、海岸の名称を一部ではありますが、地図や航空写真に落とし込み、掲載しております。

今後につきましては、漢字で表記されているものが多いものですから、聞き取り調査などを実施し、それを反映した地図などをデータ化して、今年度整備したデジタルアーカイブスに掲載し、町ホームページなどから閲覧できるように展開していきたいと考えています。

○4番（植木厚吉君）

今、皆様の手に資料があろうかと思えますけども、この資料は、大分昔なんですけども、集落の先輩方が取りまとめていただいたものです。地図に番号を振って、その番号の場所はこのような地名であるよということを示したもののなんですけども、広田議員のお父様たちが取りまとめていただいた資料と聞いておりますけども、その当時ですら、こういう名前がなくなってしまうということで、危惧をして、まとめておこうということで、花徳地区ではこのような資料を作ったようなんですが、これを先日からもう少し分かりやすいような地図化にしてやろうということで作成に取りかかっているんですけども、これを見ながら、これは各地域にも恐らくもちろんあることですし、なかなか、このようにしっかり取り組まないと、なかなか消えて、消滅していくんじゃないかと思って、ぜひ、このような各集落で取組ができればと思って提案したところなんですけども、このようなものも集落にとっても貴重な資料となり得ると思いますので、ぜひ集落の協力等もいただきながら、データ化並びに集約をしていってほしいと思うところであります。

また、このようなデータなんですけども、今、相続の登記が義務化されて、都会に住まわれている方が自分の親の土地とか相続する際に、どこにどういった土地があるんだろうとか、分からない場合もあるんじゃないかと思えますけども、その辺、そういった場合で、困ったときとかないですか。税務課長。

○税務課長（新田良二君）

すみません、土地の登記ですね。おっしゃるとおり義務化になってございます。

たまに、うちのじいちゃん、ばあちゃんが残した土地がどこにあるかということで、分からないという状況で、電話をいただくこともあります。

今、地籍が入っていると、地図上に落とし込んで、誰々の土地がここですよということを示すことができるんですが、なかなか地籍が入ってない場合は、その判明が分かりにくい状況

はあります。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

これは農地もしかりかと思うんですけども、やはりもともと都会の方々、名前だけ聞いても、それはどこにあるんだということで、そういった反面もありますし、本当にぜひこのような資料を検討していただきたいと思うところなんですけども、これは集落からというか、地域の方の提案なんですけど、こういったものを学校のほうで地図化をして掲載とかもできないかという意見があるんですけども、その辺もし資料ができれば、学校等での掲示等も可能でしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

学校等の資料活用ですけども、やはり歴史を学ぶということで、総合的な学習の時間、社会的な学習時間でできないか、また、校長会とかで協議していきたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

ぜひ、また、いろいろ地域の協力等もいただきながら、ぜひ進めていけたらと思うところがあります。

次の質問に移りたいと思います。

道の駅から眺望できる三方通岳でございますけども、表記や言葉の難しさもあって認知度が低いところであります。この名称を、山の名称を公募などして、皆様に親しみやすい呼称を命名できないか伺いたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

植木議員の御質問にお答えします。

三方通岳については、徳之島が世界自然遺産に登録され、遺産センターができたことによって、初めて知った方も多いんじゃないでしょうか。遺産センターがオープンして、館内での案内や展示表記も三方通岳で統一しています。まずは来館された皆さんに、この三方通岳を知ってもらい、三方通岳の認知度を高め、定着させることが先ではないかと思っています。

○4番（植木厚吉君）

おっしゃるとおりだと思います。ですがと申しますか、なかなか、その後でもいいですので、道の駅とセットとなる山と自分らも地元の間人も思っていますので、地元の人もちっと親しみやすいペットネームといいますか、それが、ぜひ、つけれたらなと思うところです。

まさに、反対側と言うのかな、寝姿山とか、例えば、プリンスビーチとか、通称といいますか、あるところがあるじゃないですか、そういったところというのは、その風体であったりとか、その歴史が伝わるものでありますから、そのようなものがつけれたらなと思っの提案で

ございました。

次に、道の駅を訪れる観光客の方々から、周辺のお勧め観光スポットや、また、カフェ、飲食店の問合せが多数聞かれております。

各種各地域への誘客を促進するためにも、各集落にある潜在的なスポットの調査やまたそれらをブラッシュアップしていく、進めていく必要性を感じますけども、課長の見解を伺いたいと思います。

○企画課長（中島友記君）

植木議員の御質問にお答えいたします。

企画課では、思いやり基金活用推進事業を用いて、道の駅有効活用計画の検討を実施したところです。

各省庁には道の駅支援メニューという事業がいろいろとありまして、今後、道の駅をどうブラッシュアップしていくかは、指定管理者あと関連課と連携して進めてまいりたいと考えております。

○4番（植木厚吉君）

これ以前からいろいろ取り上げさせていただいているんですけども、例えば今資料の写真を掲載していただいていますけども、これは花徳神社のほうの裏手のほうに、物すごいガジュマルの巨木がございまして、ここ最近少し伐採等をかけて、観光客の方に喜んでいただける場所を造ろうということで、簡易的な整備をしたんですけども、先日道の駅に訪れた観光客とたまたま話す機会がございまして、この周辺にどっかありませんかということで、こちらの場所も紹介させていただいたんですけども、やはり、年々と言いますか観光客のほうも増えてきていますので、そこらを拠点に、近隣、北部地区であったり、その辺に集客と言いますか、誘致できるような流れをぜひつくっていききたいんですけど、なかなか今そこに対する整備も進めてないですし、予算的なものが絡むものなのでなかなか進まないというのは分かるんですけども、以前、畦のサイクリングロードの件を1回取り上げたことがあるんですけども、その後、何か進展と言いますか、今後の何か変化はございませんでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

畦のサイクリングロードについては、公園事業のほうで要望しているところではありますが、まだ、引き続きスライドしているような形になっています。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

せっかくの拠点でございまして、そちらのほうから何かしらの乗り物等で、集落など周遊できるコースはぜひとも造っていただきたいと思うところなんですけども、何か最近はやりの

乗り物といいますか、何か周遊できるネタ、ネタとなりそうな何かアイテムはございませんか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

道の駅を拠点とした周遊コースの検討として、サイクリングコース、また、散歩で歩ける散歩コースとかというのをもともと北部振興室、花徳支所の北部振興室が実施してきた北部地区の町歩きマップや、住民からのまた情報提供、それをまた再調査を行って、先ほど申し上げました道の駅を拠点としたサイクリングコース、散策コースを幾つか造ってみるというのはお金をかけずとも実施できていく作業だと思っておりますので、まずそういったところを進めてまいりたいと思います。

そして、サイクリングコースとかには、また企画課で管理している電動の自転車とかも3台あるというのを確認していますので、それをまた道の駅で有効活用するとか、そういった手法で、道の駅に行けば、こういった散策コースがあるというマップをまず作って、そういったところで周遊できる観光も一つ考えてみたいと思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

やはり、この観光客、せっかく島に触れたいと思って来ても、なかなかメニューが少ないというのが現状なんですけども、やはり集落の中に誘客して、その集落の商店を利用してもらうとか、いろいろな方面にその地域を活用できるような仕組みづくりをぜひ、まだまだ進めてほしいと思うところであります。また、地域で協力できるところは、しっかり協力していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、3番目の循環型農業についてお伺いしたいと思います。

これは以前、福岡議員が取り上げていただきましたけども、Jクレジット制度において、家畜ふん尿や雑草等、また下水汚泥由来の廃棄物で生成されたバイオ炭を活用した方法で、クレジットの認証取得が可能だそうです。

公社化される堆肥センターの経営の一助として、センターでの肥料生産時や頒布の過程において、このような制度の活用ができないか伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

植木議員の御質問にお答えします。

まず、Jクレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。

そのため、現在島内で存在するもので、CO₂排出削減、吸収量など、クレジット創出者として島外企業や自治体などに購入してもらう形を形成していくほうは、十分やっていく方向性

としては考えるべきだと思っております。

しかしながら、取り組むコスト面からすると十分な検討が必要だというふうにも思っております。

今後、企画課等とも話しながら、協議検討を進めていく必要があるのではないかなと思っております。

○4番（植木厚吉君）

この制度も、以前、福岡先輩が取り上げたときに自分も少し勉強してみたんですけども、いろんなメニューといたしますか、あるようで、その中で、バイオ炭というものを見つけたものですかから提案したところなんですけども、今、徳之島町のほうでも、農道の伐採であったり、県道の伐採、また、そのような残渣と言いますか、廃棄物が大量に出ると思うんです。また、松くい虫であったりとか、処理に困るものも多数あると思います。

また、そのような材料などが、このような炭の原料になり得ることは可能ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

個人的見解ですが、十分可能であると思えますけれども、そういう設備を造ると、逆に、また熱量が使うということも計算に入れながら今後事業は進めていく必要があるのではないかなと思っておりますし、また、以前、家畜のふん尿等で提案されてきた企業、団体さんもいらっしやいました。これは5年ぐらい前です。あまりにも事業費がすごく、当時、ちょっと記憶があれなんですけど、5億とか、そこら辺を機械設備ですね、やっていくと、単純にそれだけの施設をやって、なおかつ、そこで、確かにいろいろできるかも分かんないですけども、先ほど御説明したとおり、それにかかる熱量も考えて新しいものに取り組むということを今後はいろいろ検討して分析していったほうが今後のためになると思います。

○4番（植木厚吉君）

このバイオ炭以外にも、そのクレジットの認証等々あるらしいんですけども、このJクレジットの認証の可能性があるほかに何かメニューといたしますか、プログラム等はないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

企画課長のほうも説明があると思えますけども、私のあれでは、今あるものに関して、Jクレジット化ができないかなと密かに考えているものは、さとうきびであります。さとうきびは、てん菜等、さとうきびは、光合成によって砂糖を生成するというふうな形であって、a l i cのほうも、CO₂の吸収力が高いということでホームページ等にも出ております。

そういった意味で言うと、ある意味、さとうきびの増産といろいろ考えられるんじゃないかなとも、ちょっとこれは今後いろいろ調べてからやらないとできないんですけども、そういったものがあると。

何年も前にこうやって、弘前大学ですか、そこのほうの特任教授かが、そういった調査とい

うか、そこら辺をやった経緯ということを、a l i cのほうでも、こうやってホームページに出ておりますので、やはりあるものを増産を計画しながら、それもやっていける。森林も同様だと思いますので、自然を守りながら自然の面積によってJクレジット化するというふうな形でやっていくんで、農林水産サイドでは、そういったものを考えていったほうが今のところ、まず、いいのではないかなと思っております。

○企画課長（中島友記君）

企画課では、今年度、地域脱炭素計画づくりの支援事業という中で、またバイオ炭の有効活用、それについても検討材料の一つだと考えております。

家畜ふん、畜産のふん尿と、あと、さとうきびのバガスと、そういったの堆肥に使えるものと堆肥化されない余剰の分というものをいかに有効的に地域の脱炭素につなげていくかということはこの業務の中で検討しながら、バイオ炭の有効活用。バイオ炭は土壌の改良剤としてもすごく魅力のあるものだという、いろいろ実証の実験もあるようですし、つい先日ちょっと伺った話では、伊仙の農業試験場でさとうきびに施用しているという、実証を行っているということを知りましたので、ちょっと情報提供いただいて、こういった効果が検証されているのかということも、また農林水産課とも連携しつつ、この事業計画に、またバイオ炭の活用も踏まえた地域脱炭素というものの計画の策定を目指したいと思っております。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

昨日、内議員の答弁の中にもありましたけども、堆肥センター等の公社化によりまして、経営の効率化というのも非常に重要になってくるところだとあります。

糖蜜の話も出ておりましたけども、そのような現存する肥料等々の併用等も進めながら、ぜひ効率的な公社の運営をお願いしていきたいところであります。

次に、近年、経産牛を再肥育し販売した肉質が再評価をされ、ブームが到来していると聞いております。今後そのような経産牛の再肥育事業など検討できないかを伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

経産牛の再肥育については、近年赤身の味が評価されており、ブームも来ているように思います。

経産肥育は奄美群島内でも行われておりまして、与論島ではヨロンアイランドビーフ、沖永良部ではキクラゲ牛などが肥育されているようであります。

経産牛は枝肉単価が安く、大体キロ1,000円から1,500円で取引されているようでありますので、また高齢牛になると売れなく、重量が300キロ前後となるため、出荷するだけでは採算が見込めないようであります。ですから、加工、販売まで今後は手がける必要があるのではない

かと思っております。

まず、それとはまた別に、4歳、5歳の若い雌牛を肥育すれば、枝肉重量450キロ前後取れるというふうな考えもありますけれども、現在活躍中の母牛で肥育に向けて牛に、うける牛をやっていくというのは、そういった農家を見つけるのは非常に難しいのではないかなと、が現状であり、ただし、今後も繁殖農家の高齢化も考慮に入れながら、いろんな視点から検討してみたいと思っております。

○4番（植木厚吉君）

ただいま資料のほうで出ささせていただいておりますけども、この肥育牧場は宮崎のほうにあるんですけども、亀津出身の方の牧場でございます。先般、そちらのお店のほうに御招待いただきまして、お肉のほうも食させていただいたんですけども、非常に我々素人には、非常においしく、おいしい肉だと思いながら食べたんですけど、本当に経産牛の肥育というものを熱く語っておられましたが、このランクづけされたお肉じゃなくても、最近その赤身の肉というのも非常に人気であろうかと思っておりますけど、そのような可能性については、町長どのような見解お持ちでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、徳之島町のほうでは肥育の事業をやっておりますが、A5ランクというものも達成しております。離島においてランクづけをしますと一度鹿児島に送らないといけないということで、コストが非常に高いということから、A5ランクを過去に取ったということから徳之島牛ということで、ここで実は屠殺ができれば一番コストは安くできるんですが、今はその体制が整っていないということでもあります。

経産牛につきましても、今言われているのが子牛の価格が、9産、10産の子牛だと少し値段が下がるのではないかなという意見もございまして、それを5産、6産ぐらいで、あとは経産牛に回すとか、そしてまた高齢化に伴い、子牛を預かるのか、母親牛を預かるのか、そういったところを高齢化に対応したもの、それでまた子牛価格に対応したものを、経産牛も含めて、いろんな仕組みができるのではないかなというふうに考えております。

○4番（植木厚吉君）

今回の公社化に伴い複合的な施設が一体化して運用できるメリットが出てくるかと思うんですけども、その中で、今、JA等で、哺育育成センター、また、キャトルセンター等の事例があるようですけども、その辺の今後の可能性についてもう一言お願いしていいですか。

○町長（高岡秀規君）

実は10年ぐらい前になるかもしれませんが、TMRセンターを造るときに、やはり何を目指したかということ、キャトルということも想定しておりまして、種子島と屋久島に視察に行っていました。

そこは成功事例として、キャトルが、預かりが、子牛の価格もいろいろ安定していて、赤字ではなかった。ただ一つ言えることは、人です。そこにキャトルにいる人間がどれだけ愛情を持って子牛の世話をできるかによって大きな差が出てくるかなというふうに、あのときは感じました。

今後は、今、堆肥センター、TMRセンター等々を造っているのは、将来を見据えてキャトルということ想定をした中で、あの場所と事業を行っているわけですので、公社化も将来見据えたそういったところの対応できるようにということで、今、踏み切ったわけですので、当然のことながら、そういったことも高齢化に伴い、しっかりと対策を打っていきたいと思います。

○4番（植木厚吉君）

ぜひ、私も畜産のほうは詳しくはないんですけども、このようなシステムすごい有効な事業じゃないかなと思って今回取り上げさせていただいたところなんですけども、先ほどの肥料等々の件もですが、畜産等も絡めてなんですけども、今回、徳之島町の施設が公社化されるということで、また高城課長も存分に活躍されることを期待しておりますが、今後の展望と申しますか、その辺思うところがあればひとつ頂戴してよろしいですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、キャトルセンター、先ほど町長が御説明したんですけれども、方向性としては、思いとしては、キャトルセンター等については、今、小規模、中規模農家、高齢化が進んで、離農される方もかなり出てきております。そういったことを考えると、2年、3年で、母牛、素牛を育てるのは非常に至難の業であると、先のことを考えると。

ですから、4産、5産、例えば不妊牛等がいたときに、その預かり施設、預かって、そこで治療する。治療して、なおかつ当然受精卵施設もありますし、できれば、また、人気のあるあれには、金額が全然違うんですけれども、例えば種牛を待って、実際自分の体験談で言いますけれど、不妊牛に関して2年間種がつかなかった。むしろ生づけしたら、1回でついてしまう。たまたま生づけしたというのは闘牛の牛で、1産したんですけれども、その後、人工受精をつけると、一発でついたと。だから1回リセットするような、そういう治療の方法もあるというふうな、高齢者に対しては、そういった視点で、また妊娠牛をおろす。当然維持管理の、維持というか、そこまで治療やって経費は提供していただきますけど、これが公社になれば、収益を考えないで返すことができる。いうふうなことも想定できますし、そういったことも含めて、今回公社をこうやって設立しますけれども、こういったときには、皆さんのほうに事前にお配りした中には、恐らく剰余金の分配ができない。要は収益が上がっても、その公社の中でしか設備投資とか、従業員の給与とか、そこら辺しかできないと。また、それが赤字経営で2年間、

資本金終わってしまうと、自然解散になって、そのつくった財産は全て徳之島町に帰属するというふうな、これは今回の公社の種類でありまして、そこをやった上で、最終的には、以前から申し上げているように、公益財団法人を目指すように、公益化を目指すというふうな形ではっきりと提案してありますので、今後とも議会の皆様にも何とか御協力いただいて、これが軌道に乗るようお願いできればなと思っております。

以上。

○4番（植木厚吉君）

昨日の内議員の質問の中にも、畜産が大変疲弊しておるということで、ここが一番の踏ん張りどころだろうかと思います。また、このようないろんな事業等々もありますが、もちろんお金の絡むことですので、なかなかおいそれとできないことは分かっておりますけども、いろんな事例等々踏まえながら、ぜひ有効的な事業は、ぜひ取り組んでいていただきたいなと思うところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

収納業務の効率化についてですが、各種税金、公共料金等納付において、24時間スマートフォンやパソコンで代金の支払いができるPay-easyの導入ができないかということで伺いなんですけども、これ課長と話したところ、既に取り組まれてはおるということで、以前、軽自動車税等が、これがなかった記憶があったので、今回出させていただいたんですけども、その辺の周知も含めて課長のほうから一言お願いします。

○税務課長（新田良二君）

お答えいたします。

これまで収納機関と金融機関との情報の受け渡しは紙や磁気媒体、個別のネットワークを利用して行われていましたが、納付できる場所、収納事務の効率化など様々な課題がございました。これらの課題解決のために金融機関が共同で構築運営しているマルチペイメントネットワークを活用し、各種収納機関と金融機関を結び、その金融機関及び収納機関の間で発生する様々な決済に係るデータを伝送し実現されているサービスをPay-easyと呼んでいます。

お尋ねの件につきましては、令和5年4月から共通納税、QRコードですね、あとeL番号の付された納付書で、地方税お支払いサイトにて24時間365日、いつでもどこでも全ての税目の支払いが可能となっております。

毎年4月に各種税目の納付期限を広報紙でまた掲載しています。このQRコード付きの納付書等についても、広報紙等で啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（植木厚吉君）

収納業務のほうも非常に大変だと思いますけども、このような便利なシステムを活用しなが

ら、後の質問で広田議員がこういう手数料についても話していますが、両側面で、ぜひ、収納率アップを努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

おはようございます。

12番広田が12番目の質問をいたします。5項目についてお尋ねいたします。

まず、施政方針についてですが、今年は40分でした。去年は42分。一去年は44分のあれでしたが、毎年似たような文言の羅列で、数字が少し変わったような状況で、いろいろ書いてありますけども、福岡議員が中身の濃い施政方針でしたと言われましたんですけども、令和7年度の施政方針で一番力を入れている一丁目一番地の事業施策は何でしょうかと、お願いします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

一丁目一番地と言いますと、様々な人たちが住んでいるということで御理解いただきたいと思います。その課その課によって、一丁目一番地あるかというふうに思いますし、第6次徳之島町総合計画が令和4年9月に策定をいたしました。それに沿っていろいろ事業を行っているわけございまして、急に変化するものではございません。よって、同じような文言が変わるわけではございません。当然、幼稚園の教育の充実がなくなるわけでもございませんし、ある程度の文言というものは、さほど差はないかもしれませんが、具体的な事業において、少しずつ変わってくるものだと、重点的に変わってくるものだというふうに思っております。

まず、一丁目一番地と言いますと、当然のことながら人口の減少でありますとか、少子高齢化対策はどうするか、そしてまた今の子供たちが大人になったときに、どういうものの考え方をして国づくりをするのか、地域に貢献するのか等々も含めまして、今やらなければいけないということをしっかりと事業としてやっておりますので、当然、プログラミング教育であったり、われんきゃポイントもそうですし、全ての事業は、全て地域づくりであつたりということで、目的はございます。

そして一丁目一番地ということであれば、人口減少の歯止めと、あと若い人たち、施政方針にもお話いただきましたが、女性、若者、外国人、そしてシニア、そして副業人材等をしっかりと充実させて、島に住みやすいまちづくりをするということでございます。

○12番（広田 勉君）

毎年この施政方針を見てから、一応質問書を出しているんですけども、ここに書かないと、

じゃあ、やらないのかとまた我々から言われる可能性もありますので大変だとは思います。しかし、やっぱり、40分もずっと聞かされると、これはちょっと大変ですので、今年は、また、町長、目を通したのかなと思うぐらいつかかりが多く、朗読がスムーズじゃなかったというふうに私は感じているんですけども、この方針演説というか、この方針、なるべく簡素化にできないもんかどうか。

○町長（高岡秀規君）

広田議員が覚えているかどうか分かりませんが、最初私が就任当時は5分で終わりました。それを、なぜ5分で終わったの、簡素なのかと、それほど簡単で済むのかという質問をされたことを覚えていませんか。（笑声）だから聞かされるんじゃないんですよ。そういった気持ちで聞いてほしくはありません。施政方針の中に含まれる文言の中に、何をもって施政方針の中にうたっているかということを御理解いただきたいというふうに思います。

例えば、子供たちの教育でありますとかということで、具体的には子供の第三の居場所をつくったり、あとタブレットの端末を1人1台を具体的にそれぞれします。決して施政方針に書いてないからやらないということがあるはずがありません。施政方針に書いてあることをしっかりとやるためには、様々な分野で、書いてないことをしっかりと行うということも御理解いただきたいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

ですので、最初言ったように、書いてないとやらないのかと言われる可能性があるということも言いましたけども、しかし、やっぱり、分かりやすく、もう少し簡素化に、方法を、来年はまた考えていただきたいと思います。

2番目に行きます。

母間加工センター、機能性植物加工センターを統合して徳之島町農産物加工センターとありますが、機能性植物加工センターはいろんな人たちが出資したり、あと、シマアザミの納入品の不払い等もあちこちで、私はずっと聞かされているんですけども、そういったものの清算は、統合する前に全部済んでいるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

機能性植物加工センターは、建設当初より町の施設でありましたが、設備機械の一部が以前の業務委託先所有でしたので、町の査定で買い取る方向で、貸付料の未払金を、町への未払金を相殺するなどして清算いたしました。そして施設を返還していただきました。

また、以前そこを借りていた会社団体と農家の問題については、不払いや清算はその団体の問題であり、町としては関知しておりません。そういった意味で、清算のほうは、団体のほうの清算は団体でやるべき問題だと考えております。

○12番（広田 勉君）

いま一つ分かりますけども、加工センターというのは、ヘルシー何とかかんとかでやりましたよね。ですので、それとは分離して、センターというか、建物だけを合併するという意味ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

統合する理由は12月議会の条例改正審議で申し上げておりますけれども、まず徳之島町農産加工センターの管理運営を指定管理または町直営と明確にするために、同じ敷地内にある類似施設である徳之島町機能性植物加工センターの有効利用も一緒に図るために、管理運営を徳之島町農産加工センターとして統合し、管理体制を一本化するという内容の見直しを考えているからであります。

○12番（広田 勉君）

いま一つ分からないですけど、団体は団体で、ヘルシーアイランドの団体は残しておいて、いや、よく来るんですよ。清算は誰に請求すればいいのというふうに、あちこちで来るものだから、それはじゃあ、もしこれが町に合併しましたと聞いたら、じゃあ町にしていいいのかというふうになってくると思うんです。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

まず、施設とそこでやっている会社とは別物であります。そのシマアザミの加工を機能性植物工場、要するに機能性のある植物をやるということで、それをきっかけに、まず町が事業導入して施設を造りました。しかしながら、シマアザミを扱っているヘルシーアイランドという会社は、個人名出して申し訳ありませんけれども、この会社については、会社と農家との取引になりますので、町はあくまで施設、そこを生かすために、その研究とか開発を生かすために、町はその施設を事業として導入して貸付けしておりました。しかしながら有効利用として、これまで利用率が低い、またいろんな意味で機能性のある植物を提案される方がいらっしゃる。そこで利用できないかということで相談を受けまして、結局はそのままいくと施設のほうが悪化して、また活用ができないということで、取りあえず未払金、要は貸付料も発生しておりましたので、それを未払金を清算するというふうな形で、まず向こうの会社が独自で導入した機械を町のほうで買い取りました。その買い取った額と町への払わなきゃいけない未払金、貸付料をある程度相殺して、その差額をお支払いしました。団体のほうにです。

要は、基本的には、農家への未払金に関しては、ヘルシーアイランドのほうに請求していただきたいということです。

○12番（広田 勉君）

合併と書くと、吸収合併、全部、その会社全部取ったのかなというふうな、合併と見ただけではそう思うし、ましてや今まで特許料というのを町がずっと払っているわけよね。そして、払っているんだけど、じゃあ今合併と来た。じゃあ彼らが持っている在庫品いっぱいあるはずなんですよ。そういったもののあれはどうするのかとかいうふうに思うんだけど、じゃあ、今回のこの合併というのは、貸してあった施設をただ取っただけと受け止めればいいわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

この問題につきましては、以前、そういう結論がついていると思います。施設を返還していただくというふうな形で、1年前、2年前に、そこら辺は話を議会のほうでもやっていると思います。施設を返してもらって、農産加工処理、2つの施設があるわけですよ。平成4年にできた施設と機能性植物工場と2つあるわけです。しかしながら類似施設、植物を加工する意味では類似施設ということで、予算は2つにあるんですけれども、それを統合して、町のほうでは管理するという、一緒に管理すると。要は、その名称自体を農産加工センター。農産加工センターとして、1つのものとしてやる。中にある団体とは以前で契約は切れている。町から施設を借りていた団体とはもう既に1年以上前に契約は切れておりますので、その団体が農家と契約栽培したものに関しては、その団体へ請求していただきたいと。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、特許は取れているかどうか分かりませんが、特許申請、何回も金を出して、今まで何年かやってきているんだけど、それはもう町が特許は取るということですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えします。

特許については、これを研究開発された先生と町がシマアザミのために施設、事業、国の事業を使って導入しておりますので、あくまでそこをきっかけとして、それが出ておりますので、やはりはその所有権というか、特許の事に関しては、事業をやった過程からするとやはり徳之島町がある程度それなりの特許の持ち分を取らせていただくというふうにはなっている。

○12番（広田 勉君）

ちょっと時間がないので、これ以上お聞きしませんが、また後でゆっくり説明させて聞かせてください。

次に、地域農業管理施設と農業研修施設を統合して、徳之島町営農センター、堆肥センターと先ほどの徳之島町農産物加工センターの3つの施設を公社化にするとありましたけども、昨日、おととい、公社化のこれは頂いたんですけれども、まだゆっくりちょっと見てないけど、もう簡単にイメージとして、ちょっと分かりやすく説明をお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

まだ全然その中身については決定しておりませんが、まず、これまで業務委託等や町直営によって管理運営していた施設のうち、堆肥センターについては当然 9 月議会、営農支援センター、農産物加工センターについては 12 月の議会です。まず条例改正しております。

今後は、この現在進めている町単独、先ほども植木議員のときにも説明いたしましたけれども、町単独出資である一般財団法人徳之島地域振興公社で、将来的に指定管理ができればというふうに考えております。

農業管理施設、花徳の農業管理施設と奄振でつくった営農ハウス、営農施設に関しては、やはり営農の立場から指導、就労、相談窓口、また土壌分析、関連性が非常に強いものでありまして、従来、管理施設のほうでは、造った当初は、経営診断とか、そこら辺の勉強会もやっておりました。そういった意味ですと、統合して、一つのものとして営農支援をするというふうな形で、研修生もそこで受け入れながら、ここでやりながら、以前の状態で、2つの施設を別々に指定管理を受けなきゃいけないというふうな状況になる。しかし営農支援センターとすれば、一つのものとして指定管理として受けることができるというふうな意味合いで、今後、園芸、園芸のみならず、さとうきびも含めて土壌分析等も含めて、今後将来的にそういうふうな形で公社のほうへ指定管理ができれば、令和 7 年度中にできればというふうな形で、施政方針のほうにはうたっております。

当然同じように、加工センターもです。堆肥センターもそうです。機能性植物工場が先ほど出しましたが、それをやると 2つの施設をそれぞれ別々に指定管理を受けなきゃいけない。それを統合して、農産加工施設として、堆肥センターは堆肥センターとして、そういった意味でやる方向で令和 7 年度には進めていければと考えております。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、公社化にするといろんな人間的なものとか、いろんなものが削減できるとか、そういったものもあるわけですか。今非常に人員をあれして、というのはね、以前、我々が若い頃、公社というのはあちこちあったんですよ。それで大体赤字で、もうみんな大変なことになってたわけ。だから、あんまりいいイメージがしないもんだから、だから、これするとよくなるというようなものがちょっと示してもらえたら。それでちょっと詳しく聞かせてほしい。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり公社に関しては、以前、以前からあって、なかなか経営的に苦しいものがあると思います。いろいろ赤字運営でやっていると。ですから、なおさら、一般財源、町出資の単独出資でやるべきだと思っております。

恐らくいろんなものを見ていただければ分かると思いますけれども、社団法人等が多いと思う。

またいろんなところから出資をもらって、利益を生まなきゃいけないという現状があります。しかし、町の直営に、町が運営しているということであれば、恐らく実際には、やっていること自体が赤字運営だと思います。維持管理していることは。しかし、今の運営だと軽快な対応が取れないということです。身をもって、今、私のほうは、そういうふうに思っていて感じていますし、ですから、一旦、当然人員が減る。予算が減るといような努力はしなきゃいけないと思いますし、収益が出ても、先ほど植木議員も説明いたしたとおり、収益が出ても、その中でしかやらないと。株主分配ない、株はないんで、だから剰余金の分配はできないんです。定款の中でうたってありますし、そうじゃないと公益性が保てない。なおかつ運営が駄目で、2期連続で、出資である、最低出資である300万を切ったときには、自然解散させられるというふうな後ろのほうの部分もあります。ですから、当然、赤字が出たときには、町がてこ入れしなきゃいけないし、当然、こういった加勢をしなきゃいけないし、しなきゃいけないものであって、必要ないのであれば、当然返してもらう。当然赤字が続いた場合は自然的に町のほうに戻ってくるという、運営自体がですね、施設自体も全てです。今のところ考えているのは、従業員、そこでやっている人をそのまま公社のほうで受ける。今はそのまま受けるということですね。その予算も町が計上してでも受けます。というふうな方向で検討しておりますし、これは指定管理する段階で、やはり議員の皆様にも理解していただくために計画書から積算から全てこうやって提案して、理解を得られないとやはりそういうふうな指定管理というのは出てこないと思いますので、そのときに、そういったやり取りを令和7年度にやって最終的に持っていければなと思っております。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、このモチベーションがないよね、従業員の。やっぱり自分で飯を食わないといけないというモチベーションと、赤字でしたら、どっかがまた応援してくれるわというモチベーションで、全然やる気が違うから、だから今まで失敗した公社化というのは大体が、言い方悪いけど、公務員的というふうな考えでやっておられるというふうなものがあつたんじゃないかなうかと、私はもう公社ってあんまり知らないからあれだけど、大体がもうみんな失敗しているんですよ。それとやっぱり、最近またこの公社化がまたはやってきているのか分からんけども、やっぱり、昨日、おとといの瀬戸内町の施政方針演説の中にもやっぱり公社化を目指してとかいろいろあるんですよね。だから、全町的、全郡的というか、全国的にこの公社化の波がまた来ているのかなとも思いはするんですけど、やっぱり黒字出さなくてもいいんだけど、やっぱり自分で食いぶちは稼いでいこうというモチベーションが必要と俺は思うんですけどね。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、施設の種類のな問題もあると思います。例えば堆肥センターについては、生産増量し

て販売までやっていけば収益は出てきます。しかしながら、今の現状の農産加工センターについては、利用者が使う。そこでは収益出ません。維持管理を全然、赤字運営なんで全然出ません。また、農業管理施設、営農施設についても、運営してそこでは絶対収益は出ない。逆に赤字が出て赤字の中でやっている。それを有効活用するためには、先ほどから言うように、自分たちでやるのであれば、やはり新しい取組を率先して取り組まなきゃいけない。そこで収益をやって、維持管理がきれいに回ればよいわけです。維持費が回るようになればいいわけです。そういう努力をさせるために、公社への指定管理。やはり、今のままじゃあ、ずっとこれを、せっかく造ったものは何十年先までこうやってやっていくわけですから。何とか、せめて、こうやって回るような、循環するような、資金が循環するような方法を組み立てていくために、今後こういった必要ではないかなというふうに思って、令和7年に指定管理の方向で検討していくというふうな形で施政方針の中では提出しております。

○12番（広田 勉君）

新しく取り組むことですので、今までどおりというふうなことではないと思いますので、なるべくモチベーションを高めて、何とか自分らで飯食えるような段取りというか、いろんな取組をお願いしたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

次に4番目、水産業では、「種苗放流や藻場の造成等、漁場の生産力向上に関する取組や、漁業の再生に関する実践的な取組を支援する」とありますが、これは毎年同じ文言だったけど、毎年面積が広がっているのか、場所が多くなっているのか、一応どのような状況なのか、進捗状況は。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本事業は、離島漁業再生支援事業を活用して、漁獲量向上のため種苗放流等の取組を実施しております。令和6年度はクエの種苗放流、1,000匹放流を行い、資源の増加を図っております。

効果といたしましては、漁獲量が減少している中、毎年放流を行うことで漁獲量の安定を図

りたいと思います。

面積というか、そういったものについては、例年同じような形でやっているというふうな形であります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

前、イカの産卵用に、シバなんかを巻いて投げておったんだけど、ああいう事業はまだやっているものですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和5年度にアオリイカ産卵設備を6基、イカシバを50基作成し、水中設置作業を実施しております。

○12番（広田 勉君）

次、新たな産業創出と雇用の確保とありますが、今、亀津の町は島外から下請業者がいっぱい来られて、空き屋・民宿等が今、満杯状態と、昨夜、名瀬から保護士の主任が来島されたけど、ホテルが取れなかったと、昨夜は恐らく劇団四季が見えているからもあったと思いますんですけども、やっぱり島の鉄筋工とか仮枠工は頼めるところがないと、会社がないと言われておるんですよね。

あと、板金工も、車の修理なんかも半年待ちとかいろいろ言われるんですよね。だから運転手も不足気味、介護職などは毎週募集がかかっておるような状況であるというふうな状況ですので、新たな産業創出も別にいいことはいいんだけど、これらの職種の育成にももっと力を入れる必要があるんじゃないかと思いますけど、いかがなものでしょう。

○町長（高岡秀規君）

以前は、仕事があれば何とか島に帰ってくるIターンがいるのではないかなというふうに以前は思っていましたけども、仕事があっても来ないということが現実的に起こっています。

なぜかという、恐らく給与の格差であったり、地域の環境の格差であろうというふうに思いますので、今後は、今の人材が不足している職業と、そしてまた、やってみたい職業を提供することも一つのUターンのきっかけになるのではないかなというふうに思っておりますので、今後はしっかりと両方を、人材確保については努めていきたいというふうに思いますし、1年間雇用ということもありますので、その辺については情報もしっかりと共有しながら取り組みたいと思います。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、町長が言われていた出生率は高いけど人口は減っていくというふうなことは、こういうことから言えるんじゃないかなというふうに思います。人口対策においてもやっぱり

必要じゃないかなと思っております。

次に、ふるさと納税ですけども、「さらなる寄附件数の増加に努めます」というふうにありますけども、東京での徳之島フェスタでのパンフレットを配っていると一応気がついたんですけども、見たことはあんまりなかったもんだから、納税サイトの手数料が12%です。

ですので、コマーシャルがよく、テレビで最近コマーシャル出ているなと思っていたら、これ手数料12%、もし寄附金が4億であると4,800万の手数料として支払いせんといかんというふうになっています。もし1万円の寄附の方がおられるとしたら、4,500人分が手数料として持っていかれるわけですね。

ですので、なるべく町へ直で納入させる方法、やっぱりパンフレットに詳しくこうするとか、件数を増やすよりも、そういうふうなシステムのほうが、検討して直で入る方法をいろいろ考えたほうがよっぽどいいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょう。

○企画課長（中島友記君）

広田議員の質問にお答えいたします。

本町においても現在15のふるさと納税のサイトを活用して、ふるさと納税の募集を行っており、寄附額に応じて手数料をお支払いしております。それぞれのサイトで手数料は若干違いもあります。高いと感じられるかもしれませんが、多くの御利用いただいている寄附者様が集まり、利用しやすいサイトを選択していただいているものだと思います。

個人情報に対するセキュリティー面とか、そういったところは、そういったふるさと納税の専門のサイトのほうがやっぱりセキュリティー面とかのほうでは、やっぱりお客様に選ばれているのではないかと考えていますが、本町も独自の納税サイトを一生懸命効果的に見せる努力をしているところではあります。

また、直の納税という申込みについては、インターネット等のお申込みが難しい方からほぼ毎日、役場に電話やファクス・メールを頂いており、職員が対応しております。特に郷土出身の皆様は、昔の島の様子や、島の思い出等を話される方も多く、職員の対応としては、話を聞きながら丁寧な対応をするよう、きめ細やかな対応を心がけて実施しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

課長は、12%は高くないとおっしゃられるんですけども、やっぱり、代々木公園で行われた徳之島フェスタで一応パンフレットをちょっと配りましたけども、パンフレットもこういうサイトがありますといっぱい書いてあるわけ、それはそれで構いやせんけれども、やっぱり直でできる案内もちょっとパンフレットの中にしてほしいと、こうすると直でできるとか、インターネットでどうのこうのと、幾つかのサイトの案内はパンフレットの中にやっているんですよ。

そうじゃなくて、なるべく、主として直をもらえるような考えとか、そういったものを作ったほうがいいんじゃないのということです。

○企画課長（中島友記君）

ふるさと納税のパンフレットには、もちろん徳之島町のふるさと納税のサイトに直接つながるQRコードを掲載しておりますが、議員の言われるように、そこの表記の仕方とか、そこら辺も新しい今後またパンフレットを構成する際には、またそういったことも検討したいと考えます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

予算計上だけでするのであれですけども、やっぱり手数料として4,800万。4,800万というところと私は感じるんですけども、これをどれだけ減らせるかと、直でもらうようにして、それを考える必要があるんじゃないかなと私はずっと思いますので、また検討してください。

次の7番目の、今年度からシニアカーの助成制度ができるようですが、免許返納の促進にもなると思うが、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

介護福祉課では、令和7年度から高齢者の経済的負担の軽減、高齢者の自動車運転免許証の返納対策、また、外出時の利便を図ることによって福祉の増進に資することを目的としまして、シニアカーの購入費助成事業を実施します。助成金の額は、シニアカーの購入費用の3分の1以内で10万円を限度とする予定です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

上限が10万ということですね。大体あれは40万か50万ぐらいするんじゃないかな。

免許返納しなくても、購入しますと言えばいいわけ、どうするの、申込みなんかは。

○介護福祉課長（廣 智和君）

今の予定では65歳以上で、もちろん免許返納者もですけども、あと障害を持っていたり、不便であるということを書いていただければ、申請書のほうで受け取れば助成するということになります。

○12番（広田 勉君）

元気な方は駄目ということ。元気な方というか、車も、例えばうちのおやじなんか90までずっと乗っておったんだけど、別に障害でもなかったし、何歳ぐらいから乗っておったんかな、七、八十ぐらいから乗っておったんかな、そういう人たちは駄目ということ。

○介護福祉課長（廣 智和君）

高齢者、多分乗られたタイミングも、ちょっと足腰が痛かったりとか不便を、遠くに行くのに不便を感じているということもあると思いますので、特に免許証返納だけにこだわると、やっぱりそういった方も対象にならないので、ある程度はちょっと高齢の方。元気な方は多分、もちろん自分の足もありますし、運転もできるでしょうから通うと思いますし、あまり免許証返納だけにこだわっているわけではございません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

今年の元旦から同級生が事故で亡くなっているもんだから、人ごとじゃないんだけど、昨年の運転免許の自主返納件数は42万7,914件で、前年度より4万4,957件増えたと、75歳以上の返納したケースは全体の約6割で、26万4,916件で、75歳未満が16万2,998件だそうです。

ちなみに、昨年末時点で75歳以上の免許証保有者が789万7,762名、今年は、我々の昭和25年代が75歳になりますので、恐らく五、六十万の免許保有者が出てくるんじゃないかなと思いますんですけども。

都会ではいいとしても、やっぱり地方離島では交通手段がなかなか悪いもんだから、80、90までどうしても遠くへ移動するとなると必要になってくると、それでも亀津から出ていなくてもいいやと思う人たちは一応自主返納してシニアカーで行けると思うんですけども。

やっぱり、こういう状況でありはするんですけども、この制度ができれば、もうちょっと皆さんに広く告知して、なるべく事故のないような町にしてもらいたいというのであります。

我々もだんだん運転が慎重になっていきますので、ぜひこれを詳しくまた広報でも載せて、こういう制度がありますと周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に8番目、「農地中間管理機構を活用して、担い手や新規就農者等に農地集積を図ります」とありますが、制度ができて、すぐ私は参加したので、花徳の2か所は団体として承知しておるんですけども、ほかに何か所あるのか。これ非常にいい制度でありますので、ぜひ増やしていただきたいなと思っていますので、毎年何団体が増えてきているのかどうか。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

広田議員の質問にお答えいたします。

農地中間管理機構、通称、農地バンクといいますが、農地バンクを活用して担い手に集積を図った人数・面積は、累計で108人の約162ヘクタールです。新規就農者に集積を図った人数・面積は10人の約9ヘクタールで、10集落となっております。

今後につきましては、未実施集落もありますので、集落座談会や会合等で農地バンクの普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○12番（広田 勉君）

これは、畑総とか、そういうものが終了したというのが条件でしたでしょうか。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

そうですね、基盤整備とか、ちゃんと分かる地籍とか入ったところが主なところになっております。

○12番（広田 勉君）

私は大分前にこれ、一応最初の契約団体というかな。ただ、金の受渡しが、今までは個人からもらっていたのが、今度は機構からもらうようになっただけのちょっと金のもらい方が変わっただけで、ほとんど変わったことはないんだけど、その後の人たちは、貸す人にまた補助金があるわけよね、幾らか知らないけど。

それで、その補助金ももらって貸せるということですので、非常にいいなと思っているんだけど、今、まだそうなっていますか。

○農業委員会事務局長（白坂貴仁君）

先ほど広田議員がおっしゃいましたかねてこの事業を使ったというところなんですけど、この事業が機構集積協力金交付事業といいまして、集落で事業を行って、集落に交付される交付金となっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

たしか貸す人の個人にもあったような感じしたけど、なかったかな。二、三回ずっと会合を開いて、次にする人たちはやっぱり十五、六万ぐらいの補助金があったようなことを聞いたんだけど、分からなければいいです。

これは、やっぱり説明して、非常に、貸したおかげで農道の補修をする補助金が出てきて、ある程度、少しだけだけど、舗装をしたりしておりますので、なかなか耕地課が舗装しないものだから、自分らでこういう金を使ったりしてやっているところがあるんですけども、もっともっとできるはずですので、ちょっと広めてもらいたいなと、頑張ってください。

次に、ふるさと留学生についてでありますけども、2年前でしたか、与論に研修に向かう船の中で、学校が休みでもないのに親子が船に乗り込んできたと、帰りにまた与論から一緒に乗り込んでくるので、何をされているのの一応聞いたら、子供の留学先を探していると、徳之島とか与論とかあちこち子供を連れて見て回って歩いているわけですね。

昨年はうちの姉とその娘が、自分の息子、1年生の息子を連れて、自分の都合で学校休まして連れてきておったんですけども。花徳小学校でみんなが頑張って勉強しているのを見せたりしたと、娘自体も、昔、じじ、ばばのところから花徳小学校にずっと1年か2年歩いていったものだから、だから自分の母校を見せたかったのか、または息子への将来の布石なのか、よう分からんけども、一応花徳小学校を案内していると。

ここ、手々でのふるさと留学生というのは、いつから始められたのかと、導入の意義、制度はどんなものであるかということをお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

まず、いつから始めたかという質問ですが、手々校区は平成7年度に募集し、平成8年度から受入れを実施しております。山校区においては平成28年度より募集し、平成29年度より実施しております。

意義ですが、本町において過疎化が進む北部地域において、少人数・複式学級のある小規模校において本土からの離島留学生を受入れ、学校や地域の活性化を図ることを目的としております。

また、奄美群島の豊かな地域文化に直に触れることで、島に愛着を持ち、第二のふるさととして島に関わることに對して、長期的な視点に立った支援を行い、この支援により本土と離島住民との交流促進を担う人材の育成、将来において奄美群島の地域貢献、産業振興に資する人材を育成することを目的としております。

制度といたしましては、地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する児童生徒、豊かな体験と思い出づくり等により第二のふるさとを求める児童生徒、小規模校での学習を希望し、向上心のある小学1年生から中学3年生を、山校区、手々校区で受け入れることとしております。以上です。

○12番（広田 勉君）

令和4年度からの施政方針に、親子留学制度の導入の記述がありますが、これは宇検村の阿室小中学校がその前から導入していることと同じ制度なのかな。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

内容的には同じと思われますけれども、各市町村においてもこのような事業を行っております。補助内容や住宅環境の整備等では若干違いがありますが、内容等は親子留学に関してはほぼ同じものであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

当時、阿室小中学校が始めた頃に、子供さんが大分増えたというふうな新聞、あれがありましたけれども、この徳之島、手々でやっていた預かりを個人でなく、寮にしたのはいつから、その理由は。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

寮といいますか、ふるさと留学センターのことですけれども、それに関しましては29年に開始を行って、平成30年度から行っております。その理由といたしましては、里親の高齢化が進みまして、受入先の確保が難しくなったため、センターを実施しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この受入れが難しいという理由は、どういう理由があるか分かりますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

子供を預かる里親の方々が高齢になりまして、預かってくれる家が少なくなったということです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

もう少し詳しく聞きたかったんだけど、これは高齢化もあるんだけど、そうすると食事が違ってくるのよ、子供の食事と我々年寄りの食事が。それで預かれないとか、これは、そういった理由は戸円が最初始まって、戸円があっぷあっぷしているときに1回行ったことあるのよ、戸円のほうへ。そのときに、こうこう理由で預かれないと。

もしくは、彼らはたまたま来ているもんだから、夏休み、冬休み、家帰りたくなくて、ここで遊びたいわけよね。しかし、預かるほうは休みぐらい帰ってのんびりしたいわけよ、その預かるほうはね。そういうこととか、いろいろかみ合って、戸円のほうも、もうすぐしたら駄目になるよという時期にいろいろお話し聞いたことあるんですよ。

恐らく、手々もそうなるんじゃないかなというふうなあれしておりましたので、やっぱり寮のほうにしたほうがいいんじゃないのと、親子留学したほうがいいんじゃないのとかいう話を1回したことあるんですけれども。やっぱり、物すごく人の子を預かるというのは難しいのは難しいですよ。

次に、令和5年度の奄美らしい離島留学推進事業補助金、これが、5年度は310万6,000円ですけれども、今年の7年度は797万8,000円の計上がされております。ここ10年の留學生の推移と、補助金が2年前に比べて倍額になった、この違いをちょっと。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

留學生に関しましては、手々校区、山校区合わせて1名から6名程度となっております、また、留学センター完成後は2名から6名となっております、年ごとにですね。

また、補助金の増額の理由といたしましては、親子留学制度というのが新たに発出しております。奄美らしい留学推進事業の中には、ふるさと留學生、そして親子留學生の二種類がござ

います。その中で、令和7年度に関しましては親子留学生の予算のほうが970万円を予定しております。なぜかと申しますと、それに関しては修繕費、そういったものも含まれております。以上です。

○12番（広田 勉君）

今年の補助金のあれを見ましたら、委託料、6名、月3万5,000円、本人たちがどこに帰るか分かりませんが、一応帰省は年4回かな、夏休み、冬休み、往復2回、6名で140万の計上をしていますけども、非常に手厚いなと思ってはおります。

この留学期間というのは1年間が基本ですけども、延長というのはあるものか、どうしたら延長できるものか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ふるさと留学の延長につきましては可能です。申込みにしましては、再度申込みをしていただきまして、その他の応募者と同様に、学校・地区代表の方と一緒に検討を行いまして決定しております。最近では令和3年度と4年度に継続した件がございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ここに三島村のあれがあるんですけども、1997年から受け入れて、山村留学、しおかぜ留学の寮を竹島に今度増築すると、三島村の児童生徒が3島の4校で68名、25年3月現在ですけどね。しおかぜ留学生が約25名占めているらしい。

竹島学園の児童生徒9名のうち、6名が留学生であると、こう見ると、応募は年々増えてくると思うんですけども、現状はそうであるのかないのか。また、徳之島町での募集人員の限度というのがあるのかないのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

募集に関しましては、ここ二、三年では平均して15名前後の方が募集しております。また、電話等では結構問合せ等がございます。

今後の状況ですけども、やはり受け入れる側、親子留学と、ふるさと留学がございます。ふるさと留学に関しましては受け入れる側が高齢化によってなかなか受入先が見つからない。留学センターのほうも枠が決まっていますので2名から4名までしか受け入れられないということでございます。

別に令和7年度、来年度に向けましては親子留学のほうに申込みがございまして、今年度に2世帯6名の方が親子留学で徳之島のほうにいらっしゃいます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

予算的には手々と山だけですか、学校として。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ふるさと留学に関しましては手々校区と山校区、親子留学に関しましては亀津、亀徳以外のほかの学校にはできます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

亀津が出てきてびっくりした。

募集に関して、学校教育課が募集・面接・採用・割振りとか全部されると思うんですけども、鶏は、卵からふ化すると、一番最初見たのが親と思ってくっついていくらしいんですよね。つまり、教育課として採用というか、あれはしたけど、預けっ放しと、そういうことではないのかなと思って、課の担当課としてどのように関わっておるのかどうか、ないのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校教育課の対応といたしましては、学校、里親、センター長、地区の実施委員会代表に、学期ごとに評価をつけてもらっております。また、双方の評価もつけています。留学生、留学センター、実親へのアンケート、その他の学期での感想などを行っております。また、心配事など、各項目の意見を頂いております。

実親に何かあったときにもすぐに連絡を取る体制をしております。ここ最近では留学センター長と教育委員会で面談をして、最近の子供たちの状況を確認しております。また、留学センター、また、里親に関しまして、里親の子供たちに関しましては、教育委員会のほうから数名で学校のほうへ行って面談もしております。

計画ですけども、令和7年度には臨床心理士による面談も計画しております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、鶏じゃないんだけど、一番最初関わった人たちが、またいろいろ声をかけてくれたりすると非常に安心するんじゃないかなと思いますので、その辺、気をつけてというか、あれをしてもらったらいいなと思っております。

今までも、留学生がおっても、四十何歳ぐらいになるんじゃないかな、最初来たお子さんは。そういった人たちの声とか、今の子供の預かりとか、そういったものの声を聞いて、反映しているのかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

留学生との面談を通して、意見を聞き状況を踏まえた上で、里親、留学センターへ通知をし、反映できるように対応しております。また、留学を経験した子供たちが徳之島のほうに訪問してくる例もあります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

次の、今行われている留学制度の課題は、先ほど戸円の話をしましたけども、課題は何があるものでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

課題といいますと、親子留学に関しましては、住宅の確保が一番の課題となっております。地域の方と空き家等を紹介していただいておりますが、なかなか条件が合わなかったり、そういうことで親子留学が難しいこともございます。

また、ふるさと留学に関しましては、学校、里親、留学センター、地域の方と、実親など、たくさんの方が留学に関して関与していただくための信頼関係の構築が課題となっております。こうしていくために、学期ごとに評価をつけていただき、先ほど申したように評価をして、里親と密に連絡を取っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

次に、徳之島学についてですけども、ある天城の方から、よくできた本なので手に入らないかと連絡があり、郷土資料室から買って持っていた覚えがありますけども、大変よくできていると思います。

これは、主に子供が使う副読本ですので、慎重にも慎重を重ねて、必要があるんですけども、よくあるミスですけども、43ページのシキント一墓のところで、1769年に横目として着任、1755年に亀津村で死去したと、「死去したほうが太郎左衛門の墓もあります」とあるんですけども、着任の前に死去することはないだろうと、本文を見たら、やっぱり1775年の間違いであつたのが分かりはします。

しかし、やっぱり、子供に見せる本ですので、これは訂正、即すべきと思うけど。

○社会教育課長（安田 誠君）

議員もおっしゃるように、町史簡易版の徳之島学へのいざないの43ページについては、1755年ではなく、1775年の誤りでした。校正については万全を期していましたが、このような記載誤りがあつたことをこの場をお借りしておわび申し上げます。

学校のほうに配付してありますので、その対応といたしましては、正誤表を作成いたしますし

て、学校のほうにまた配付したいと思います。また、一般の方でも購入された方もいらっしゃると思いますので、ホームページ等でまた正誤表で案内をしていきたいと思います。

○12番（広田 勉君）

問題は、41ページの掟大八目の欄であるんですけども、課長がこの本の関わりをあまりしていないと思うんですけども、大丈夫かなと思いながら。

この島口の難解度、難しいね、どれぐらい難しいかというものを説明するのに、このムイをよく使います。ずっと奥のほうもムイ、穴もムイ、兄貴もムイ、目もムイ、この大八目という、このムイは兄貴とすべきだと私は思うんだけど、切れ目とか流し目はあるんだけど、大八目というのはどんな目なのかなと。

○社会教育課長（安田 誠君）

お答えいたします。

おっしゃるように、ムイは、ムイだといろいろあると思うんですが、今回町史を編さんするに当たりまして、今回の掟大八目のところの項目を作成するに当たりまして参考としたものが、徳之島町史という文献がありまして、その中で掟大八目のことは目で表記しておりましたので、根拠となる資料がそれでしたので、資料で表記されているものを引用いたしまして、目で表記しております。

○12番（広田 勉君）

前指摘したときも、副町長は「以前から使っておるというので、今回も使いました」というふうなことを言っているんですけど、そしたら、今回の歴史書というのは、町長。改訂版でしょう、復刻版だったら構わんですよ。前から使っているのを使って構わんけど。

改訂版というのは、改訂と改定の2つ、同じ「かいてい」も2つあるんですけども、これも意味が違うんですよ。同じ「かいてい」でも。恐らくこの改訂のほうなんですよ、今回は。定めるというのは、水道料金を改定するというときには定めるを使うわけ。漢字には一つ一つの意味があるんだよ。そういう意味で、こういう目を使ったら駄目なんよ、本当は。私はそう思う。

前言うたのは何かというと、カミィヅムィ、あれを鹿児島の人には森にしてあるわけね。確かに、ムィと言ったら目に聞こえるわけよ、鹿児島弁の人たちは。ですから目にしたと、確かにそう思う。

先ほど植木議員が、ずっと地名を書いてあったんですけども、あの中でもやっぱり、あれっと思うところはあるわけよ、方言と漢字の当て字がね。そして、あれだけ当てなくちゃいけなかったから、我々みたいなやつは、てげてげでいいよといって、目にしておこうというふうにする人もおったかしらん、我々みたいな男がおってね。

それで、やっぱり改訂版ですよ、町長ね。やっぱり、今の子供たちに分かるようにしない

と、だから、中区の隣にカミィヂムィというので、亀津の森と書いているわけよね。町の真ん中に森があるもんね、森は林の奥にあって初めて森なんだよ。それを言うたら、いや昔からこの森を使って、確かに使っておる。昔の江戸時代のあれに森と書いてある、木の森、書いてるわけよ。

しかし、当時も言いましたけども、島口でムィというのは、これを混合して、これをムィというのよ。もしくはクゥームィ、子供を守るね。この守るか、酒盛りの盛かどっちかを当てるのが、そういう話合いをするのがこの改訂版だと俺は思って、前の議会でやったわけですよ。

だから、あなたに言うてもしょうがないけど、やっぱり分かるようにしないと、足一つでもね、足りる足と、飛脚の脚の脚、意味が違うのよ、使うところに。これだけ日本人というのは、明治以降、外国から言葉が来たものだから、当てはめるのに一生懸命漢字を作ったわけ。

今、中国で6割方日本の漢字を使っていると言われてるんです。ほとんど日本の漢字らしい。それだけ日本人というのは作ってあるわけよ。意味が、その漢字見ただけでどういう意味か、だから大八目とって、目といたら、どんな目なのかと、どれぐらい大きい目なのか分からんがね。だからね、そういうふうに取りられないためにも、このムィというのは、やっぱり相談すべきじゃないかと思ったんだけどね。

シューのときでもそうだった。あるとき言ったのは、ムィとシューを言うたんですよ、皆の衆、これは主をシュというのよ。大きい主をフッシュというのよ、それを伊賀の衆、甲賀の衆みたいに皆の衆を使うもんだから、そういう一族がおったのかどうかというふうにするわけよね。

だから、物すごく漢字を、鹿児島の人たちが当てで書いたから、当て字であるのは間違いないんだけど、しかし、改訂版を出すときには、やっぱり必要じゃないのということで前回出したんだけど、またやっぱりこの目で来ているから、ちょっとこれ、子供たちには訂正していただきたいのと、全部を訂正せえと言わんけど、これはちょっと子供たちに見せるのは、見て分かるようなものにしてもらいたいと思うけど。

○社会教育課長（安田 誠君）

広田議員がおっしゃることはよく理解できます。分かりやすい兄という字を使ったほうがいいと分かりますが、今回、徳之島のいざないについては、改訂版ではなく、簡易版という位置づけで考えているものですから、やっぱり町史で使用している目のほうを使用させていただいています。

また、今現在、私どものほうでいろいろ調べてはいるんですが、この兄という字を表記した文献等が今確認できておりませんので、今後、その文献等が発見された場合には、改めて増刷する場合とかでは、両方を表記する形で対応させていただけないかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、我々の年代は方言が分かるからいいんだけど、大体、この年代になるとちょっと分からないところが出てくるわけよ。

きちっとして、漢字を使うときは、やっぱり漢字というのは非常に有効なものであってね。平仮名だけで手紙が来てごらん、読むの大変やで。ここに漢字を入れるから意味が映るのよ。そういう意味からいうても、正しい漢字を使って、意味が映るような文章を作らないといけな
いと、私はそう思っております。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中島企画課長より、午前中に答弁した内容についての訂正がありますので、お願いいたします。

○企画課長（中島友記君）

ふるさと納税の納税サイトの件で、広田議員から一般質問があった件で、代々木でお配りした資料パンフレットが2種類ありまして、道の駅徳之島とふるさと納税を紹介したものと、ふるさと納税を紹介したもので2種類ありまして、私、ふるさと納税の独自のサイトにつながるQRコードがあると答弁いたしましたが、ふるさと納税独自のサイトというものはありません。理由としては、個人情報の流出、そしてサイトの維持管理費用の懸念があって、現在、独自のサイトというものはないということです。訂正します。

○12番（広田 勉君）

午前中の、その「目」も間違いとは私は言いませんけれども、やっぱり例えば、この議事録にしても、「議長、行沢弘栄君」と書いてあるけれども、これに「行沢弘栄目」と書いたらおかしいと思うでしょう、やっぱり。答弁に「福岡兵八郎目」と書かれると。だから、分かるように、兄とかそういうふうにしてくれと言うだけであって、そういう話し合いを徹底しないと、前の人が書いたの、これ絶対に書き直すの、これ大変なことなんです。個人の意見ではこれなんか通らないから、こういう改訂版のときに全部で話し合っ
て直そうやという話にしていけないといけ
ないから、前も話したし、今回も取り上げたということです。

それともう1つは、やっぱり今言った議事録の中で、何々君と書いて、あの「君」要らないってもう括弧づけしてるから、もう抜きにしてい
いと私は思ったんだけどね。まあまあそれはいいとして。次、行きます。

避難所のトイレについてであります。避難所のトイレが去年は2つできたように聞いてます。ちょっと見に行く予定にしていたけど時間がなくて行けなかったんだけど、また今年も計画があると。中区の高千穂神社が、今、避難所に指定されておるといふには聞いております。徳之島町の有形民俗文化財にも指定をされております。今、亀津の有志の方々が継承地としての整備を、高千穂神社周辺をずっと今やっておられるみたいですが、町としてもトイレの改修に少しは協力できないもんかどうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

これまでトイレの整備につきましては、高台の避難場所であり、その場所が町有地であることが前提の上に計画、設置してきました。令和7年度計画しています山集落の緊急避難場所につきましては、個人名義であります。所有者から町へ寄附採納の申出がありましたので、現在、登記手続を進めているところでございます。

亀津の高千穂神社につきましては、防災計画としては緊急避難場所としては指定されておられません。ですが、高台ということもあり、近隣の住民の要望等があれば、緊急避難場所として指定するよう防災会議のほうで諮り、検討していきたいと考えております。

○12番（広田 勉君）

これはずっと、この間から有志の方々が集まって募金を集めたり、いろいろしている会議で、避難場所でないと思っただけでされているように聞いたという方がおられましたので、しかし、これは徳之島町は民俗文化財には指定してありますので、やっぱり物すごくきれいに今、整地しておりますし、町民も行かれるんじゃないかなと思いますので、全てを出せというわけじゃないと思いますけれども、ある程度、要望が来ると思いますので、協力をひとつお願いしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

トイレ整備につきましては、設置場所ですとか面積、また土地の名義変更などについて、今後、協議も必要になってきますので、またその後、検討を進めていきたいと思っております。

○12番（広田 勉君）

いろいろ行財も集まっておるようではありますが、トイレというのはちょっと金もかかることですので、避難場所としても非常に立地としてもいいですので、整地しておいてもいいんじゃないかなと思いますので、前向きにお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームの増床についてでございますけれども、以前も要望いたしました。当時の課長は、ベッドの不足はないという見解でしたので、しかし、私はその前に聞いておったけれども、徳寿園、天寿園、仙寿園、南風園、全て待機者が、名簿待機者がおられたと

いうふうに覚えているんですけども、とにかくあれから入所者も増えてきていると思うし、おとといの南日本新聞に、施設入所待機の障害者数ということで、自治体38%把握せずとの記事もありましたので、今、徳之島町でも私はベッドが必要と思うので、県へ最低20床の増床を要望していただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

昨年度、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定しております。その中で、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設ということなんですが、令和4年度から令和8年度までは月68人の予定者数横ばいの推移で利用見込みということを出しており、そういったことから改めて計画の中でも増床の予定は今のところないということでございます。以上です。

○12番（広田 勉君）

不足していると思いますか、いないと思いますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

担当者のほうでこの質問に関して、三町にある特別養護老人ホームの待機者数を調べてもらっております。徳寿園23人、南風園が55人、天寿園が20人、仙寿の里については施設の都合で少しベッド数を減らした状態で運営しておりまして、最近、受入れを再開したというふうには聞いております。けれども、この担当者の調べというか、話の中では、その待機者の中には既に亡くなった方とか、他施設に入所している方も含まれておりまして、また申請しているんですけども、まだまだ申請しているんですけども自宅でまだ過ごせるということで行っていないということみたいです。そのような中で、緊急的な人は徳寿園でもすぐに入れるとか、聞いた情報、いろいろ調べた中では、やはり逼迫している状況ではないというふうに捉えています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

逼迫はしていないけど、足りてもいないという認識でしょうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

どちらかというと、足りているという認識でございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

待機者は大体何名と聞いていますか。私は今回、ちょっと聞かなかったんだけど。

○介護福祉課長（廣 智和君）

先ほども答弁いたしましたけれども、徳寿園が現在23人、南風園が55人、天城町の天寿園が20人、仙寿の里については再開しているので、今、まだちょっと把握しておりません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

特老を希望するという意味、分かりますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

介護認定が3以上ですね。やっぱり非常に介護度が高い方が入所するというふうになっております。

○12番（広田 勉君）

入る資格はそうなんですけれども、これ金銭面が多いのよね、やっぱり特老に入りたいという人たちが結構いらっしゃるわけですよ。23、20、54とか、こういう待機者がいらっしゃると言いましたが、これ重複しているのが多少あると思っておるんです。でも、それでもやっぱり待機者がおるということは、やっぱり入れてほしいと。まあその待機者というのは3以下かも分かりません。しかし、また今、言ったように、待機者の中で亡くなった方もいらっしゃるというから、そういうことがないようにね。20はこれに、後で言いますけれども、20は、県は出さざるを得ない部分があるわけですよ。あと20増やしたら何とかかんとかいけるんじゃないかなと、私は個人的には思うんですけどね。特老のベッドと、ほかのあるベッドとは、やっぱり料金が違いますので、その辺はやっぱり加味して、ある程度、特老のベッドを増やすと、20ぐらいは増やすというふうな方向で頑張っていってもらいたいんですけどね。

○介護福祉課長（廣 智和君）

特別養護老人ホームにつきましては、改めて県の認定等も必要ですので、今、9期ができている中ですので、今後の増床等についてはまた10期のほうで必ずまた計画に乗せて協議をしていかないというところなので、またそういった中で議論して、増床であればその中で必要であれば、またその計画の中に盛り込んで、また協議をしていくということになると思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

最近ちょっと行ったことないんだけど、やっぱり島の人で、大和村の大和浜にも入っている方がいらっしゃったんですよ、また瀬戸内のほうでも入っている方がいらっしゃったりしておったんですよ。お見舞いに行ったこともあるんですけども、やっぱり島の中でなるべく希望者が、全てを入るとはできないんですけど、やっぱりあと20ぐらいはこれだけ数を見たら必要だと思いますし、課のほうとしてもやっぱり必要という認識がない限り、これ増えないんですよ。

前の課長も、いや、不足していませんという一言でしたのでね、そういう認識でいいのかな

と思いながらずっとおるんですけど、やっぱり一般町民としては、やっぱり欲しいわけですよ、ベッド数がね。そういった意味で、県のほうも何年前でしたかね、あの伊仙町の仙寿園が30から50に、20増えたんですよ。その次に1,180ベッドぐらいでしたかね、増床したんです、大分前に。それからほとんど県のほうもなかなか厳しいみたいで、ベッド増やしてくれないんですけども、やっぱりこれ課長がその不足と認識せん限り、これ増えもしないし、いけませんので、もう一回、勉強していただきたいなと。なぜ必要なのかというのを、もうちょっと研究してもらいたいなと思いますけど。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、やはり計画の中で話していく中では、また関係機関、運営審議会がございまして、その中で議論して、改めて現状を把握しながら、増床であればまた増床検討するというふうに議論していきたいと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

町長、町長もやっぱり足りていると思っていらっしゃるかも分かりませんが、やっぱりその町民の必要度というのかな、やっぱり希望というのかな、もう少し欲しいというのがあるんじゃないかなと思いますけど、一言だけ。

○町長（高岡秀規君）

今、課長のほうから答弁ありましたが、現場の特老のスタッフの皆さんとか、そういったことと本当に必要かどうかということも含めて、現場の声を聞きながら検討することになると思います。

○12番（広田 勉君）

これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

令和7年第1回定例会において、議席番号6番松田太志が通告の4項目について質問をいたします。町長並びに担当課長の答弁を求めます。

さて、3月といえば、出会いや別れがある月です。3月13日、南海日日新聞によりますと、3月12日に行われました大島地区での中学校の卒業式では938名の生徒が卒業されたとの記事がありました。先日、高岡町長からもありました2040年問題、人口減少が続く中、遠くの島、徳之島ではなく、選ばれる島、徳之島を、私の中ではキャッチフレーズに、卒業し、島を離れ、

また島に帰って来て島を盛り上げたいと思われる徳之島町のために、一般質問をいたします。

まず、第1項目めです。

歴史を後世へ。令和5年12月21日に、本町と交流のある富山丸の御遺族の方から、町ふるさと納税へ御寄附をいただき感謝状を贈呈しております。この予算を基金として、平和の尊さを次世代へ継承する事業条例を設置しております。コロナ禍以降、多くの行事や伝統が継承されにくくなる昨今、地域の子供たちを慰霊祭等へ参加させることで平和の尊さを次世代へ継承することはできないか、お伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

平成19年3月30日の夜中に、緊急患者を搬送するために徳之島へ向かっていた自衛隊機、天城岳山頂付近にて墜落し、4名の自衛隊員が殉職されました。3月5日に慰霊祭が行われました。議員の皆様、また地域の皆様に御参列いただきありがとうございました。この際に、山小学校の全校生徒9名が、このために作った鎮魂歌を合唱してくださいました。これも、いつまでも次世代へ継承するように、このような取組を行っているところでございます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

松田議員の御質問にお答えします。

おもてなし観光課のほうでは、令和7年度の富山丸慰霊祭には、地元亀徳小学校の児童の皆さんと、鹿児島純心中学校1年生の1名の方の参加を予定しています。この生徒さんは昨年、富山丸沈没から80年になる6月29日、沈没時刻の7時20分に合わせなごみの岬に行ったところ、岡前小学校の6年生児童数名が平和の学習の一環として担任の先生と保護者の方と訪れていて、一緒に慰霊碑に手を合わせました。児童の皆さんは、富山丸の悲劇を通して戦争があったことを学び、今の平和な暮らしについて考えることにつながったようです。このときに、私たち子供が学べば、大人も戦争や平和について考えると学んだことを発表された生徒さんを、今回、慰霊祭に招待し発表してもらおうことになりました。

松田議員がおっしゃるとおり、子供たちは慰霊祭に参加することで、戦争は遠い昔の出来事でもそのことを忘れてはいけない、悲惨な戦争を二度と起こしてはいけないということを学ぶ場となり、その積み重ねが平和の尊さを次世代で継承することにつながっていくのだと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

総務課長、吉田課長、ありがとうございます。

私も亀徳のほうに現在、住んでいまして、先日、保護者の方からこういった言葉をいただきました。亀徳のほうになごみの岬という場所があり、慰霊碑があるんだけど、子供たちがその意味合いを分かっていないというふうな言葉だったんですね。それでハッとしまして、昨年、

一昨年と慰霊祭を思い出したときに、確かに子供たちの参加がなかったなというふうに感じたところです。小学校のほうに伺いましたところ、以前は参加があったと。そして昨日、政田議員のほうにそういった話をしましたところ、幼少期に鼓笛隊で慰霊祭に出席したことがあると。やはり記憶の中に残ってるんですね。そういった意味合いからも、やはり地域に住む子供たちのこういった慰霊祭への参加は、やはり継続して進めていくべきものであるというふうに考えております。

先ほど吉田課長からありました、鹿児島純心中学校ですか。この子が年度が変わって、また4月の慰霊祭に出席をされるっていうことでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

この子が一度、小学校6年生のときに新聞の記事に載りまして、それを通じて鹿児島の遺族の方と交流が始まり、ぜひこの慰霊祭に参加したいということで連絡がありました。

以上です。

○6番（松田太志君）

吉田課長、先ほど地元の小学校のほうに参加を声をかけているというふうなことなんですが、ぜひ、地元中学校のほうも、今現在いらっしゃる校長先生のほうが子供たちにも伝えていきたいというようなことで連絡を待っているようですので、またそこら辺もちょっと声をかけていただいて、中学校全てとなると大変厳しいので、生徒会なり、そういったところにも声をかけていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

松田議員がおっしゃったように、来週あたり空いた時間に校長先生のほうへ相談しに行きたいと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

年度が変わりまして4月19日土曜日でしたかね、その際に富山丸の慰霊祭が行われるというようなことで、我々議員も案内のほうをいただいているところなんですが、やはり、こういった慰霊祭が子供たちが参加することを継続してやっていけるように、各担当課長のほうにお願いをしたいと思います。

今回、おもてなし観光課が窓口というようなことですが、学校教育的な立場から担当課長の答弁をお願いしますか。

○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

平和教育に関しましてはとても重要なことだと思いますし、また令和7年度から徳之島学の方でも戦争への道とか、アメリカ軍の統治下について、戦争に関する、また平和に関することを学習いたします。またそういったことを学校で勉強した後にそういう慰霊祭とかそういったのに参加することで、またより一層、戦争への理解が深まるものと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

ぜひ学校教育的な方向からも、この慰霊祭へ子供たちの参加を声をかけていただいて、継続してその流れがやっていけるようお願い申し上げます。

吉田課長、この御寄附をいただいた御遺族の方は、4月の慰霊祭に出席される予定がありますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

本人さんは来られるということで話を聞いています。その際に、その方が前回、富山丸の「3発の魚雷」という手記を以前、寄贈されていましたが、今回、新たに改訂版を発行し、慰霊祭に合わせて贈呈式を行い、町に寄贈してくださることになっています。頂いた手記は町内の各小中学校に配布される予定になっていますので、ぜひ先生方や保護者の皆さんにも読んでいただき、平和の尊さについて考えてもらいたいと思っています。

以上です。

○6番（松田太志君）

慰霊祭をぜひ継続していただいて、高岡町長、町長の施政方針の中にありました青少年の地域行事への参加促進を図りますというふうなことがございます。高岡町長が以前、予算を基金として条例を制定しているんですが、この点について、まずは高岡町長のお考えを少し伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

昨今の世界情勢からも、ある程度、急激な変化を見るということと、それで価値観が変わってはいけないと、やはり戦争というものは起こしてはならないということも、しっかりと伝えないと、現実的にそういう価値観が変わることはよくないというふうに考えておりますので、しっかりと昔、先祖が痛みを被った歴史についてはしっかりと伝えることが重要かと。よって、参加することが一番そのきっかけになるのではないかなというふうに思います。

○6番（松田太志君）

先日、私、大変お世話になっている方から1冊の本をお借りしました。「徳之島この50年孫たちへの便り」というようなことで、名城秀時さんが執筆された本になるんですが、富山丸であつたり、武州丸の戦争についての歴史がこと細かく載っている本になるんですね。

この名城秀時さんは、徳之島町の旧亀津町の3代の議長、そして徳之島町の2代議長を務められた方というのは、皆さん御承知しているところだと思います。この本は、本当にこの戦争の悲惨さ、そして犠牲になった方々のことがこと細かに掲載されておりまして、この慰霊祭をまた新たな思いで、4月の慰霊祭を臨んでいきたいと思います。また遺族の方たちがお越しになった際に、また「この3発の魚雷」という本も、ちょっと議会側にも少し見せていただいております。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

小学校の空き教室の有効活用をというようなことで質問させていただきたいと思います。

先日、竹山議員のほうからもありました学童保育の件になります。保護者等の働き方の多様化により学童のニーズが高まっているようでございます。来年度の見込みと課題について、まずは伺いたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

来年度の見込みということですが、学童の募集に関しては、それぞれの児童クラブのほうで行っていること、また、これからの県職員等の転出入での変動も多少なりあることから、正確な数字の把握はできておりませんが、担当から各クラブに確認したところ、本年度並みのクラブもあれば、また例年よりもかなり多いクラブもあるようです。

あと課題もですね。課題についても、各クラブごとで異なりますけれども、把握していることでは支援員の確保、また施設や学校からの送迎、施設の老朽化、学童を実施する場所の確保の課題があると伺っているところです。

以上です。

○6番（松田太志君）

放課後児童健全育成というふうなことで、県のPTA連合会からの要望というようなことがございます。私もPTA関係をちょっと携わってまして、こういった資料をいただいたんですが、情報共有というような意味合いでこの場でちょっと報告をさせていただきたいと思います。

令和6年度県PTA連合会から要望に対する回答というふうなことで、全ての児童が放課後を安心安全に過ごし、多様な体験活動ができるよう、放課後子ども教室や児童クラブ等との量的拡大と資質向上に努めていただきたい。また、地域と連携した学校、PTAとするため、学校応援団やPTA等の会合の場として空き教室の有効活用と地域コミュニティの活性化のために学校の開放を積極的に推進していただきたいというような要望がございました。

これに対する回答が、子どもの安心安全な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進することとし、新規改設（学校外からの移転を含む）する放課後児童クラブの所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調査を図り、

できる限り早期に全て学校施設が活用できるようにすることを目標としていますというようなことがございます。

これに伴い、空き教室を利用できないかというようなことで、子ども・子育て会議で、徳之島町の子ども・子育て会議のほうで意見が上がりました。私なりにちょっと調べまして、隣の奄美市なんですけど、奄美市で学童を運営している団体が11団体あります。その中で、学校の空き教室を活用して運営している団体が11のうち7団体あるというふうなことです。これは、単年度ごとに学校との取り決めをしているというようなことではありますが、当初、PTAのほうから学校なり、教育委員会のほうなりに意見を上げて、安全に学校が終わった後に学童が運営できるようにというようなことで対応いただいているというふうなことです。

これに伴って、徳之島町としては先日、子育て会議で要望があったと思いますが、これについてどういうふうな対応を行ったのか、まずお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

松田議員のおっしゃるとおり、子ども・子育て会議で空き教室の利用の質問ございました。また、竹山議員からも同様の質問がございました。学校に放課後児童安全育成事業の内容を伝え、校長先生に確認した結果、学校のほうでは現在空き教室はなく、また不足している状況だということでございました。

以上です。

○6番（松田太志君）

太課長、まず確認したいんですが、子育て会議で要望があって、実際、その学童がどういった環境かっていうのを見に行かれたか。まず確認をちょっとお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

現場に行っておりません。

以上です。

○6番（松田太志君）

先日、竹山議員からもありました母間の学童なんですけど、本当に崖下にありまして、ハブが出るような環境にあります。空き家を、家を探しているというようなことなんですけど、なかなか空きスペースがないというようなことで、今の現状で経営をしているというようなことで、来年見込みが確か30名程度を予定しているというようなことです。先ほどもありました働き方の多様化によって、大変多くの子供さんがその学童を利用しながら保護者が子供さんを預けている現状なんです。この現状をどうにか改善しないといけないということで、竹山議員も実は、その地元の小学校のほうに運営的な会議で学校側と協議をしております。その中で、なかなか方向性が見出せないような現状になっているんですけど、太課長はその校長先生と話をして、

その学校を見に行って、こういった方向性でするので空き教室がないというような話をされましたか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校のほうに訪問いたしまして、校長先生に先ほど申した学校児童安全育成事業の資料を渡しまして、子ども・子育て会議であったことを報告しております。

また学校の施設利用ですけれども、その中に学校を利用する場合には、学校教育に支障がない限り小学校の空き教室を使ってくださいとございます。学校のほうでは、現在、いろんな事業の中で教室のほうが提供できるところがないというふうに回答いただいております。

以上です。

○6番（松田太志君）

これは太課長、学校長が言うことなので、なかなか方向性が見出せないというようなことがあるんですが、学校の教育的環境で、方向性というのがあるのはよく分かるんです。ただ放課後児童健全育成というふうな意味合いになりますので、子供たちが学校終わった後から保護者が迎えに来る間の時間になるわけですね。なので、学校の授業中、小学校1年生から6年生まで授業の終わる時間はそれぞれではあるんですが、その中で1年生から3年生までが1時間程度ずれながら学校の授業を終了していく中で、その学校運営に支障を来すという意味合いは何を指すのでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校運営に支障を来すのは授業中、仮に生徒が授業している中で、子供たちが学校から帰らずにそこで授業の妨げになったりとか、その他の部外者が学校に入ってくると。教室の建物、教室内には子供たちがいらっしゃいます。学校の管轄内で第三者が入ってくるときは、それなりのいろんな契約といたしますか、お話し合いはしないといけません。ですので、そういったことをする場合には現在の段階できませんし、これからしていく場合にも協議が必要だと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

高岡町長、町長の施政方針にもございます、7ページです。放課後児童健全育成の促進等というふうな文言があります。先ほど私も一般質問の最初で申し上げました、遠くの島、徳之島ではなく選ばれる島徳之島であるべきで、この保護者の働き方の多様化によって本当に学童というのは需要が高まってきているんですね。まずどういうふうに高岡町長は、今の一般質問の中で考えているのかを、町長なりの考えをまずお聞かせ願いますか。

○町長（高岡秀規君）

その学童保育にしても、放課後等々の扱いについては悩ましい問題でもありますけれども、町の幼稚園でもしっかりと民間と同じような預かる時間とか、サービスはすべきだという話を今しているところでございまして、母間のあれはペンギン村ですか、それは最初スタートしたのが、ボランティアから始まり、空き家を町のほうが恐らく単独で支援したのではないかなと記憶にございます。それがスタートでした。今、20名、30名という少しずつ増えているなど、数に少し驚きを感じているところですが、その場所については学校以外にもないのか、また空き家でもまた改修したらあるのか、じゃあ公民館はどうなのかとか、様々な方向から環境のよい場所を、少し検討することが必要かなと今感じているところで、さらにまた学校側と放課後のことでありますので努力すればできる可能性もありますから、その辺についてはしっかりと話し合いをしたいなというふうに思います。

○6番（松田太志君）

子供たちの環境のよい場での放課後児童クラブを提供できるように、関係機関で話し合いをお願いしたいと思います。子育て会議、子ども・子育て会議、徳之島町の子ども・子育て会議で要望が上がってくるというふうの意味合いをしっかりと受け止めていただいて、やはりこの点を改善していくというようなことが必要になってきますので、太課長、もう一回お願いします。意味合いがありますので。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

放課後に子供たちの集まる児童クラブに関しましては、学校利用というのはできると思いますが、しかしながら、現段階ではできていないと、利用が難しいという状況でございます。これに関しましては介護福祉課と協議をしながら、またどの方向性ができるかということがありますけれども、今後また協議をして進めていきたいと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ子育て環境がよい環境で提供できるようにお願い申し上げます。

次の質問に行きたいと思います。3項目めの質問に行きたいと思います。

北部地区認定こども園についてお伺いをしたいと思います。令和7年建設予定であった北部地区認定こども園、令和7年度当初予算にないようですが、今後のスケジュール、何で前に進んでいないのかについてまずお伺いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えします。

先日、竹山議員の質問でもお答えしておりますけれども、現在、建設検討委員会の開催準備を進めております。開催に至っておりません、特段の進捗がないところなんですけれども、介護福祉課においては今年度、3回の子ども・子育て会議を通して7年度から11年度の計画期間とする第3期子ども・子育て計画を策定しております。その中で、改めて、子ども教育のニーズ調査を行っておりますので、その結果報告など踏まえて、また関係課と協議、連携を図りながら、検討を進めていきたいと思っております。

また、なかなか進まないということです、一応、昨年度から年に一、二回協議をしながら話はしているんですけれども、やはりこの認定こども園自体が起債、一般財源、補助金がない事業ですので、起債計画等を見ながら進めていこうということでしております。

以上です。

○6番（松田太志君）

先日、子ども・子育て会議がございました。その中でも多数の委員から、認定こども園の建設について質問がありました。担当課のほうで答えていたんですが、建設検討委員会開催するまでに、開催がされるまでに書類がそろってないというようなことですか。検討委員会、建設検討委員会をする前に必要な書類があるということですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

10月に準備委員会を開きまして、昨年の12月に建設検討委員会の準備を進めるということで委員の構成を作りまして、承諾書を送っていたところなんですけれども、その承諾書もそろわない状況もありまして、ちょっと遅れつつあったということでございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

承諾書がそろわないから建設検討委員会が開催できないというのは、捉えでいいんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

そういうことにもなります。

以上です。

○6番（松田太志君）

何名の委員に承諾書を送って、何名の委員が承諾を送って来てないんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

それは書類準備していたんですけども、ちょっと忘れてしまいましたので、委員数はちょっと把握しておりませんが、2月の段階で2名ほど、2月に1名、3月に1名もらったところでございます。

○6番（松田太志君）

残り数名という捉えでいいんですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

申し訳ございません。3月の11日に最終をいただいておりますので、全て今、そろっております。ですので、今、担当とお話をしまして、今年度は非常に厳しいんですけれども、令和7年度早々に開いていきたいというふうに調整しております。

以上です。

○6番（松田太志君）

3月になってようやく承諾書が届いたので、今年度は厳しいけど来年度に向けて建設検討委員会を開催するというようなことですよね。こういった書類、なかなかそろわないと色々な意見があるので難しいとは思いますが、そろわなかった方に対して呼びかけをしてはあったんですよね、呼びかけは。

○介護福祉課長（廣 智和君）

あまりにも毎日言うとはよくありませんので、そのときどきに応じてお話はしておりました。

以上です。

○6番（松田太志君）

承諾書一つで町の方向性が、いろんな事業がガラッと変わってくるという、これ大変な問題なんですね。やはり多くの方がこの北部地区の認定こども園については興味を持っているんです。委員からも大変多くの意見をいただいているのは課長もよく存じておると思うんです。

奄美市が認定こども園を今度建設されますね。奄美市もやはり待機児童の問題とあって、小規模保育等々をしたんだけど、その後の預け場所がないというようなことで認定こども園はようやく進んだような記憶をしているんですが、先ほども伝えました選ばれる島を町としてやっていくのに、承諾書がそろわなくて話合いが開催できなかったというのは、これ大変な痛手だと思いますよ、どう思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

この間の子ども・子育て会議のほうでいろいろな意見をいただきました。そのときに私も、やはり私たちが思っている以上に、非常に皆さん、すごく気にしていまして、もっとスピード感のあるようにできればよかったなとちょっと反省しているところでございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

もう終わったことですので、来年度に向けてどういうふうになれば早くこの物事が改善していくかというようなことで、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。最後の質問になります。われんきやポイント事業について

お伺いをしたいと思います。

先日、勇元議員のほうからも質問がありましたので、若干縮小するような感じになりますが、令和7年2月で409名の登録数で41.2%、3,252ポイントのポイント数で62万円というようなことでした。令和5年が294名、28.8%、少しずつ登録者数が伸びているふうに感じます。商品券がございますが、この商品券の受取状況について伺いたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和6年度商品券につきましては、受取状況は3,000ポイントを発行しておりますが、その中で54ポイント無効となりました。理由といたしましたは、受取に来ていらっしゃる方がいらっしゃったためです。

以上です。

○6番（松田太志君）

太課長、54ポイント無効というのは、これは1名、1世帯というふうに捉えたらいいでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

12名の方です。

以上です。

○6番（松田太志君）

地域の行事に参加をして、54ポイントを取得したのだが、これはもう54ポイントは来年度繰り越しができましたよね。できない。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

この54ポイントに関しては、もう失効いたします。また受取に來れなかった方と少しお話したんですけれども、ポイント数が少なくて仕事を休んで來れなかったという御意見もありました。

以上です。

○6番（松田太志君）

われんきゃポイントについては、先日、小学校のPTAの役員会の際に、すごくいい事業だというふうな、町長、お言葉をいただきまして、しかしながら登録者数が41.2%というふうなことで、まだ半分以上の子供たちが登録していない状況なんですね。その中で1点出た意見なんです、PTAの総会等が終わった後に少しお時間をいただいて説明ができないかというふうなこともあったんですが、なかなか町学校教育課から職員等行くと、時間も限られてきます

ので、そこら辺、改善点とかなかなか、こうやれば保護者が、子供たちが登録しやすいよなというような環境がないよなというふうな意見があったんですね。そこら辺について何か改善点がありますか。保護者、新規で登録するのに、学校教育課として学校のPTA総会が終わった後に担当職員が説明に行くだとかですね。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

われんきゃポイントの促進に関しましては、3月に駐在員会がございました。その中でも説明いたしまして、駐在員の方からいろんな御質問がありまして、地区のほうでも進めていけるものと思います。

また議員のおっしゃりましたPTAとか、そういう学校の集まりに関して職員がそこでの説明ということは可能ですし、その辺に関しても職員とお話しして、時間があれば行けるように設定したいと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

当初予算のほうにも幼稚園生、小学校、中学校の人数等が載っていましたので、参考にしながら958名の人数というようなことでありましたが、私も以前の一般質問のほうで取り上げさせていただきました。高校生を入れさせてくれないかというような要望等をさせていただきました。これは町長も施政方針の中にあります青少年地域行事への参加促進につながるんだと思うんですね。この点については太課長、来年度の高校生、来年度の予算で確か1万円掛ける1,000名の予算になっていたかと思うんです。そこら辺についてちょっと説明をお願いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

来年度に向けましては現在、同様の幼稚園年長と小学生、中学生を対象とした予算を組んでおります。また議員のおっしゃる高校生に関しましては、これからいろんな会合を持ちましてどうするかという検討をしております。

また、予算に関しましては現在の予算を減額にした理由に関しましては、ポイントに関しましては、ある程度の100万、200万単位の発行ですので、当初予算では減額しております。また増加すれば補正予算で対応したいと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

私も高校生の人数を高校のほうにちょっと調べましたところ、令和6年4月現在の人数が、徳之島高校が1年生から3年生まで141名、樟南高校ですと1年生から3年生までが79名とい

うことで、徳之島町内の高校生が220名というようなことでした。やはり町長、大事なことは、こういった高校生が青少年地域行事へ参加していくことだと思うんですね。先日の議会の一般質問でも取り上げさせていただきました、いろんな行事に高校生が参加することで青年団との結びつき、そして幼稚園生、小学生、中学生が高校生のお兄ちゃん、お姉ちゃんを憧れの存在だと思って、やはりすごいよい連鎖が生み出ていくんですね。町長はこのわれんきゃポイント事業、素晴らしい事業だと思います。ただそれを点と点をつないで線にしていけないと円は生まれてこないですので、町長のわれんきゃポイント事業にける思い、どういった思いですか。

○町長（高岡秀規君）

当初、このわれんきゃポイントというものは、親子の絆というものが希薄になってきている段階で、親子での参加というのを推進しようというところからスタートしております。高校生については今後、課長のほうからも答弁がありましたが、まずはまだ41%の加入率ですし、まだまだ稼働率が少ないかなということで、少し浸透をすることにまず神経を注いで、今後は高校生どうするかについては検討していきたいというふうに思います。

○6番（松田太志君）

高岡町長が先ほど言っていました2040年問題、労働力不足による経済停滞、そして社会保障費の増大、医療・介護サービスの需要の急増、公務員の不足による公共機能の低下、老朽化したインフラ公共施設の増加、交通機関の維持困難というような問題が出てきているわけですね。こういった問題が分かっている前提で、今、中学生、高校生の子供たちが島に帰って来て、じゃあどういうふうにしてやっていくのか。今の事業が身となってきますので、この徳之島町内の高校生220名であれば、こういった子供たちも地域行事に参加していただいて、ポイントはおまけみたいなものです。一番の方向は、地域の行事に参加をして、いろんな方たちの関わりを持つことなんですね。そして、そこにおまけでポイントが付いてきて、ポイントに対しての商品券。この商品券を地域で還元することによって地域経済が回ったり、その子たちのお金の勉強になってくるというのは先日もお伝えしたところですので、町長の施政方針の言葉にもあります。今後、ポイント対象事業や対象店舗を拡大することで、児童生徒や家族ぐるみの前向きな努力や挑戦を応援し、やる気を育て、学ぶ意欲を高めるとともに子育て世帯を支える地域づくりに取り組みますというようなことなんです。このわれんきゃポイント事業がやはり多くの保護者から指示を得ているというのは、私もPTAなりで感じていますので、そして多くの行事に参加していただいて、中学生も極力参加できるような環境。今、登録はしているんだけど幼稚園生、小学生は進んでいっています。ただ中学生がなかなか参加していないような状況なんですね。こういったところも改善していくような環境をつくっていただければと思います。

最後1点になりますが、実施要項の関係で商品券の使用期限があったんですが、太課長、こ

の実施要項の使用期間は御存じですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

使用期限は設けておりますけれども、ちょっと手元に資料がないので、いつというのはお答えできません。

○6番（松田太志君）

商品券の使用期間が7月1日から3月31日になっているというふうなことで、町の記事のほうに載っていたんですが、今年度はちょっと早い段階で終わったんですね。そこら辺はちょっと確認していただいて、子供たちがバタバタと商品券を使うような環境があったものですから、期間を定めるのはいいと思うんですが、そこら辺をもう少し年度内で予算を使い切るという意味合いではあるんですが、それよりちょっと早いような段階だったんで、そこら辺ちょっと答弁をお願いします。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

前年度は期間が短くて途中スタートいたしまして、年度内でなるべく終わるということで期間を短くしております。この年に関しまして、12月に発行いたしまして2月締め切りの、現在、今、商店から、お店からの換金をしている状況でございます。

以上です。

○6番（松田太志君）

太課長、ありがとうございます。PDCAサイクルですね、計画、実行、評価、改善として、またPのほうに戻るわけですね。大変すばらしい事業です、われんきゃポイント事業ですね。地域の子供たちが地域の行事に参加することによって、地域も潤いますので、子供たちの生きる力もついていきますので、来年度の当初予算も期待をしながら、私、松田太志の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月17日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時29分

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

第 4 日

令和 7 年 3 月 17 日

令和7年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和7年3月17日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 発議第 1 号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正する条例について
……………（植木 厚吉 外1名）
- 日程第 2 発議第 2 号 徳之島町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について ……（徳田 進 外4名）
- 日程第 3 議案第 4 号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ……（町長提出）
- 日程第 4 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ……（町長提出）
- 日程第 5 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ……（町長提出）
- 日程第 6 議案第 7 号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ……（町長提出）
- 日程第 7 議案第 8 号 令和6年度一般会計補正予算（第8号）について
……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第 9 号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について ……（町長提出）
- 日程第 9 議案第10号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について ……（町長提出）
- 日程第10 議案第11号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について ……（町長提出）
- 日程第11 議案第12号 令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）について ……（町長提出）
- 日程第12 議案第13号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第4号）について ……（町長提出）
- 日程第13 議案第14号 令和7年度一般会計歳入歳出予算について ……（町長提出）
- 日程第14 議案第15号 令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について ……（町長提出）
- 日程第15 議案第16号 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に

- について (町長提出)
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 7 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
について (町長提出)
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 7 年度水道事業会計歳入歳出予算について
..... (町長提出)
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 7 年度下水道事業会計歳入歳出予算について
..... (町長提出)
- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 発議第1号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、発議第1号、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○4番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

それでは、発議第1号の趣旨を説明申し上げます。

本案は、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容としては、平成16年に徳之島町行政改革大綱が策定され、その一環として議員報酬10%減額の改定を行いましたが、当時の減額措置のまま20年が経過をしております。

町村議会は報酬制度を取っており、議員報酬は政務活動の原資ともなっております。昨今の物価経費などの高騰により、議員活動に関わる経費等の負担が増加する中、現況のままでは活動の停滞や、今後の議員のなり手不足なども懸念されております。

これらの現状と、また特別職報酬等審議会の答申も考慮した上で、議員報酬を減額前へ戻す必要と考え、改正の提案をするものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

議員報酬20年前に下げてそのままでございますけど、それは、議員活動に必要な経費として上げるのは当然だと思いますけど、この問題が議会のほうで話し合われて、それから、町民の皆様ともいろいろ話しました。20年間上げていない、そのために議員活動ができないという状況にもなっています。それに対して、町民の皆様の声は、20年前から議員の定数も一緒じゃないかという話もありました。今後は、議員定数を減らして、今度の報酬以上にちょっと上げて、

若手がどんどん議会に出るような、そして、女性議員が誕生するような方向にもっていったらいいと思います。これは要望です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 発議第2号 徳之島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、発議第2号、徳之島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（徳田 進君）

ただいま議題となりました発議第2号の趣旨説明を申し上げます。

本案は、徳之島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性向上並び、行政運営の簡素化及び、効率化を図るためのデジタル社会基本等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用する条文の整理等を行う必要があるため改正するものです。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号、徳之島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第4号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第4号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、令和6年人事院勧告を受けて、職員手当及び給与等の改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 6 議案第 7 号 徳之島町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 6、議案第 7 号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第 7 号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、国民健康保険法施行例の一部改正に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号、徳之島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 7 議案第 8 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 7、議案第 8 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,627万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,770万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税9,888万1,000円、諸収入6,835万3,000円、地方消費税交付金6,654万9,000円などの増額、繰入金1億4,720万円、国庫支出金6,166万3,000円、県支出金4,396万5,000円などの減額であります。

歳出の主な内容は、民生費7,391万8,000円、公債費1,060万円、災害復旧費195万5,000円などの増額、農林水産業費5,352万円、総務費5,147万5,000円、教育費2,661万3,000円などの減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

質疑の前に、14日の日に補正予算事前説明会を行っておりますので、その辺をお含みいただきながら、これから質疑を行います。

○3番（宮之原剛君）

1か所だけちょっとお伺いしたいんですけども、事項別明細書17ページ、款項目2、1、15の18ですね。奄美群島航空航路運賃軽減協議会補助金の332万の減額であります。この説明をお願いいたします。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

奄美群島航空航路運賃軽減協議会への負担金につきましては、実績による減額となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

実績ということで、この制度は、去年の4月から介護帰省も含めて拡充されましたが、前回の12月の議会のときに、一般質問で私は、3月に実績を踏まえて制度拡充をと申し上げておりますので、ちょっとお伺いをした次第であります。ちょっと企画課からもらった資料によりますと、奄美全体で3,619万9,000円の減額補正となっております。今後、制度の周知も含めて、介護帰省の場合は年3回以上の帰省ですね。それと、親もしくはおじいちゃん、おばあちゃん等が入所している場合は対象外ということとか、それから、奄美大島と各離島間

は適用外と、対象外と、鹿児島から、本土から奄美まで来て、L C Cか何かで来て、そこから先は適用外ということになっておるようでありますので、そこら辺も含めてハードルがちょっと高いのではないかと。せっかく制度拡充がなされておりますので、実績を踏まえて条件の緩和また見直しを町長も前回12月の議会でも言われておりましたが、冠婚葬祭等の帰省も含めて、今後、奄振の運賃軽減の協議会等で御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

費用対効果という面で、今現在、宮之原議員がおっしゃったように、あまり利用されていないイコール費用対効果がないということであれば、拡充して費用対効果が出るような施策に切り替えていただけないかという要望等は可能かというふうに思っておりますので、今後は、更に4月から運賃が値上げということで、拡充が求められるというふうに思っておりますので、しっかりと要望活動はしていきたいというふうに思います。

○3番（宮之原剛君）

奄美大島、群島の町村会長もされておる高岡町長でありますので、どうか今後とも、要望です、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

要望として聞いてもらいたいと思います。補正予算見たら、減額が多いんですよ。事業費にしても、予算を組んでそのまま減額するとか、そういうのが多々あります。予算を組む場合は、もっとしっかり計画性を持って、今後は予算を組んでもらいたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和6年度一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第 9 号 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 5 号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 8、議案第 9 号、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第 9 号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 215 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 1,128 万 8,000 円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金 1,679 万 6,000 円、諸収入 103 万 4,000 円の増額、国民健康保険税 1,146 万 1,000 円、県支出金 852 万 9,000 円の減額であります。

歳出の内容は、保険給付費 20 万円の増額、保険事業費 214 万 1,000 円、総務費 21 万 4,000 円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第10号 令和6年度介護保険事業特別会計補正
予算（第4号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第10号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,402万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,055万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金895万2,000円、国庫支出金685万9,000円、支払基金交付金530万6,000円、県支出金290万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、保険給付費1,791万5,000円、地域支援事業費589万円、総務費22万1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第11号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補
正予算（第4号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第11号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,332万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料157万2,000円の増額、諸収入301万7,000円、繰入金5万6,000円の減額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合給付金157万2,000円、予備費5万3,000円の増額、保険事業費307万円、総務費5万6,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第12号 令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第12号、令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益2,721万4,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業外費用1,951万4,000円、営業費用770万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和6年度水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第13号 令和6年度下水道事業会計補正予算
(第4号) について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第13号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度下水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、下水道事業の収益的収入におきまして、営業外収益106万2,000円、営業収益4万9,000円の減額であります。

収益的支出におきまして、営業費用111万1,000円の減額であります。

農業集落排水事業の収益的収入におきまして、営業外収益8万9,000円の増額、営業収益2,000円の減額であります。

収益的支出におきまして、営業費用8万7,000円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、企業債1,000万円、国庫補助金4万9,000円の増額であります。

資本的支出におきまして、建設改良費91万2,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第14号 令和7年度一般会計歳入歳出予算について

△ 日程第14 議案第15号 令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第15 議案第16号 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第16 議案第17号 令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第17 議案第18号 令和7年度水道事業会計歳入歳出予算について

△ 日程第18 議案第19号 令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第14号、令和7年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第18、議案第19号、令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和7年度当初予算書を提出するに当たり、予算編成における主な方針と予算の概要を説明申し上げ、議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たっては、財源不足を解消するとともに、歳入に見合った歳出とし、継続可能な財政構造の確立を目指します。そのため、歳入面では、国や県の情報を収集し共有化を図るとともに、全職員が新たに活用できる補助制度等を検討することや、自主財源の確保につながる施策に取り組む必要がございます。

歳出面では、人件費の増加や物価高への対応を踏まえ、これまで以上に義務的経費の抑制に努め、需用費や委託料等の物件費、補助費等については、シーリングを設定して予算編成を行いました。

また、繰出金の抑制・削減に取り組むほか、公共施設の長寿命化計画等の策定による年次的改修計画など、維持補修経費への特定財源の確保に努め、本町が実施している各種施策に実り

あるものとするため、最小の経費と最大の行政効果を目標に上げ、限られた財源でより質の高い行政サービスを提供することなどを主な方針といたしました。

令和7年度の一般会計当初予算は87億3,440万円で、前年度当初予算に対し0.6%、金額にして5,270万円の減額の予算であります。

予算編成では主要な施策を実施するに当たり、財政調整基金、ふるさと思いやり基金、教育施設等整備基金などの繰入れを行いました。公債費につきましては、新庁舎建設事業における地方債の償還開始や東天城中学校建設事業債、公共施設等の更新改修による地方債の借入れにより今後も増加することが予想されます。経常収支比率につきましては、同水準が維持されているものの、依然として硬直化が進んでおりますので、自主財源の確保を図るため、町税における着実な滞納整理の実施、使用料手数料等の適正化を推進し、財政の健全化に努めてまいります。

主な歳入の概要を、前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

町税は2,240万9,000円の増額、主に個人住民税、市町村たばこ税の増額であります。

地方交付税は5,000万円の増額、主に普通交付税の増額であります。

国庫支出金は1億4,634万1,000円の減額、主に東天城中学校建設事業における公立学校施設環境改善交付金の減額であります。

県支出金は6,561万7,000円の減額、主に奄美群島成長戦略推進交付金や畜産クラスター施設整備事業補助金の減額であります。

寄附金は4,119万8,000円の減額、主にふるさと思いやり基金寄附金の減額であります。

繰入金は2億7,303万3,000円の増額、主に財政調整金繰入金、教育施設等整備基金による増額であります。

町債は1億2,200万円の減額、主に東天城中学校建設事業債、臨時財政対策債、緊急浚渫推進事業債の減額であります。

次に、歳出概要を前年度当初予算対比で御説明申し上げます。

議会費は500万6,000円の増額、主に議員報酬の増額であります。

総務費は2,244万9,000円の減額、主にふるさと納税推進事業、アンダーシービレッジ整備事業による減額であります。

民生費は8,838万円の増額、主に児童手当制度の改正拡充による増額であります。

衛生費は1億4,692万6,000円の増額、主に徳之島愛ランドクリーンセンター基幹的整備改良事業実施負担金による増額であります。

農林水産業費は1億5,565万2,000円の減額、主に畜産クラスター施設整備事業、畜産基盤再編総合整備事業、堆肥センター管理運営費による減額であります。

商工費は2,364万8,000円の増額、主にサーフィニアジア大会事業、徳之島世界自然遺産セン

ター運営負担金による増額であります。

土木費は4,231万5,000円の減額、主に防災・安全社会資本整備事業、緊急浚渫推進事業による減額であります。

消防費は1,002万5,000円の減額、主に水槽付消防ポンプ自動車導入事業による減額であります。

教育費は1億1,143万2,000円の減額、主に東天城中学校建設事業による減額であります。

公債費は2,570万1,000円の増額、町債元金償還金の増額であります。

続きまして、特別会計の当初予算は、それぞれ次のようになっております。

国民健康保険事業特別会計12億4,166万1,000円、前年度比12.5%の減額。

介護保険事業特別会計10億1,462万3,000円、前年度比3.0%の減額。

後期高齢者医療特別会計1億5,499万9,000円、前年度比2.2%の増額。

水道事業会計のうち収益的収入及び支出は4億4,007万、前年度比3.8%の増額、資本的支出は4億385万7,000円、前年度比16.3%の減額であります。

下水道事業会計収益的収入及び支出は2億7,912万6,000円、前年度比4.5%の減額、資本的支出は4億7,372万円、前年度比0.6%の減額であります。

以上、令和7年度の当初予算案の概要を申し上げます。

何とぞ御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから6件について総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本予算案6件については、議長を除く15名の委員で構成する令和7年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、本予算案6件については、議長を除く15名の委員で構成する令和7年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の植木厚吉議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の松田太志議員が決定しました。

△ 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第1号の提案理由の御説明を申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳986番地8、安田司氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は適任であると答申することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任であると答申することに決定しました。

△ 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第２号の提案理由の御説明を申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求める件であります。

内容は、徳之島町亀徳2040番地２、徳山とし子氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前１０時３８分

再開 午前１０時３９分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は適任であると答申することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦については適任であると答申することに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、３月21日午後４時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午前１０時４０分

令和 7 年第 1 回徳之島町議会定例会

第 5 日

令和 7 年 3 月 21 日

令和7年第1回徳之島町議会定例会会議録

令和7年3月21日（金曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第5号）

○開 議

○日程第 1 議案第14号 令和7年度一般会計歳入歳出予算について
.....（予算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第15号 令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について（予算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第16号 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について（予算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第17号 令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について（予算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第18号 令和7年度水道事業会計歳入歳出予算について
.....（予算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第19号 令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算について
.....（予算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第20号 徳之島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）

○日程第 8 議案第21号 徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について（町長提出）

○日程第 9 議案第22号 徳之島町堆肥センターの指定管理者の指定について（町長提出）

○日程第10 議員派遣の件

○日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
.....（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	内 博 行 君	2 番	政 田 正 武 君
3 番	宮之原 剛 君	4 番	植 木 厚 吉 君
5 番	竹 山 成 浩 君	6 番	松 田 太 志 君
7 番	富 田 良 一 君	8 番	勇 元 勝 雄 君
9 番	徳 田 進 君	10 番	池 山 富 良 君
11 番	是 枝 孝太郎 君	12 番	広 田 勉 君
13 番	木 原 良 治 君	14 番	福 岡 兵八郎 君
15 番	大 沢 章 宏 君	16 番	行 沢 弘 栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事 務 局 長	清 原 美保子 君	主 査	中 野 愛 香 君
---------	-----------	-----	-----------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 岡 秀 規 君	教 育 長	福 宏 人 君
総 務 課 長	村 上 和 代 君	企 画 課 長	中 島 友 記 君
建 設 課 長	作 城 なおみ 君	花 徳 支 所 長	尚 康 典 君
農林水産課長	高 城 博 也 君	耕 地 課 長	水 野 毅 君
地域営業課長	清 瀬 博 之 君	農委事務局長	白 坂 貴 仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安 田 誠 君
介護福祉課長	廣 智 和 君	健康増進課長	吉 田 忍 君
おもてなし観光課長	吉 田 広 和 君	税 務 課 長	新 田 良 二 君
住民生活課長	大 山 寛 樹 君	選管事務局長	藤 康 裕 君
会計管理者・会計課長	田 畑 和 也 君	水 道 課 長	保 久 幸 仁 君

△ 開 議 午後 4 時 0 0 分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 議案第14号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算について

△ 日程第 2 議案第15号 令和 7 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第 3 議案第16号 令和 7 年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第 4 議案第17号 令和 7 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について

△ 日程第 5 議案第18号 令和 7 年度水道事業会計歳入歳出予算について

△ 日程第 6 議案第19号 令和 7 年度下水道事業会計歳入歳出予算について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 1、議案第14号、令和 7 年度一般会計歳入歳出予算についてから、日程第 6、議案第 19号、令和 7 年度下水道事業会計歳入歳出予算についてまで、以上 6 件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（植木厚吉君）

皆さん、こんにちは。

それでは、令和 7 年度一般会計歳入歳出予算並びに 5 特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会での審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、去る 3 月 17 日に委員会を招集し、17 日、18 日に一般会計並びに特別会計の審査を行いました。2 日間にわたり、町長はじめ、総務課長並びに各担当課長、財政担当及び各課担当職員の出席を求め、説明資料に基づいて審査をいたしました。

審査の過程では、令和 7 年度の予算に係る事業の報告、課題、方策等について質疑や要望がなされました。

主な要望について御報告をいたします。

空き家対策総合支援事業については、各課が連携・協力をして調査に努められたい。

ばれいしょ農家の所得向上を目指し、研修会等を実施して情報提供に努められるとともに、

実践的な技術習得の支援を行い、サポート体制の強化に努められたい。

また、審査の結果については、審査終了後、議長へ報告しており、内容については御承知のことですから省略をいたします。

議案第14号、令和7年度一般会計歳入歳出予算、議案第15号、令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第16号、令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号、令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、議案第18号、令和7年度水道事業会計歳入歳出予算、議案第19号、令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算、以上6件について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第14号、令和7年度一般会計歳入歳出予算について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和7年度一般会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号、令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和7年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号、令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号、令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号、令和7年度水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和7年度水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号、令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号、令和7年度下水道事業会計歳入歳出予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第20号 徳之島町子ども医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第20号、徳之島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第20号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、「徳之島町子ども医療費の助成に関する条例」の題名を「徳之島町子ども医療費給付条例」へ一部名称変更、また、子ども医療費支給対象者の負担軽減及び支払方式の変更に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号、徳之島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第21号 徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第21号、徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第21号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町出産祝金支給額の変更に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号、徳之島町出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

[退席する者あり]

△ 日程第9 議案第22号 徳之島町堆肥センターの指定管理者の指定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第22号、徳之島町堆肥センターの指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第22号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に基づき、指定管理の候補者について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町堆肥センター指定管理者の指定についてであります。

施設名、徳之島町堆肥センター。団体名、所在地、徳之島町亀津2918番地、名称、一般財団法人徳之島町地域振興公社。代表者名、代表理事、高城博也。指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までであります。

何とぞ御審議の上。議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号、徳之島町堆肥センターの指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決されました。

△ 日程第10 議員派遣の件

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣するこ
とに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱い
を議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱い
を議長に一任することに決定しました。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中
の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること
に決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で、令和7年第1回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 竹 山 成 浩

徳之島町議会議員 徳 田 進